

EU 相続規則における相続準拠法の適用範囲について ——ドイツ国際私法の観点から——

金子 洋一

(目次)

- 第 1 章 はじめに
- 第 2 章 事項的適用範囲及び概念規定
- 第 3 章 管轄
- 第 4 章 準拠法
- 第 5 章 裁判の承認及び執行
- 第 6 章 公文書の受領及び執行、並びに裁判上の和解の執行
- 第 7 章 欧州相続証明書
- 第 8 章 経過規定及び最終規定
- 第 9 章 むすびにかえて——今後の展望と残された課題

(資料)

- 1 相続事件における管轄、準拠法、裁判の承認及び執行、公文書の受領及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する 2012 年 7 月 4 日の欧州議会・理事会規則（仮訳）
- 2 相続事件における管轄、準拠法、裁判及び公文書の承認及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する欧州議会・理事会規則のための提案（仮訳・抄訳）

第 1 章 はじめに

ある人の死亡に伴って生じる権利義務の承継に国際的要素があるために、準拠法を選択する必要がある場合に、その被相続人の財産（債務も含む）のうち、どれが相続の対象となり、どれが相続の対象とならないかについて、どのような準拠法を適用するか（いわゆる相続財産の構成の準拠法）が問題となる¹。

筆者は、前稿²において、この相続財産の構成の準拠法の問題についてのわが国の従来の通説の嚆矢の一つとされてきた久保岩太郎教授の見解及び久保教授が依拠されたドイツのフランケンシュタイン(Ernst Frankenstein)の見解の検討を行った。前稿における検討によって、筆者には、ある人の死亡に伴って生じる権利義務の承継のプロセスを全体として見ると、「いかなる権利義務が相続財産に帰属するか」といういわゆる「相続財産の構成の問題」には、従来わが国において主として議論されてきた「被相続人の死亡の時点で被相続人に帰属していた権利義務が相続財産に帰属するか否か」という問題以外にも、それとは

¹ 早川眞一郎「『相続財産の構成』の準拠法について——《不法行為と相続》研究のための序論的考察——」関西大学法学論集第 38 巻第 2・3 合併号(1988 年)325 頁、327 頁以下参照。

² 拙稿「わが国の国際私法における相続準拠法の適用範囲について」千葉大学人文社会科学研究第 25 号(2012 年)57 頁。

区別して論じられるべき複数の問題が含まれているのではないか、という問題意識が生じた。筆者は、このような問題意識に基づいて、わが国の国際私法の母国たるドイツにおける議論の検討を開始したところ、ドイツも加盟する EU（欧州連合）においては、2012 年 7 月 4 日に「相続事件における管轄、準拠法、裁判の承認及び執行、公文書の受領及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する 2012 年 7 月 4 日の欧州議会・理事会規則（以下、『相続規則』という。）」が採択され、2012 年 8 月 16 日から施行されることとなった。そこで、内容的な区切り及び紙幅等の理由から、相続規則の採択までを一区切りとして、別稿³において公表することとした。

本稿は、別稿でのドイツ国際私法の議論についての検討を基礎として、主としてドイツ国際私法の観点から、相続規則の内容及び採択過程における議論を概観し、今後の検討への示唆を得ようとするものである。

第 1 節 ヨーロッパにおける法の統一

法の統一は、EU の法政策上の協議事項のリスト(Agenda)のかなり上位に記載されている。27 の加盟国ごとに異なる法秩序が並存している状態は、域内市場に対する最大の障害とも見られており、その解消に向けた EU のこれまでの活動においては、統一的なヨーロッパ契約法に向けた活動がその中心を占めてきた。しかし、EU のレベルにおける法の統一に関する議論は、しばしば停滞を余儀なくされてきた。その背景には EU の権限の問題があるとされている。というのも、実質私法の領域においては、欧州の立法者は包括的な立法権限を有していない。そのような立法権限は、域内市場の振興の枠組みにおいてのみ与えられているにすぎない（欧州連合の機能に関する条約第 114 条）。そして、この権限も（もちろん今日までそれが実際に EU の権限に対するブレーキとなったことはないが）補完性の留保(Subsidiaritätsvorbehalt)のもとにある（欧州連合条約第 5 条）のである⁴。

いずれにせよ、今日まで、実質相続法の領域における統一の努力はなされていない。共通参照枠の計画も、すでに存在する共通参照枠草案(DCFR)⁵も、これまでに、相続法及び親族法に挑戦したことはない。確かに、それには理由がないわけではない。というのも、相続法は、契約法や物権法と比べてはるかに、ある共同体の社会文化上の観念によって、そして宗教上の観念によっても特徴付けられているからである。それゆえに、相続法の領域における実質法の統一は議論の対象とされていない。EU の欧州委員会も、簡潔に、加盟国の実質相続法の統一は「考慮の対象にならない(nicht in Frage kommt ; inconceivable)」と述べている⁶。

しかし、まさにこの文化的な背景を理由として、流動性の高い社会においては、相続法も重要な機能を有している。人と資本の自由な移動によって特徴付けられている欧州連合

³ 拙稿「ドイツ国際私法における相続準拠法の適用範囲について——遺産の範囲の決定に関する序論的考察——」千葉大学人文社会科学研究第 26 号(2013 年)掲載予定。

⁴ Stephan Lorenz, Erbrecht in Europa – Auf dem Weg zu kollisionsrechtlicher Rechtseinheit, ErbR 2012, S.39.

⁵ Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law, Draft Common Frame of Reference (Full Edition) (http://ec.europa.eu/justice/contract/files/european-private-law_en.pdf(2013 年 2 月 11 日最終アクセス))。

⁶ Grünbuch Erb- und Testamentsrecht v.1.3.2005, KOM (2005) 65 endg.S.1,3.

においては、ここでは、特に、エステート・プランニングにおける法的安定性が要求される。各国の立法者は、彼らが相続財産に干渉することができる限りにおいてのみ、それを実現することができる。ドイツ法の見地からはドイツ民法施行法第 25 条第 1 項に従ってドイツ法が適用可能である場合に、その財産が存在している国がドイツ法とは異なる連結を突き付け、それによって相続が異なって判断されることは、ドイツ人の被相続人にとってどれほど有益なのであろうか。議論の余地のある裁判管轄の分野においては、裁判の承認及びその執行に関するルールを形成し、特に、それを承認国の見地から適用可能な法の適用にはもはや依存させない⁷ヨーロッパ民事法の承認に関する諸規定に従って相続事件における外国の裁判を承認するように指示することによって、その問題に対処することができるかもしれない。しかし、相続法においては、法的安定性の意味において、個々の判決の承認のみならず、先決問題的に様々に関連し得る、そしてその限りにおいて統一的に判断されるべきであるところの、全体としての法的状況の承認も問題となる。ここでは、それぞれの国が固有の考慮に基づいて規律している国際私法の問題が姿を現すことになる。すなわち、それぞれの国ごとに異なる抵触法は、どの国の裁判所がその事件を担当するかに応じて、異なる結論をもたらす。そのことは、国際的な裁判の相違をもたらし、懸念されている「法廷地漁り(forum shopping)」へ被相続人を誘うことになるだろう⁸。

第 2 節 現在のヨーロッパにおける抵触法上の法的状況

抵触法上の法の統一の必要性は、理論上当然とされるのみならず、欧州連合の加盟国における国際相続法の現在の法的状況によっても証明されるものである。

国際相続法の分野における多国間条約の規定は、ドイツの立法者がドイツ民法施行法第 26 条に吸収し、その適用範囲をすべての死因処分に（つまり相続契約にも）拡大した「終意処分の方式の準拠法に関する 1961 年 10 月 5 日のハーグ条約(Haager Übereinkommen über das auf die Form letztwilliger Verfügungen anzuwendende Recht vom 5.10.1961.)⁹」の形で、遺言の方式の問題についてのみ存在しているにすぎない¹⁰。その他にも、相続の分野における抵触法の統一に関しては、「死亡による財産の相続の準拠法に関する 1989 年のハーグ条約(Haager Übereinkommen über das auf die Rechtsnachfolge von Todes wegen anzuwendende Recht vom 1.8.1989.)¹¹」が採択されたものの、今日に至るまで発効してい

⁷ 民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する 1968 年 9 月 27 日のブリュッセル条約(ABI Nr.L 299 vom 31.12.1972.S.32.)第 27 条第 4 号及び民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する 1988 年 9 月 16 日のルガノ条約第 27 条第 4 号は反対。

⁸ Lorenz (oben N.4) S.39.

⁹ BGBl. 1965 II 1145 ; 1966 II 11.

¹⁰ もっとも、相続法に関する二国間条約は多数存在している(Vgl. Lorenz (oben N.4) S.40.)。

¹¹ 非公式ではあるがドイツ語に翻訳されたものとして、IPRax 2000,S.59f.がある。本条約に関しては、原優「ハーグ国際私法会議第一六会期の概要——相続の準拠法条約を中心として——」家月 41 巻 6 号 122 頁(1989 年)、同「『死亡による財産の相続の準拠法に関する条約』の成立」国際商事法務 17 巻 1 号 40 頁(1989 年)、早川眞一郎「ハーグ準拠法諸条約と『相続財産の構成』」関西大学法学論集第 39 巻第 4・5 号 173 頁(1990 年)、同「国際的な局面における相続」国際私法年報 1 号(1999 年)79 頁、木棚照一『国際相続法の研究』(有斐閣、1995 年)92 頁以下、同「法例 26 条、27 条の改正に関する一考察」ジュリ 1143 号 69 頁(1998 年)、ドノヴァン・W・M・

ないのが現状である¹²。その原因は、相続統一主義と相続分割主義の妥協のもとで、国籍主義と常居所主義とを組み合わせで定められた極めて複雑な抵触規定¹³にあると理解されている¹⁴。

現在、個々の加盟国において適用されるべき自律的な抵触法は、連結間の様々な争いとして現れる。14の加盟国¹⁵の法秩序が国籍主義に服しているのに対して、11の加盟国¹⁶は、住所又は常居所主義に服している。オランダは、未発効のハーグ相続準拠法条約に依拠して、法選択の可能性と組み合わせされた国籍への連結と常居所への連結からなる混合体系¹⁷を採用し続けている。ラトヴィアにおいては、相続財産全体について所在地法が適用される。各国の人口で計算すると、現在、EU市民の約62%が国籍主義に服しているということになる¹⁸。

国籍主義に服する法秩序は、ルーマニアを除いて、相続統一主義に服する。すなわち、それぞれの抵触規定によって援用された法は、それぞれの遺産の目的物の性質及び所在地にかかわらず、その相続を規律する。

常居所又は住所主義に服する法秩序の大多数(9カ国)は、相続分割主義に服する。すなわち、住所地又は常居所地法は、動産遺産についてのみ適用され、不動産遺産に関しては、それぞれの所在地法が適用される。ドイツにおいては、トルコとの二国間条約の規定に基づいて、トルコとの関係においては相続分割主義が妥当する。純粋な住所又は常居所主義に服するのは、デンマークとエストニアのみである。

実質法指定又は総括指定の問題についても、欧州の法秩序は不統一な姿を現す。ドイツの国際私法が総括指定の原則に服しており(ドイツ民法施行法第4条第1項)、そのことが、住所又は常居所主義に服する国の国籍保有者がドイツに居住している事例において反致を増加させ、それによってドイツの相続法の適用可能性に導くのにに対して、若干の欧州の法

ウォーターズ(道垣内正人=織田有基子訳)「財産の相続の準拠法に関するハーグ条約についての報告書(翻訳)」北海学園大学学園論集102号95頁以下(1999年)、青木清「相続」国際法学会編『日本と国際法の100年 第5巻 個人と家族』(三省堂、2001年)232頁以下、松岡博『国際家族法の理論』(大阪大学出版会、2002年)123頁以下、国際私法改正研究会「『相続の準拠法に関する法律試案』の公表」国際法外交雑誌92巻4・5号147頁(595頁)以下(1993年)等を参照。

¹² 現在まで、オランダによって批准されているのみである。

¹³ 相続の原則的準拠法を三つの類型に分けて、被相続人の国籍と常居所を組み合わせた五段階の段階的連結によってによって決定する(第3条)とともに、被相続人の選択時又は死亡時における国籍保有国法又は常居所地法のいずれかを被相続人の死因処分によって選択することができる(第5条及び第6条、第7条第1項も参照。)

¹⁴ Lorenz (oben N.4) S.39f.

¹⁵ ドイツ、フィンランド、ギリシャ、イタリア、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、チェコ、ハンガリー、ルーマニア(ルーマニアについては、所在地法が補充的に適用される。)

¹⁶ ベルギー、ブルガリア、フランス、ルクセンブルク、リトアニア、連合王国、アイルランド、マルタ、キプロスは、動産については常居所に、不動産については所在地に連結する。デンマーク及びエストニアは常居所に連結する。

¹⁷ 国籍への連結が、5年間の居住によって、常居所への連結に移行する。

¹⁸ Rainer Kanzleiter, Die Reform des Internationalen Erbrechts in der Europäischen Union - Bedenken gegen den „gewöhnlichen Aufenthalt“ als Kriterium für das anwendbare Erbrecht in: FS Stefan Zimmermann(2010)S.165,166.

秩序は反致(renvoi)を認めていない¹⁹。ドイツと同様に反致を認めているすべての国においては、相続分割主義に服する法秩序が指定される場合には、相続の分割が生じ得る。そのうえ、相続の分割は、ドイツにおいては、(純粋な異物(Fremdkörper)としての)外国の所在地法の特別の連結にドイツの牴触規定に対する優先権を認めるドイツ民法施行法第3a条第2項の特別規定によっても生じ得る。

上述のように、欧州における広範囲に及ぶ法的安定性は、遺言の方式についてのみ存在する。確かに、今日まで、27のEU加盟国のうちの16ヵ国のみが遺言の方式の準拠法に関するハーグ条約を批准しているにすぎないのであるが、その他の国も、少なくとも、その自律的な牴触法において、内容的に同一の連結を定めているからである²⁰。

第3節 法の統一の必要性

現在、約5億人のEU加盟国の国民のうちの約1,230万人がその本国以外のEU加盟国において生活しているとされている。欧州委員会の試算によれば、EU域内においては、毎年、約45万件の国際的な相続事件が発生し、その遺産の総額は約1,200億ユーロに及び、その清算費用も約37億ユーロに及ぶとされている²¹。

加盟国ごとに異なる管轄規定及び牴触規定が複雑であり、その予測が困難であることは、今日まで、法的な不安定性をもたらし、被相続人のエスレート・プランニングや、相続人による遺産の清算を妨げてきた²²。このような法状況にあるEUにおいては、法的安定性をもたらすために、相続法の領域における牴触法の統一の必要性があることは明らかである。EU域内における人及び資本の流動性が増大し、実質相続法の領域において部分的にはあるが明白な差異(例えば、遺留分権及び遺言の自由に対する制限の異なる射程)が存在している事態に直面して、それぞれの加盟国における連結の相違は、「法廷地漁り」の可能性をもたらすものとなっている。また、相続の分割がもたらす影響も不都合なものである。分割されたそれぞれの遺産は、個別に、それぞれについて基準となる法秩序によって、あたかも固有の相続の開始が問題となるかのように扱われなければならない。それは、手続法と同様に、実体法についても当てはまる。そして、もちろん、それは重大な適応問題をもたらすものである。さらに、相続事件は、しばしば、専ら非訟事件としてのみ扱われるので、ヨーロッパにおける統一的な相続人としての資格証明の必要性も存在するだろうと考えられてきた²³。

第4節 相続規則の成立経緯

それだけに、欧州連合が、統一的な国際相続法を、共同体立法の課題とみなしたのは歓迎されるべきものであった。欧州連合は、そこにおいて人の自由な移動が確保されるところの、自由、安全及び司法の領域を維持し、さらに発展させるという目的を定めている。

¹⁹ ギリシャ、デンマーク、フィンランド、スウェーデンがそうである。

²⁰ Lorenz (oben N.4) S.40.

²¹ Pressemitteilung der Kommission vom 14. 10. 2009 IP/09/1508(http://europa.eu/rapid/press-release_IP-09-1508_de.htm(2013年2月11日最終アクセス)).

²² Heinrich Dörner, EuErbVO: Die Verordnung zum Internationalen Erb- und Erbverfahrensrecht ist in Kraft!, ZEV 2012, S.505, 506.

²³ Lorenz (oben N.4) S.40f.

欧州連合は、そのような領域の漸進的な構築のために、特に、域内市場が適切に機能するために必要な場合には、国境を越える関係を示す民事事件における司法協力に関する措置を採択しなければならない。欧州連合の機能に関する条約第 81 条第 2 項第 c 号によれば、特に、加盟国において適用されている抵触規定及び管轄の抵触を回避するための規定の調和可能性を確保する措置は、そのような措置の一つに数えられ得る。

この措置の採択に向けた活動の端緒となったのは、1998 年 12 月 3 日に採択された「ウィーン行動計画²⁴」であり、それは、5 年以内に、夫婦財産制及び相続に関する事件における国際管轄、準拠法、裁判の承認及び執行に関する法的行為（法的文書）²⁵(*Rechtsakte; a legal instrument*)を採択する可能性の検討を計画していた。

1999 年 10 月 15 日及び 16 日にフィンランドのタンペレで行われたその会合において、欧州理事会は、民事事件における司法協力の基礎として、司法当局による判決及びその他の裁判の相互承認の原則を支持し、理事会及び欧州委員会に対して、その原則を実現するための措置についての計画を採択するよう要請した。

2000 年 11 月 30 日に、民事及び商事事件における裁判の相互承認の原則を実現するための措置についての欧州委員会及び理事会の共同計画²⁶が採択された。この計画においては、裁判上の決定の相互承認を促進するものとして、抵触規定の調和化に関する措置が挙げられ、さらに遺言法及び相続法に関する法的文書（法的行為）の採択(*die Ausarbeitung eines Rechtsinstruments; the drawing-up of an instrument*)も予定されていた。これに基づいて、ドイツ公証人協会(DNotI)は、欧州委員会の委託により、パリ第一大学（パンテオン・ソルボンヌ）のラガルド(Paul Lagarde)教授及びヴェストファーレン・ヴィルヘルム大学（ミュンスター大学）のデルナー(Heinrich Dörner)教授と共同で、2002 年に、（当時 15 カ国であった）「欧州連合加盟国の国際手続法及び国際私法における相続法上の規定に関する比較法研究²⁷」を公表し、これが欧州委員会の相続法及び遺言法に関する 2005 年 3 月 1 日のグ

²⁴ Aktionsplan des Rates und der Kommission zur bestmöglichen Umsetzung der Bestimmungen des Amsterdamer Vertrags über den Aufbau eines Raums der Freiheit, der Sicherheit und des Rechts, ABl. EG C 19 vom 23.1.1999, S.1 ([²⁵ 中西優美子『法学叢書 EU 法』（新世社、2012 年）118 頁においては、リスボン条約発効後における EU の権限行使の方法に関して、立法行為と非立法行為の上位概念としての「法行為 \(legal acts; Rechtsakte\)」が紹介されている。また、長田真里「相続の準拠法をめぐる立法論的課題」民商第 135 巻第 6 号\(2007 年\)990 頁においては（ウィーン行動計画（同論文においてはウィーン・アクション・プラン）について言及された部分（1001 頁）において）「法文書」と訳出されている。本稿においては「法的文書（法的行為）」又は「法的行為（法的文書）」と併記することとした。](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31999Y0123(01):DE:NOT(2013年2月11日最終アクセス);IPRax 1999,S.288ff.</p></div><div data-bbox=)

²⁶ Maßnahmenprogramm zur Umsetzung des Grundsatzes der gegenseitigen Anerkennung gerichtlicher Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. EG Nr. C 12 vom 15. 1. 2001, S.1 ([²⁷ DNotI, Rechtsvergleichende Studie der erbrechtlichen Regelungen des Internationalen Verfahrensrechtes und Internationalen Privatrechts der Mitgliedsstaaten der Europäischen Union \(](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32001Y0115(01):DE:HTML(2013年2月11日最終アクセス);IPRax 2001,S.163ff.</p></div><div data-bbox=)

リーンペーパー²⁸の基礎となった。

2004年11月4日及び5日にブリュッセルで行われたその会合において、欧州理事会は、「欧州連合における自由、安全及び司法の強化についてのハーグ計画」と題する新たな計画²⁹を採択した。その計画においては、特に、相続事件における抵触法、管轄、裁判の相互承認及び執行の問題、並びに欧州相続証明書の導入に関する、相続事件に関する法的文書（法的行為）（*ein Rechtsinstrument; an instrument*）を採択する必要性が強調されていた。さらに、欧州理事会は、2009年12月10日及び11日にブリュッセルで行われたその会合において、「ストックホルム計画—市民へのサービス及び保護における開かれた安全な欧州」と題する新たな複数年計画³⁰を採択した。その計画において、欧州理事会は、相互承認の原則は、まだ含まれていないが市民の日常生活に重大な影響を与える分野、例えば、相続法及び遺言法に拡大されるべきであり、その際には、公の秩序(*ordre public*)を含む加盟国の法体系、及びこの領域における加盟国の国内の伝統が考慮されなければならないということを確認した。

それに対して、欧州委員会による「相続事件における管轄、準拠法、裁判及び公文書の執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する欧州議会・理事会規則のための提案³¹」は、2009年10月14日によりやく上程された。というのも、公表直前まで、提案の文言に対する連合王国の抵抗を克服する必要があったためである。

通常の立法手続（欧州連合の機能に関する条約第81条第2項）におけるさらなる道程はそれに劣らず障害の多いものであった。五つの加盟国の議会³²によって、欧州委員会の立法提案が補完性の原則を遵守していないとする異議申立て（欧州連合条約第12条第b号）³³が行われたことは、個々の規定に対する各国の抵抗をすでに予告していた。最後の最後まで、

Européenne(<http://www.dnoti.de/DOC/Auszug-deutsch-2.pdf> (2013年2月11日最終アクセス)); Heinrich Dörner / Christian Hertel / Paul Lagarde / Wolfgang Riering, *Auf dem Weg zu einem europäischen Internationalen Erb- und Erbverfahrensrecht*, IPRax 2005, S.1; Markus Voltz, *Internationales Erbrecht in der EU - Perspektiven einer Harmonisierung* (Symposium des Deutschen Notarinstituts in Brüssel), IPRax 2005, S.64.

²⁸ Grünbuch (oben N.6). Vgl. Heinrich Dörner, *Das Grünbuch „Erb- und Testamentsrecht“ der Europäischen Kommission*, ZEV 2005, S.137. このグリーンペーパー採択までの経緯及びその内容について紹介するものとして、長田・前掲(注25)1000頁以下。

²⁹ ABl. C 53 vom 3.3.2005, S.1.

³⁰ ABl. C 115 vom 4.5.2010, S.1.

³¹ *Vorschlag für eine Verordnung des Europäischen Parlaments und des Rates über die Zuständigkeit, das anzuwendende Recht, die Anerkennung und die Vollstreckung von Entscheidungen und öffentlichen Urkunden in Erbsachen sowie zur Einführung eines Europäischen Nachlasszeugnisses*, KOM(2009)154 endg. 相続規則の提案の背景及び概要については、林貴美「EU国際家族法の動向——離婚、カップルの財産関係及び相続に関するEU規則を中心に」国際私法年報13号(2011)52頁、63頁以下を参照。

³² ベルギー、ラトヴィア、オーストリア、ポーランド、ハンガリーの議会(<http://www.ipex.eu/IPEXL-WEB/dossier/document/COM20090154FIN.do> (最終アクセス2013年2月11日))。ドイツ連邦議会及び連邦参議院も、法的根拠の検討を提案した(Rolf Wagner, *Der Kommissionsvorschlag vom 14.10.2009 zum internationalen Erbrecht: Stand und Perspektiven des Gesetzgebungsverfahrens*, DNotZ 2010, S.506, 509ff)。

³³ 中西優美子・前掲(注25)121頁以下、補完性の原則及び比例性の原則の適用に関する第2議定書(Protokoll Nr.2 über die Anwendung der Grundsätze der Subsidiarität und der Verhältnis- mäßigkeit, ABl. EU v.30.3.2010 Nr.C 83 S.206.)参照。

その野心的な計画の挫折は排除され得なかった。理事会による 2011 年 6 月 6 日のいわゆる「包括妥協案(Kompromisspaket)³⁴」及び欧州議会法務委員会の担当報告者であるレヒナー(Kurt Lechner)による 2012 年 2 月 22 日の「修正提案(Änderungsantrag)³⁵」等を経て、欧州議会は、第一読会において、2012 年 3 月 13 日に、圧倒的多数(賛成 589 票、反対 21 票、棄権 79 票)で最終草案を承認し、理事会も 2012 年 6 月 7 日にこれを承認した³⁶。

「相続事件における管轄、準拠法、裁判の承認及び執行、公文書の受領及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する 2012 年 7 月 4 日の欧州議会・理事会規則³⁷(EU-ErbVO³⁸)」は、このような 10 年以上に及ぶ準備期間³⁹を経て、2012 年 8 月 12 日に施行された。それによって、欧州委員会が、加盟国における抵触法及び国際手続法の統一を目的として採択に向けた手続を開始したすべての規則の中で、疑いもなく最も野心的な計画であるとも称される計画は完結した。この欧州の立法者の一筆(Federstrich)は、数百年前から欧州の一部において国際的な遺産の清算を決定してきた抵触規定の効力を失わせることになる⁴⁰。

³⁴ <http://register.consilium.europa.eu/pdf/de/11/st11/st11067.de11.pdf> (2013 年 2 月 11 日最終アクセス)。

³⁵ <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-%2F%2FEP%2F%2FNONSGM-L%2BCOMPARL%2BPE-483.680%2B02%2BDOC%2BPDF%2BV0%2F%2FDE> (2013 年 2 月 11 日最終アクセス)。

³⁶ Ulrich Simon/Markus Buschbaum, Die neue EU-Erbrechtsverordnung, NJW 2012, S.2393.

³⁷ VO(EU) Nr.650/2012 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 4. Juli 2012 über die Zuständigkeit, das anzuwendende Recht, die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen und die Annahme und Vollstreckung öffentlicher Urkunden in Erbsachen sowie zur Einführung eines Europäischen Nachlasszeugnisses, ABIEU vom 27. 7. 2012 Nr.L 201, S.107.

³⁸ ドイツの文献においては、「EuErbVO」、「ErbRVO」、「ErbVO」等とも略記されている。

³⁹ 相続規則の成立経緯については、Heinrich Dörner, Der Entwurf einer europäischen Verordnung zum Internationalen Erb- und Erbverfahrensrecht – Überblick und ausgewählte Probleme, ZEV 2010, S.221; ders., The proposed EU Regulation on Succession and German Law(http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/divers/juri/2010/419629/IPOL-JURI_DV%282010%29419629_EN.pdf (2013 年 2 月 11 日最終アクセス)); Anatol Dutta, Succession and Wills in the Conflict of Laws on the Eve of Europeanisation, RabelsZ 2009, S.547; Markus Buschbaum / Marius Kohler, Vereinheitlichung des Erbkollisionsrechts in Europa – Eine kritische Würdigung des Kommissionsvorschlags zur Erbrechtsverordnung, (Erster Teil) GPR 2010, S.106; dies., (Zweiter Teil) GPR 2010, S.162; Wagner (oben N.32) S.506; Peter Kindler, Vom Staatsangehörigkeits- zum Domizilprinzip: das künftige internationale Erbrecht der Europäischen Union, IPRax 2010, S.44; Klaus Schurig, Das internationale Erbrecht wird europäisch – Bemerkungen zur kommenden Europäischen Verordnung in: FS Ulrich Spellenberg (2010) S.343; Sabine Altmeyer, Vereinheitlichung des Erbrechts in Europa – Der Entwurf einer „EU-Erbrechts-Verordnung“ durch die EU-Kommission, ZEuS 2010, S.475; Knut Werner Lange, Die geplante Harmonisierung des Internationalen Erbrechts in Europa, ZVglRWiss 110 (2011) S.426; Julia Remde, Die Europäische Erbrechtsverordnung nach dem Vorschlag der Kommission vom 14. Oktober 2009, RNotZ 2012, S.65; Burkhard Hess / Erik Jayme / Thomas Pfeiffer, Stellungnahme zum Vorschlag für eine Europäische Erbrechtsverordnung Version 2009/157 (COD) vom 16. 1. 2012(<http://www.europarl.europa.eu/committees/de/juri/studiesdownload.html?languageDocument=DE&file=67453> (2013 年 2 月 11 日最終アクセス))等を参照。

⁴⁰ Dörner (oben N.22) S.505.

第5節 空間的適用範囲

相続規則は、これに参加(opt-in)していないデンマーク（考慮事由⁴¹第83項参照）⁴²、連合王国⁴³及びアイルランド（考慮事由第82項参照）⁴⁴を除く、24のEU加盟国において適用される。

第6節 相続規則の構成

相続規則は、適用範囲及び概念規定（第1章）、管轄（第2章）、準拠法（第3章）、裁判の承認、執行可能性及び執行（第4章）、公文書及び裁判上の和解（第5章）、欧州相続証明書（第6章）、一般条項及び最終条項（第7章）の7つの章から構成されている。第1章は、EUの国際私法に関する規則における慣例通りに、規則の客観的適用範囲及びそこで用いられている概念について規定している（第1条から第3条）。第2章は、相続事件における裁判についてどの裁判所が管轄権を有するかについて（第4条から第19条）、第3章は、準拠法がどのように決定されるべきかについて規定している（第20条から第38条）。次いで、国際民事手続法上の問題が取り上げられ、第4章は、裁判の承認、執行可能性及び執行について規定している（第39条から第58条）。第5章は、公文書及び裁判上の和解の法的効力に関する規定が置かれている（第59条から第61条）。相続規則の隠れた重心が置かれている⁴⁵とも言われる第6章における欧州相続証明書(ENZ)の導入によって、欧州の立法者は、未知の領域に足を踏み入れることになる。この法的措置の導入は、理論上重要であると同様に、実務上も重要である（第62条から第73条）。相続規則を締めくくる第7章は、特に、相続規則と条約との間の関係（第75条）、相続規則の施行、及び経過規定による施行後から適用開始までの相続規則の時際的な射程（第83条及び第84条）についての「一般条項及び最終条項」を含んでいる。

第2章 事項的適用範囲及び概念規定

第1節 「死亡による権利の承継」の自律的な性質決定

欧州の立法者は、「死亡による権利の承継(Rechtsnachfolge von Todes wegen)」(第1条第1項第1文)によって、確かに、この移転が死因処分によって生じるかそれとも法定相続の方法によって生じるかにかかわらず、死亡の事例における「すべての民事法上の観点(alle zivilrechtlichen Aspekte)」における「財産的価値、権利及び義務の移転(Übergangs

⁴¹ わが国の文献においては、一般的に「前文(Whereas)」という表現が用いられているが、ドイツの文献においては一般的に「Erwägungsgrund」という表現が用いられているため、本稿においては「考慮事由」と訳出している。

⁴² デンマークの地位に関する第22号議定書(Protokoll Nr.22 über die Position Dänemarks, ABl EU v.30.3.2010 Nr.C 83 S.299.)参照。

⁴³ Vgl. House of Lords, European Union Committee, 6th Report of Session 2009–10, The EU's Regulation on Succession (http://ec.europa.eu/dgs/secretariat_general/relation/relation_other/npo/docs/united_kingdom/2009/com20090154/com20090154_lords_opinion_en.pdf (2013年2月11日最終アクセス)), p.25.

⁴⁴ 自由、安全及び司法の領域に関する連合王国及びアイルランドの地位に関する第21号議定書(Protokoll Nr.21 über die Position des Vereinigte Königreichs und Irlands hinsichtlich des Raums der Freiheit, der Sicherheit und des Rechts, ABl EU v.30.3.2010 Nr.C 83 S.295.)参照。

⁴⁵ Dörner (oben N.22) S.506.

von Vermögenswerten, Rechten und Pflichten)」を意図している（第3条第1項第a号及び考慮事由第9項）⁴⁶。

第23条第2項によれば、それには、「特に(insbesondere)」、相続開始の原因及び相続開始時（第a号）、遺産の権利者、その持分及び義務の決定（第b号）、相続能力（第c号）、相続権剥奪及び相続の欠格（第d号）、承認及び放棄の許容性及び実体上の有効性の問題を含む、死亡による移転の性質及び方法（第e号）、遺産財産の譲渡についての、相続人及び遺産管理人（特に、遺言執行者）の権限（第f号）、遺産債務についての責任（第g号）、推定相続人の権利及び遺留分権（第h号）、清算及び算入に関する規定（第i号）、並びに遺産の分割に関する法的問題（第j号）が含まれる。それに加えて、相続規則は、遺言能力、代理の許容性、意思の瑕疵を顧慮した作成行為の解釈及び実体上の有効性を含めた、死因処分（遺言、共同遺言及び相続契約（第3条第1項第d号）の許容性及び実体上の有効性の連結（第24条から第26条）、さらに、死因処分及びその他の相続法上の法律行為の方式上の有効性の連結（第27条及び第28条）を規定している⁴⁷。

法体系上隣接する他の領域との境界画定と同様に、「死亡による権利の承継」の決定は、第1条によって行われる。この内容の決定は、欧州の概念理解に基づいて、自律的に行われなければならない。第1条第2項によって除外された領域が、例えば、第e号の「扶養義務(Unterhaltspflichten)」(EU扶養規則⁴⁸第1条第1項)、又は第g号の「死亡に向けた(auf den Todesfall)贈与」若しくは「保険契約」(ローマI規則⁴⁹第1条第1項)のように、欧州の規則によってすでに把握されている場合には、個々の欧州の法的措置の相互の適用領域の境界画定が問題となるにすぎない。第1条第2項によって除外されたテーマが、(なお)国内の牴触規定に服している限りにおいて、欧州の立法者は、「死亡による権利の承継」の自律的な決定によって、同時に、第2項の相互補完的な概念（第d号の意味における「夫婦財産制の問題(Fragen des ehelichen Güterrechts)」及び第h号の意味における「会社法の問題(Fragen des Gesellschaftsrechts)」等々）についての境界線をも有し、それによって、広範囲にわたって、すでに、これらの概念の内容をも欧州化している。このことは、共同体法の適用の優先に基づいて（ドイツ民法施行法第3条第1号も参照）、国内の牴触規定の連結対象及びそれとともにその適用範囲に対しても、間接的に影響を及ぼす。したがって、相続規則の施行とともに、関連する国内の夫婦財産法上、会社法上、又は物権法上の連結の規定は、制限され又は拡張され得る⁵⁰。

第2節 法体系上隣接する他の領域との関係における境界画定

⁴⁶ Dörner (oben N.22) S.506.

⁴⁷ Dörner (oben N.22) S.506f.

⁴⁸ 扶養義務に関連する事件における管轄、準拠法、裁判の承認及び執行、並びに協力に関する2008年12月28日の理事会規則(VO (EG) Nr.4/2009 des Rates vom 18. 12. 2008 über die Zuständigkeit, das anwendbare Recht, die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen und die Zusammenarbeit in Unterhaltssachen, ABl EU 2009, Nr. L 7, S.1.). EU扶養規則については、金汶淑「扶養に関するEU国際私法の最近の動向—扶養規則を中心に」国際私法年報13号(2011年)29頁以下参照。

⁴⁹ VO (EG) Nr. 593/2008 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 17. 6. 2008 über das auf vertragliche Schuldverhältnisse anzuwendende Recht, ABl EU 2008, Nr. L 177, S.6.

⁵⁰ Dörner (oben N.22) S.507.

第1条第1項第1文によれば、その規定は、死亡による権利の承継に適用される。相続規則は、租税事件及び関税事件、並びに行政法上の事件には適用されない（第1条第1項第2文）。さらに、明確化の理由から、それ以外の多数の民事法上の領域が、明示的に、適用範囲から除外されている（第1条第2項、考慮事由第11項）。

第1項 自然人の権利能力及び行為能力

自然人の権利能力及び行為能力は、属人法(Personalstatut)の対象であり、それゆえに、相続規則の適用範囲から除外されている（第1条第2項第b号）。これに対して、欧州委員会の提案において予定されていたのとは異なり⁵¹、遺言能力は（ドイツの法的状況⁵²と一致して）いまや相続準拠法によって把握されている（第26条第1項第a号参照）。同様に、立法過程において、ドイツ民法施行法第26条第5項第2文と比べて厳密に表現された、遺言者を事後の準拠法の変更による遺言能力の喪失から保護する規定（第26条第2項）が確保されたことは歓迎されるべきであるとされている⁵³。

第2項 夫婦財産制及びその他の類似の財産制

EUにおいては、現在、夫婦財産制に関する規則提案⁵⁴及び登録パートナーシップの財産関係に関する規則提案⁵⁵の二つの規則提案⁵⁶についての審議が行われており、夫婦財産制、又は登録生活パートナーシップ若しくは婚姻類似の共同体の財産関係の問題は、第1条第2項第d号によって、相続規則の適用範囲から除外されている。ただし、この明確な表現は、考慮事由第12項によって相対化されている。それによれば、相続事件を担当する当局は、個々の事案の事情に応じて、遺産及びそれぞれの権利者の持分の決定に際して、被相続人の夫婦財産制又はその他の類似の財産制の終了を顧慮すべきであるとされている。この表現についてのより詳細な注釈を見出すことはできない。もしかすると、欧州の立法者は、それによって、財産法上の持分(Teilhabe)に基づいて、すでに生存配偶者又は生活パートナーに割り当てられていない財産的価値のみが、相続法上分割される、という一般的に承認された原則を言葉で表現したつもりかもしれない。あるいは、その文言は、具体的な事案における相続分の決定は財産法上の先決問題に依存し得るという示唆をも含んでいるのかもしれない⁵⁷。

相続規則の施行後である現在においては、先行する議論において何度も⁵⁸投げかけられた

⁵¹ マックス・プランク外国私法・国際私法研究所も、遺言能力について規律することに賛成を表明していた(vgl. Max Planck Institut for Comparative and international Private Law (以下、「MPI」という。), Comments on the European Commission's Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on jurisdiction, applicable law, recognition and enforcement of decisions and authentic instruments in matters of succession and the creation of a European Certificate of Succession, *RabelsZ* 74(2010)S.522,618.)。

⁵² *MünchKomm / Rolf Birk*, Bd.11., 5.Aufl.(2010)S.108f(Art 26,Rn 13)。

⁵³ *Simon / Buschbaum* (oben N.36) S.2393。

⁵⁴ KOM (2011)126 endg.

⁵⁵ KOM (2011)127 endg.

⁵⁶ 二つの規則提案の背景及び概要については、林・前掲(注 31)59 頁以下を参照。

⁵⁷ *Dörner* (oben N.22) S.507。

⁵⁸ Vgl. *Dörner* (oben N.39) S.223 ; *Buschbaum / Kohler* (oben N.39) S.107 ; OLG Köln ZEV

ドイツ民法第 1371 条第 1 項⁵⁹の分類の問題について最終的に回答されなければならない。その際には、「夫婦財産制」という概念の欧州自律的な解釈も、相続分の増加によって一括して計算された清算の機能に基づいて行われ、性質決定は、近親者の法定持分及びドイツ民法第 1931 条第 1 項⁶⁰による配偶者の相続分のような、この増加された遺産持分が、専ら被相続人との近親関係のみに基づくのか（その場合には死亡による権利の承継）、それとも、生存配偶者の持分が、婚姻期間中にもたらされた生存配偶者の給付についての清算を意味するか（その場合には夫婦財産制）、又は、少なくとも夫婦が双方の財産の全部又は一部を「一つの鍋(aus einem Topf)」管理することを常としており、配偶者の一方が、婚姻期間中に獲得された財産の増加を他方の配偶者の援助によってのみ実現することができたかを顧慮して、それがまさに婚姻期間中に獲得された所得の清算を保証するものであるか（この場合も夫婦財産制）に依存する⁶¹。

デルナーによれば、その回答は明白である。すなわち、ドイツ民法第 1371 条第 1 項の文言及びその体系的な位置は別として、その適用が特定の財産制に制限されていることは、それだけで、相続分の増加として形成された剰余持分は、欧州の文脈においても、夫婦財産法上の規定と解釈されざるを得ないということを示唆している。しかし、その規定は、夫婦が剰余共同制による夫婦財産制に服していた場合にのみ適用されるので、外国の法適用者と同様に内国の法適用者は、その他の場合には、相続法上の性質決定に際しても（その場合には、先決問題の検討の枠組みにおいて）、夫婦財産準拠法についての検討を免れ得ない⁶²。

夫婦財産法上の性質決定に際しては、ドイツの見地からは、今後は、少なくとも、内国に最後の常居所を有して死亡する（内国又は外国の）被相続人が、第 21 条第 1 項によってドイツ法に従って相続され、かつその夫婦財産法上の関係も、（ドイツで生活しているパートナーとの婚姻についてはしばしばそうであるように）ドイツ民法施行法第 15 条第 1 項、第 14 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に従って、相続と同様にドイツ法に服する場合には、ドイツ民法第 1931 条第 1 項及び第 1371 条第 1 項が適用される。その際には、ドイツ民法第 1371 条第 1 項は、剰余清算請求権を、割合的な(quotalen)遺産持分の形で一括して計算するだけ

2012,S.205 mit Anmerkung Knut Werner Lange.

⁵⁹ ドイツ民法第 1371 条（死亡の場合の剰余清算）第 1 項「夫婦財産制が、夫婦の一方の死亡により終了したときには、剰余の清算は、生存配偶者の法定相続分を、相続財産の 4 分の 1 増加することにより行われる；ここでは、夫婦が個々の場合において剰余を取得したかどうかは問わない。」

なお、ドイツ民法第 1371 条の翻訳については、松久和彦「ドイツにおける夫婦財産制改正の背景と概要」立命館法学第 327・328 号(2009 年)853 頁に依った。

⁶⁰ ドイツ民法第 1931 条（生存配偶者の法定相続権）第 1 項「被相続人の生存配偶者は、第一順位の血族がいるときは、相続財産の四分の一、第二順位の血族又は祖父母がいるときは二分の一を、法定相続人として相続する。祖父母の直系卑属が祖父母とともにいるときは、配偶者は、他の二分の一のうち、第 1926 条によればその直系卑属に帰属すべきであった持分をも取得する。」

なお、本稿におけるドイツ民法第 5 編の訳出に際しては、近藤英吉＝福地陽子『現代外国法典叢書(5) 独逸民法〔V〕相続法〕〔神戸大学外国法研究会編〕(有斐閣、1955 年復刊)、太田武男＝佐藤義彦編『注釈ドイツ相続法』(三省堂、1989 年)を参照した。

⁶¹ ドイツにおける議論については、拙稿・前掲(注 3)第 2 章第 4 節参照。

⁶² Dörner (oben N.22) S.507.

でなく、遺産の四分の三に関する相続分の決定に際して、ドイツ民法第 1371 条第 1 項の夫婦財産法上の四分の一だけ増加した持分が評価されなければならないという（夫婦財産制に由来し、それゆえに夫婦財産法上のものとして性質決定がなされるべき）結論にも導く。欧州相続証明書においては、（この立場においてなされた提案⁶³と一致して、）ドイツ民法第 1371 条第 1 項の夫婦財産法上の四分の一だけ増加した持分は、情報提供の性質を有する第 68 条第 h 号に従って証明され得る。もっとも、これは第 69 条第 2 項の推定的効力に係るものではない⁶⁴。

ドイツ以外の加盟国に常居所を有するドイツ人の被相続人が、第 22 条第 1 項に従ってその本国法を選択し、常居所国の夫婦財産法上の牴触規定が、ドイツ法の適用（剰余共同制）に導く場合には、常居所国の裁判所は、同一の結論に達する。しかし、（今後も夫婦財産牴触法が統一されずに、）両国の夫婦財産法上の連結が異なる夫婦財産制に導く場合には、その結果として、夫婦は、ドイツの見地からは剰余共同制に服していたが、居所国の見地からはそうではないということになり、その場合には、通例、その相続分も一致しないことになる。欧州相続証明書に与えられた機能の観点からは許容され得ないこの結論は、そのような事例においてはドイツ民法第 1371 条第 1 項の適用を断念し、ドイツ民法第 1371 条第 2 項⁶⁵を類推して現実の剰余の清算を実行する場合にのみ回避され得る。しかし、ドイツの立法者は、可能であれば、それについて、（相続規則自体は直接適用される（第 84 条も参照。））ために実施のための国内施行法は必要とされないが、関連する国内法を改正するための）国内施行法において規定すべきである⁶⁶。

第 3 項 生存者間の法律行為

相続規則は、権利及び財産的価値の生存者間の譲渡には適用されない（第 1 条第 2 項第 g 号）。贈与はローマ I 規則の適用範囲に属する。（生命）保険契約に基づく請求権についても同様である。ドイツの理解によっても、生命保険の受給権利者は、相続による権利の承継によらずに支払請求権を取得する。未履行の死因贈与と約束（ドイツ民法第 2301 条第 1 項⁶⁷参照）が、今後も、ドイツにおける支配的な見解⁶⁸と一致して、相続法上のものと性質決定され、その結果として相続規則の適用範囲に属するの否かは、不明確なままである⁶⁹。

⁶³ Dörner (oben N.39) S.228 ; Schurig (oben N.39) S.351f ; vgl. auch MPI (oben N.51) S.522 (Nr. 322 f.).

⁶⁴ Dörner (oben N.22) S.507f.

⁶⁵ ドイツ民法第 1371 条（死亡の場合の剰余清算）第 2 項「生存配偶者が相続人とならず、また遺贈も受けないときには、生存配偶者は、第 1373 条から第 1389 条まで、及び第 1390 条の規定により、剰余の清算を請求することができる；生存配偶者若しくは他の義務分権者の義務分は、増加しない配偶者の法定相続分によって定める。」

⁶⁶ Dörner (oben N.22) S.508.

⁶⁷ ドイツ民法第 2301 条（死因贈与）第 1 項「受贈者が贈与者よりも長く生きることを条件としてなされた贈与約束については、死因処分に関する規定が適用される。この条件のもとで贈与としてなされた、第 780 条及び第 781 条に規定された種類の債務約束又は債務承認についても同様である。」

⁶⁸ Vgl. OLG Düsseldorf NJW-RR 1997, S.199 ; MünchKomm / Birk (oben N.52) S.138 (Art 26, Rn 154); Palandt / Karsten Thorn, BGB, 71. Aufl. (2012) S.2627 (Art 25 EGBGB, Rn15). ドイツにおける議論については、拙稿・前掲(注 3)第 2 章第 3 節第 1 項参照。

⁶⁹ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2394.

個々の法秩序の規律次第では、ある者が、生存者間の法律行為によって、「相続法の脇を過ぎて(am Erbrecht vorbei)」他の者に財産的価値を帰属させ、このようにして、例えば、必然相続権(Noterbrechte)及び遺留分権、又は方式規定による私的自治に対する相続法上の制限を潜脱することができる場合がある。「死亡による権利の承継」の、相続規則における上述〔第2章第1節〕の広い定義によれば、そのような法律行為も、相続法上のものと性質決定され得るにもかかわらず、第1条第2項第g号は、実質法上の段階に存在する非相続法上の分類と一致して、そのような法律行為を、相続規則の適用範囲から原則として除外しているが、このような出捐を、その都度適用可能な相続準拠法における算入又は清算の規律の枠組みにおいて考慮することは、明文をもって許容されている(第23条第2項第i号)。生存者間の法律行為では、特に、その連結が、ローマI規則第3条以下、特に第7条に従って判断されるところの、生命保険契約及びその他の死亡に向けた(auf den Todesfall)第三者のための契約(貯蓄(Spar-)、口座(Konten-)、寄託契約(Depotverträge))が問題となる。合有不動産権(joint tenancy)(合有財産権者(joint tenant)の死亡に際して、相続の外部で生じる、他の合有財産権者に対する増加相続分(追増)(Anwachsung)をもたらすところの、財産目的物に対する共同の権利(eine gemeinschaftliche Berechtigung))は、合有不動産権において保持されている財産権を支配する法、したがって、共同所有権(gemeinschaftlichem Eigentum)については所在地法に服する⁷⁰。

相続規則の立法者が、死亡に向けた贈与がどのように取り扱われるかを十分に把握していたのかどうかについては疑問が残る。贈与者の死亡に際して初めて、実際の財産の移動を生じさせる贈与契約は、機能上は、死後の財産分割を目標としており、その結果として、原則的には、相続法上の性質決定が適当であり、死因処分についての実体上及び方式上の要件が顧慮されなければならない⁷¹。しかし、第1条第2項第g号の文言は、無償の出捐の取り扱いに際して、物権的な実行の時点が役割を演じることを認めていない。しかしながら、考慮事由第14項は、まさしく「その死亡前に物権的な効力を有する」生存者間の無償の出捐について、相続準拠法に従って清算又は算入されるべきであるということを詳細に説明しており、そのことから、その勿論解釈(Erst-recht-Schluss)において、そのような死亡に向けた贈与は、最初から、相続法上のものとして(つまり、死因処分として)性質決定されるので、財産の移転は、その死亡の時点で(初めて)この規律に服するべきであるということが演繹され得る。この望ましく⁷²かつそれゆえにここで提案された解釈に対しては、死因処分の概念は、第3条第1項第d号によれば、遺言及び相続契約のみを包含するということは、反論として持ち出され得ない。というのは、第3条第1項第d号における相続契約の定義(「……将来の遺産に対する権利……を設定する……」)は、何の問題もなく、その贈与が第25条第1項の意味における一方的な相続契約として取り扱われ、適切にも、契約締結時の仮定的な相続準拠法に従属させられ得るという結果をとまなうところの、死因贈与の相続契約上の遺贈としての分類を妨げないからである⁷³。

⁷⁰ Dörner (oben N.22) S.508.

⁷¹ Staudinger / Heinrich Dörner, Internationales Erbrecht(2007)S.231ff(Art 25,Rn 370ff), S.223(Art 25,Rn 375).

⁷² Vgl. auch Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2394.

⁷³ Dörner (oben N.22) S.508.

第4項 会社法上の関係

会社法の問題も、それが死亡による権利の承継と密接な関係にあるにもかかわらず、同様に除外されている（第1条第2項第h号）。相続準拠法と会社準拠法との境界画定については、相続規則は、第1条第2項第h号において、会社準拠法が「死亡した社員の持分の運命」に関する固有の規定を知っている限りにおいて、会社準拠法に優先権を認めているように見える。その際には、国内の抵触規定に従って確定されるべき会社法上の個別準拠法は、人的会社に対する持分の継承に関するその特別規定（継続(Fortsetzungs-)、入社(Eintritts-)、承継条項(Nachfolgeklauseln)等々）について、相続規則によって決定された相続法上の総括準拠法に優先する。それに対して、会社準拠法は、社員としての地位自体がそもそも相続可能か否かについても決定する。会社準拠法によって相続による分割に明け渡された(freigegebene)財産的地位は、相続準拠法の規定に従って分割される。それゆえに、物的会社の持分の継承は、通例、相続準拠法に従って判断される⁷⁴。相続規則は、その限りでは、どのような社員としての地位が遺産に帰属するかに関してあらかじめ決定することを会社準拠法に認め、それについての資格に関する決定を相続準拠法に委ねるというドイツの法的状況を模写している⁷⁵。それに引き続いて行われる会社法上の地位の物権的な移転については、これまで通りに、物権準拠法が顧慮されなければならない（第1条第2項第g号及び第k号）⁷⁶。

第5項 物権法上の関係

欧州委員会の提案は、相続準拠法と物権準拠法との関係について、「目的物に対する物権の種類及びこれらの権利の公示」を適用範囲から除外すると規定しているだけであった（欧州委員会提案第1条第3項第j号）。この簡潔な表現に対しては、「相続人又は受遺者に対する相続財産の移転」についても相続準拠法に従属させるとする欧州委員会提案第19条第2項第f号との関係で、例えば、相続準拠法によれば被相続人の分割の指定が物権的な効力を有する場合には、所在地法上の方式規定が潜脱されるおそれがあるなど、欧州委員会の提案はこれらの規定が加盟国の実物権法秩序及び登記法秩序に対して及ぼす影響を十分に考慮していないとの批判⁷⁷がなされた。これを受けて、欧州議会は「この規則は、設定行為、移転行為又は裁判所の裁判がその権利の取得について設権的(konstitutiv)である限りにおいて、不動産又は公の登録簿に登録された遺産目的物が存在する国のそのような遺産目的物に対する所有権若しくはその他の物権の設定、移転、又はそれらの公の登録簿への登録に係る法の規定の適用には影響を及ぼさない。⁷⁸」とする新たな第20a条の挿入を提案

⁷⁴ Dörner (oben N.22) S.508.

⁷⁵ Vgl. Rembert Süß in : Rembert Süß, Erbrecht in Europa, 2. Aufl. (2007) S.141f (§ 4, Rn 161).

⁷⁶ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2394.

⁷⁷ Buschbaum / Kohler (oben N.39) S.108ff ; Lange (oben N.39) S.437f.

⁷⁸ Artikel 20a (Belegenheitsrecht) Diese Verordnung berührt nicht die Anwendung derjenigen Rechtsvorschriften eines Staates, in dem unbewegliche oder in öffentliche Register eingetragene Nachlassgegenstände belegen sind, welche die Begründung oder die Übertragung des Eigentums oder sonstiger dinglicher Rechte an solchen Nachlassgegenständen betreffen, oder deren Eintragung in ein öffentliches Register, und zwar nur inso-

した⁷⁹。しかし、この文言に対しても、相続準拠法の適用範囲を過度に制限するものであるとの批判⁸⁰がなされたため、登記に限定された適用範囲の例外（第1条第2項第1号）が導入されることになった⁸¹。

相続規則における相続準拠法と物権準拠法との関係は、いくつかの規定から明らかになる。相続規則における相続法上の抵触規定ではなく、所在地法が決定するのは、まず、「物権の種類(Art der dinglichen Rechte)」(第1条第2項第k号)である。それには、特定の権利類型の許容性(物権法定主義(numerus clausus der Sachenrechte)、考慮事由第15項第2文参照。)に加えて、その成立、内容、保護、消滅、及び生存者間の移転の要件も含まれる。それに加えて、所在地法は、「動産又は不動産(beweglichen oder unbeweglichen Vermögensgegenständen)」に対する権利の登記の要件及び効果、それとともに、実体上及び方式上の土地登記法についても決定する(第1条第2項第1号及び考慮事由第18項)⁸²。他方で、「遺産に属する財産的価値、権利及び義務の移転(Übergang der zum Nachlass gehörenden Vermögenswerte, Rechte und Pflichten)」は、相続準拠法に服する(第23条第2項第e号)。それについては、考慮事由第47項が、例えば、遺贈が物権的に形成され得るのか(物権遺贈(Vindikationslegat))それとも債権的に形成され得るのか(債権遺贈(Damnationslegat)、ドイツ民法第2174条⁸³参照)といったように、権利者の法的地位は、個々の法秩序において全く異なっているということを強調している。相続準拠法に従って存在している物権が、適用されるべき所在地法に知られていない場合には、この規範の矛盾(Normwiderspruch)は、第31条⁸⁴に従って、適応(Anpassung)⁸⁵によって是正されなければ

weit, als ein Begründungs- oder Übertragungsakt oder eine Gerichtsentscheidung für den Rechtserwerb konstitutiv sind.

⁷⁹ Entwurf eines Berichts über den Vorschlag für eine Verordnung des Europäischen Parlaments und des Rates über die Zuständigkeit, das anzuwendende Recht, die Anerkennung und die Vollstreckung von Entscheidungen und öffentlichen Urkunden in Erbsachen sowie zur Einführung eines Europäischen Nachlasszeugnisses (KOM (2009)0154 – C7-0236/2009 – 2009/0157(COD))(http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+COMPARL+PE-441.200+02+NOT+XML+V0//DE(2013年2月11日最終アクセス))S.41.

⁸⁰ Vgl. Björn Laukemann in : Burkhard Hess / Erik Jayme / Thomas Pfeiffer, Stellungnahme zum Vorschlag für eine Europäische Erbrechtsverordnung Version 2009/157 (COD) vom 16.1.2012(http://www.europarl.europa.eu/committees/en/studiesdownload.html?languageDocument=DE&file=67453(2013年2月11日最終アクセス))S.34ff.

⁸¹ 相続人間又は相続人と受遺者との間における移転が、(少なくとも)相続法上指示された生存者間の結果行為(Folgegeschäfte inter vivos)が問題となる限りにおいて、生存者間の移転としてのその機能において相続規則の適用範囲から除外されるのか否かについてはなお未決定のままである(Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2394(Fn 20);vgl. Remde (oben N.39) S.81)。

⁸² Vgl. Dipl.-Rpfleger Harald Wilsch, EuErbVO : Die Verordnung in der deutschen Grundbuchpraxis, ZEV 2012, S.530.

⁸³ ドイツ民法第2174条(遺贈の債権的効力)「遺贈によって、受遺者のために、遺贈義務者による遺贈の目的物の給付を請求する権利が基礎付けられる。」

⁸⁴ この規定は、例えば、物権遺贈を債権遺贈に変更するというような、知られていない法的制度を適応させるためのドイツの抵触法における従来の要件と一致している(Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2394 (Fn 16) ; vgl. Lange (oben N.39) S.438 (Fn 48) ; BGH NJW 1995, S.58, 59 = DNotZ 1995, S.704, 706ff ; KG NJW-RR 2008, S.1109, 1100.)。

⁸⁵ 国際相続法における適応については、Staudinger / Dörner (oben N.71) S.326ff (Art 25, Rn 745ff)を参照。

ばならない⁸⁶。

これらの規定から、遺産に対する持分が、例えば、相続準拠法が定めている物権遺贈によって権利者に移転し、その国の法が個々の法制度を知らない国において証明書の発行が行われる場合であっても、欧州相続証明書においても相続準拠法が定めているように証明されるべきである、ということが明らかになる⁸⁷。そのことは、そのような証明が、理論上は、遺産に対する持分が異なっているすべての加盟国においてその効力を発揮し得るべきである、という理由においても有意義である。それゆえに、ドイツの裁判所によって作成された欧州相続証明書も、例えば、物権遺贈、物権的な分割の指示(Teilungsanordnungen)、又は物権的な効力を有する遺産の全部若しくはその一部に対する用益権⁸⁸を記載することになるだろう(第 68 条第 1 号及び第 m 号)。他方では、物権法を特徴付ける法的安定性は、第 1 条第 2 項第 1 号及び考慮事由第 18 項のもとで、例えば、遺産分割における個々の物に対する割り当ての変更(Zuordnungsänderungen)の性質及び方法は所在地法に服することを要求する⁸⁹。しかし、ドイツの物権法は、死亡による物権の特定承継(Einzelnachfolge)を知らないので、例えば、国内に存在する動産又は不動産に関連する物権遺贈は、第 31 条に従って、ドイツ民法第 2174 条の意味における債権遺贈に解釈し直されなければならず、受遺者への所有権の移転は、ドイツ民法第 929 条以下⁹⁰又は第 873 条⁹¹による移転を必要とする、という結論がもたらされる⁹²。

確かに、欧州の立法者によるこの草案の検討は、十分に厳密であったとは言えない。すなわち、「財産的価値の移転(Übergang der Vermögenswerte)」が相続準拠法に従って判断される場合(第 23 条第 2 項第 e 号)に、例えば、物権遺贈の受遺者が、被相続人の死亡とともに、直接的に、彼に遺贈された物の所有権者となる場合には、「所有権(Eigentum)」という物権は、どの加盟国にも知られていないということはないので、第 31 条は、その文言によれば、ここでは全く介入することはないだろう⁹³。それゆえに、財産的価値の「移転

⁸⁶ Dörner (oben N.22) S.508f.

⁸⁷ Vgl. Markus Buschbaum/Urlich Simon, EuErbVO: Das Europäische Nachlasszeugnis, ZEV 2012, S.525.

⁸⁸ Vgl. Staudinger / Dörner (oben N.71) S.171f (Art 25, Rn 148).

⁸⁹ Ebenso Remde (oben N.39) S.81 ; Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2394.

⁹⁰ ドイツ民法第 929 条(合意及び引渡し)、同第 929a 条(登録されていない航海船(Seeschiff)についての合意)、同第 930 条(占有の改定)、同第 931 条(返還請求権の譲渡)等参照。

⁹¹ ドイツ民法第 873 条(合意及び登記による取得)第 1 項「不動産の所有権を移転し、又はこれに物権を設定し、又は設定された物権を移転し若しくはこれに物権を設定するためには、権利の変更に關する権利者と相手方との合意及び土地登記簿への権利の変更に關する登記を必要とする、ただし、法律に別段の定めがある場合にはこの限りではない。」

第 2 項「前項の合意は、公正証書によってなされた場合、又は土地登記所において意思表示がなされ、土地登記所に提出された場合、又は土地登記法の規定に従った登記承諾書を権利者が相手方に対して交付した場合にのみ、登記前であっても当事者はこれを取り消すことができない。」

なお、本稿におけるドイツ民法第 3 編の訳出に際しては、於保不二雄＝高木多喜男『現代外国法典叢書(3) 独逸民法〔III〕 物権法』〔神戸大学外国法研究会編〕(有斐閣、1955 年復刊)を参照した。

⁹² Dörner (oben N.22) S.509 ; Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2394, 2397 ; Remde (oben N.39) S.81 ; vgl. OLG Bremen, DNotZ 2012, S.687, 688 mit Anmerkung Christian Hertel.

⁹³ Vgl. Rembert Süß, Das Vindikationslegat im Internationalen Privatrecht, RabelsZ 2001, S.245.

(Übergang)」という文言は、相続準拠法は、原則として、被相続人の死亡に際して、個々の物に対するどのような権利が、一定の刻印がなされた(in einer bestimmten Ausprägung)相続権者に発生し得るかを定義するだけである、と理解されなければならない。それに対して、相続準拠法によって定められた不動産又は動産に対するそのような権利の発生可能性がその場合に実現され得るか否かは、物権準拠法が決定する⁹⁴。

適応の方法によって実現されるところの、知られていない外国の法制度の「帰化(Nostrifizierung)」が、いかなる方法で、どの官庁によって実施されるかは、さしあたり未解決のままである。この問題は、加盟国の国内施行法において規律されなければならないだろう。被相続人が第 22 条に従ってその本国法を選択したがゆえに、又は第 21 条第 2 項の回避条項が適用されるがゆえに、国内の遺産裁判所が、外国の相続法に関する欧州相続証明書を発行する限りにおいて、この裁判所は、補足的証明書(Zusatzzertifikat)を添付することができる。それに対して、他の加盟国において発行された証明書が国内において呈示される場合には、受取人(土地登記所、銀行、買主(Erwerber)、債務者等々)は、通例、その法的状況についての専門的な判断をすることはおそらくほとんどできないだろう。それゆえに、このような事例については、可能な限り中央の官庁において、言うまでもなく内容的には外国の証明書に拘束され、かつその効力は国内に限定される補足的証明書(確認的相続証明書(Bestätigendes Nachlasszeugnis)又はその他類似のもの)を申請する可能性が生み出されるべきであるとされている⁹⁵。

第 3 章 管轄

相続規則は、国際管轄と準拠法の同期(Gleichlauf)をその狙いとしている(考慮事由第 27 項)。すなわち、相続事件における裁判については、遺産全体に関して、まず第一に、被相続人がその常居所を有していた加盟国の裁判所が一般的に管轄権を有し(第 4 条)、その裁判所は、(第 22 条に従って被相続人によって行われる法選択を留保して)死亡による権利の承継にその固有の法を適用する(第 21 条第 1 項)。その管轄権は、非訟手続と同様に訴訟手続についても有効であり、欧州相続証明書の発行についても有効である(第 64 条)。「裁判所(Gerichten)」という文言によって、相続規則は、加盟国において相続事件における司法的又は司法類似の機能を果たすところのすべての裁判所、官庁及び(例えば公証人のような)法律専門職を意図している(第 3 条第 2 項及び考慮事由第 20 項)。いかなる裁判所が地域的に管轄権を有するかは、第 2 条に従って、加盟国の国内の手続法が決定する。

被相続人の本国の裁判所は、被相続人が、第 22 条に従って、法選択によってその本国法を相続準拠法として決定した場合であって、特に、被相続人の最後の常居所国において、最初に訴訟が提起された裁判所が、事案との親近性(Sachnähe)が不十分であるという理由で管轄権を有しないと宣言した場合(第 7 条第 a 号及び第 6 条第 a 号)、当事者が、被相続人が選択した被相続人の本国の裁判所の管轄について合意した場合(第 7 条第 b 号及び第 5 条)若しくは当事者がそこで訴えが提起された裁判所の管轄権を明示的に承認した場合(第 7 条第 c 号)、又は責問権を行使することなく出廷した場合(第 9 条)には、第 7 条に従っ

⁹⁴ Dörner (oben N.22) S.509.

⁹⁵ Dörner (oben N.22) S.509 ; vgl. Dörner (oben N.39) S.228.

て管轄権を有する。

さらに、裁判所は、当事者の管轄合意がない場合でも、フォーラム・ノン・コンビニエンス条項(*forum non conveniens-Klausel*)⁹⁶によって、当事者の申立てにより、選択された法の属する加盟国の裁判所が「相続事件をより良く決定することができる(*in der Erbsache besser entscheiden können*)」との見解に達した場合には、管轄権を有しないと宣言することができる(第6条第a号)。

被相続人の最後の常居所が第三国に存在した場合には、第10条は、遺産財産の所在する加盟国に対して、遺産財産の所在に基づく補充管轄をもたらす。その管轄権は、被相続人がその死亡の時点でこの国の国籍を有していた場合(第1項第a号)、又は被相続人がこの国にそのかつての常居所を有していた場合であって、その訴えの提起の時点で、この常居所の変更から5年以上経過していない場合(第1項第b号)には遺産全体に及ぶが、その他の場合には、その管轄権はこの国に存在する遺産財産に制限される(第2項)。

相続規則は、その第11条において、EU扶養規則第7条⁹⁷の範例に従って、緊急管轄(*forum necessitatis*)を定めている⁹⁸。他の方法による加盟国の裁判所の管轄権が存在しない場合であっても、その事案が十分な関連を示す加盟国の裁判所は、第三国における手続の実施が期待できない又は不可能である場合(例えば、内戦状況にある場合、当事者に対する個人的な迫害が存在する場合等々(考慮事由第31項参照。))には、相続事件について決定することができる。

被相続人の遺産が、第三国に存在する財産的価値を含む場合には、その相続事件において訴えを提起された裁判所は、この財産的価値に関するその決定が、当該第三国において承認されない又は場合によっては執行可能であると宣言されないことが予測され得る場合には、当事者の一人の申立てにより、この財産的価値の一つ又は複数について判断しないことを決定することができる(第12条第1項)。

第4章 準拠法

相続規則は、客観的連結の枠組みにおいて、常居所地法を出発点とし(第21条)、被相続人がその本国法を選択することを認めている(第22条)。相続規則は、相続契約以外の死因処分(第24条)及び相続契約(第25条)の連結についての特別の規定を含んでおり、死因処分及び共同遺言の取り扱いについては特別な検討を必要とする⁹⁹。それに加えて、相

⁹⁶ Vgl. Lorenz (oben N.4) S.41.

⁹⁷ 扶養規則第7条(緊急管轄(*forum necessitatis*))「第3条〔一般的な規定〕、第4条〔管轄合意〕、第5条〔応訴管轄〕及び第6条〔補充管轄〕に従って加盟国のいかなる裁判所も管轄権を有しない場合には、加盟国の裁判所は、例外的な事例において、その争訟(*der Rechtsstreit*)が密接な関係を示す第三国において、ある手続を開始し若しくは進行することが期待し得ない(*nicht zumutbar*)又は不可能である(*unmöglich*)と実証される場合には、その争訟について決定することができる。

その争訟は、訴えを提起された裁判所の加盟国に対して、十分な関連(*einen ausreichenden Bezug*)を示すものでなければならない。」

⁹⁸ 欧州委員会の提案がそのような管轄を欠いていたことを批判していたものとして、Lorenz (oben N.4) S.48 及び Kindler (oben N.39) S.46.

⁹⁹ 共同遺言の連結については、Carl Friedrich Nordmeier, *EuErbVO: Neues Kollisionsrecht für gemeinschaftliche Testamente*, ZEV 2012, S.513.を参照。

続規則は、いまや、相続法上の法律行為の方式上の有効性(Formgültigkeit)についての牴触規定をも定めている（第 27 条及び第 28 条）。

第 1 節 相続準拠法

相続規則の参加国においては、今後、相続準拠法は、統一的に決定される¹⁰⁰。ドイツ法が、今日まで、制限的な法選択（ドイツ民法施行法第 25 条第 2 項）によってそれを可能にしているような相続の分割は、もはや許容され得ない。もっとも、第 30 条は、特定の財産的価値の権利の承継を「経済的、家族的又は社会的な考慮に基づいて……制限し又はそれに影響を与える」国内の規定を、相続準拠法とはかかわりなく適用することによって、相続統一主義を破っている。ただし、その際には、ドイツ民法施行法第 3a 条第 2 項のもとでは異なり、相続の分割の原因としての牴触法上の規定はもちろん問題にならない（考慮事由第 54 項参照）。さらに、今後も効力を有する(fortgeltende)国際的な条約（第 75 条第 1 項参照）も相続の分割をもたらし得る。

第 1 項 適用範囲

上述〔第 2 章第 1 節〕のように、第 21 条第 1 項によれば、死亡による権利の承継全体は、相続準拠法に服する。相続規則は、それを、相続人の指定の方式（法定又は任意）にかかわらず、あらゆる方式の死亡を原因とする財産的価値、権利及び義務の移転と解釈している（第 3 条第 1 項第 a 号）。統一的な解釈を保証するために、第 23 条第 2 項は、相続準拠法の適用範囲を具体的に述べている。第 3 章において統一された牴触規定の対象には、特に、相続能力、相続の欠格及び相続権剥奪、相続人及び遺言執行者の権限、遺産債務についての責任、遺産の分割等が含まれている。

さらに、いかなる要件のもとで相続が承認され又は放棄されるかという問題も、相続準拠法に従って判断される（第 23 条第 2 項第 e 号）。それゆえに、ドイツの相続法が適用される場合には、相続の承認は、相続人の常居所にかかわらず、必要とされない（ドイツ民法第 1942 条第 1 項¹⁰¹）。相続の放棄の方式も、相続準拠法の適用範囲に含まれる。その方式については、第 28 条第 b 号が、その放棄は、放棄者がその常居所を有する国の方式上の要件に適合していれば十分である、と定めている。したがって、ドイツの遺産裁判所は、ドイツ民法第 1945 条¹⁰²とは異なり、場合によっては、外国で生活している相続人の私文書による相続放棄の意思表示で満足しなければならない¹⁰³。

¹⁰⁰ Altmeyer (oben N.39) S.487.

¹⁰¹ ドイツ民法第 1942 条（相続財産の帰属及び放棄）第 1 項「相続財産は、相続資格を有する相続人に移転する、ただし、相続を放棄する権利を妨げない（相続財産の帰属）。」

¹⁰² ドイツ民法第 1945 条（相続放棄の方式）第 1 項「相続の放棄は、遺産裁判所に対する意思表示によって行われる；その意思表示は、遺産裁判所の調書への記載又は公の認証のある方式によって行われなければならない。」

第 2 項「遺産裁判所の調書は、証書作成法(Beurkundungsgesetzes)の規定に従って作成される。」第 3 項「委任代理人は、公の認証ある代理権を必要とする。この代理権は、放棄の意思表示に添付されるか、又は放棄期間内に追完されなければならない。」

¹⁰³ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2395.

同様に、遺留分権も相続準拠法に服する（第 23 条第 2 項第 h 号）。遺留分権は、さしあたり、遺言作成者が選択することができるのはその本国法のみであるということによって保護される（第 22 条第 1 項）。しかしながら、被相続人による常居所の移転は、準拠法の変更による遺留分の減少を結果としてもたらし得る。遺留分の減少の二つの「形成可能性（Gestaltungsmöglichkeiten）」は、相続規則の精神に従えば、原則として、甘受されなければならない¹⁰⁴。したがって、遺留分権の具体的な形成についての差異は、公序違反を不可避免的に意味するわけではない、という欧州委員会の提案¹⁰⁵においてはなお含まれていた明確化が、第 35 条の（取るに足らない）公序則の介入の限界の厳格化（「明らかに両立し得ない（*offensichtlich unvereinbar*）」）のために放棄された場合であっても、裁判所は、公序の留保（*ordre public-Vorbehalt*）（第 35 条）を抑制的にのみ用いるべきであるとされている¹⁰⁶。

第 2 項 被相続人の死亡時の常居所への原則的客観的連結（第 21 条）

上述〔第 4 章第 1 節第 1 項〕のように、第 21 条第 1 項は、相続統一主義を実現する。すなわち、相続規則は、多くの EU 加盟国（ドイツもそれに含まれている）¹⁰⁷において妥当している国籍への連結を交代させ、すべての規則参加国においては、今後、相続は、動産についても不動産についても、被相続人の最後の常居所地の法に従って判断される。

常居所への連結を支持する見解¹⁰⁸によれば、（第 20 条に従って普遍的に妥当する）常居所への連結は、それが国籍との連結と同等の法的安定性を有しているわけではないとしても、EU 加盟国¹⁰⁹の抵触法における明白な趨勢に沿ったものであるとされている。さらに、常居所への連結は、常居所国の国籍を有していない者が、常居所国においてその国の国籍保持者との同一の規律に服し得るという、増大しておりかつ正当な欧州市民の期待を反映していると評価されている¹¹⁰。

もっとも、この最後の常居所への連結は、第 2 項の回避条項によって補足されている。

¹⁰⁴ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2395 ; vgl. Lange (oben N.39) S.439.

¹⁰⁵ 欧州委員会提案の合憲解釈については、Buschbaum / Kohler (oben N.39) S.162 を参照。

¹⁰⁶ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2395 ; vgl. auch Remde (oben N.39) S.83.それに対して、Lorenz (oben N.4) S.48.は、憲法上の理由(Vgl. BVerfGE 112,S.332 = NJW 2005, S.1561 = ZEV 2005,S.301.)に基づいて、遺産に対する近親者の相当な最小限度の持分を確保する留保条項を要求していた（本節第 5 項参照）。

¹⁰⁷ 第 1 章第 2 節参照。

¹⁰⁸ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2395.

¹⁰⁹ EU 加盟 27 カ国中の 11 カ国（ベルギー、ブルガリア、エストニア、フランス、デンマーク、ルクセンブルク、リトアニア、連合王国、アイルランド、マルタ及びキプロス）が最後の常居所地に連結している（第 1 章第 2 節参照）。

¹¹⁰ 最後の常居所地への連結に批判的なものとして、Kanzleiter (oben N.18) S.173ff ; Lorenz (oben N.4) S.43f ; Stellungnahme des Deutschen Anwaltvereins durch den Erbrechtsausschuss zum Vorschlag für eine Verordnung des Europäischen Parlaments und des Rates über die Zuständigkeit, das anzuwendende Recht, die Anerkennung und die Vollstreckung von Entscheidungen und öffentlichen Urkunden in Erbsachen sowie zur Einführung eines Europäischen Nachlasszeugnisses (Erbrechts-Verordnung,KOM (2009)154 endgültig) vom 14.10.2009(<http://www.anwaltverein.de/downloads/stellungnahmen/SN-10/SN310.pdf>(2013 年 2 月 11 日最終アクセス))S.3ff.

すなわち、事案の状況全体によれば、被相続人がその死亡時に、その最後の常居所地国とは異なる国と、明らかに密接な関係を有していた場合には、その死亡による権利の承継は、この（常居所国とは異なる）国の法に服する。

相続規則以前の国際私法に関する規則におけるのと同様に¹¹¹、欧州の立法者は、相続規則においても、常居所の概念についての詳細な注釈をほとんど加えていない¹¹²。しかし、それゆえに、ハーグ条約の分野において発展してきたという「常居所」概念の由来、及びブリュッセル IIa 規則¹¹³第 8 条の意味における「子の常居所」の管轄権についての欧州司法裁判所の関連判決¹¹⁴は、欧州の抵触法の意味における「常居所」という概念は、相続規則においても、同様に、ある人の家庭的、社会的及び職業上の関係の中心点としての「生活の中心(Daseinsmittelpunkt)」と考えられるべきであるということを示唆する（考慮事由第 23 項第 2 文も参照¹¹⁵）。「[相続]規則に特有の目的(spezifischen Ziele der Verordnung)」が、何のために当該国との「特に密接かつ確固たる結びつき(eine besonders enge und feste Bindung)」を要求すべきであるのか（考慮事由第 23 項第 3 文）は明らかではない。被相続人と当該国との「特に密接な結びつき(besonders enger Bindung)」が欠けているという理由で被相続人の常居所を否定する場合には、その他の点において、第 4 条及び第 64 条に従って、当事者からその裁判管轄を奪うことになる。いずれにせよ、居所地を生活の中心にしようという法律行為上の意思は必要ではない。この概念理解によれば、すべての自然人は、ただ一つの常居所のみを有し得る。常居所の変更の事例においては、一定の禁止期間が経過しなければならないということもなく、その移転とともに新たな常居所が発生し得る。大多数の事例においては、連結点は、この原則によって、容易に決定され得る。その他の場合においては、その概念は、（例えば、仕事や通学によって頻繁に国境を往来する人、私的な又は職業上の理由による「国際的な放浪生活(internationales Wanderleben)」¹¹⁶、外国における研究、寄宿舎付きの学校での生活等々のような）疑義のある場合には、具体的な事案のすべての事情を考慮して、適切な決定を下すことができる程度には十分に柔軟である。ある国との家庭的な関係と他の国との職業上の関係が対立する場合のように、疑義のある場合には前者が優先権を享受するだろう（考慮事由第 24 条第 3 文も参照。）¹¹⁷。いずれにせよ、規則自律的に（特に、相続法特殊的に）解釈されなければならない常居所

¹¹¹ Vgl. Kindler (oben N.39) S.50.

¹¹² 批判的なものとして、Lorenz (oben N.4) S.44.

¹¹³ 婚姻事件及び親責任事件における管轄、裁判の承認及び執行、並びに規則 1347/ 2000(EG)の廃止に関する 2003 年 11 月 27 日の理事会規則(VO (EG) Nr.2201/2003 des Rates vom 27. 11. 2003 über die Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Ehesachen und in Verfahren betreffend die elterliche Verantwortung und zur Aufhebung der Verordnung (EG) Nr. 1347/2000(ABl EG 2003 Nr. L 338, S. 1.)). 婚姻規則(EheVO)とも称される。

¹¹⁴ EuGH NJW 2009,S.1868.

¹¹⁵ Vgl. auch KOM (2009) 154 endg., S.6.

¹¹⁶ So Jörg Pirrung, Gewöhnlicher Aufenthalt des Kindes bei internationalem Wanderleben und Voraussetzungen für die Zulässigkeit einstweiliger Maßnahmen in Sorgerechtsachen nach der EuEheVO, IPRax 2011, S.50.

¹¹⁷ Dörner (oben N.22) S.510.

という概念は、欧州司法裁判所のみが考慮事由第 23 項及び第 24 項に立ち戻ってそれに付与することができるものの、より明確な輪郭を必要としている¹¹⁸。

「常居所」のような「未決定の(offener)」専門用語が、なにゆえに、なおも第 2 項のような「修正回避条項(korrigierenden Ausweichklausel)」を必要とするのかは、一見したところでは、明らかではない。というのは、典型的ではないものであっても、すべての事例は、具体的な事案の状況の全体としての評価によって、第 1 項の内部において克服され得るからである。それにもかかわらず、第 1 項及び第 2 項において定められた原則と例外の関係(Regel-Ausnahme-Verhältnis)は、詳細に見ると、二つの長所を有している。一方では、(体系的にはほとんど意味のない¹¹⁹) 専門分野に従って細分化される(特に、相続法に特有の)概念理解の発展は必要ではない¹²⁰。例えば、常居所の変更の直後に被相続人が死亡し、かつての常居所国との強力な結びつきが存続している場合(例えば、考慮事由第 25 項第 1 文)、又は職業上の理由で、最初から一定期間の経過後には帰国するつもりで、その期間中のみ、家族全体で常居所を変更した場合のように、常居所の決定が問題となる場合については、第 1 項の適用に際しては、通常の常居所概念が基礎に置かれ、回避条項を用いて具体的な事案の特殊性が顧慮されるかもしれない。他方では、そのような事例においては、第 2 項によって、常居所に連結する第 4 条及び第 64 条による管轄が失われることなく(もちろんその代償として、相続の当事者によって訴えを提起された裁判所は、その固有の法の代わりに、例えば、被相続人のかつての常居所国の法を適用しなければならないのではあるが)、事案に最も近い法(des sachnächsten Rechts)の適用が可能である。もちろん、回避条項は、被相続人の最後の常居所の法の調査に際しての困難を回避するために濫用されてはならない(考慮事由第 25 項第 2 文)¹²¹。

第 3 項 相続準拠法の選択 (第 22 条)

被相続人は、第 22 条第 1 項に従って、その死亡による権利の承継に適用されるべき相続準拠法として、法選択時又はその死亡時に属していた国の法(重国籍者についてはそれらの本国法の一つ)を選択することができる。それによって相続の分割の可能性が拡大される¹²²。被相続人は、場合によってはよりよく知っている法秩序のために、常居所地法の適用を回避することができる。本国法の選択の可能性は、ほとんどの加盟国にとっては、新しいものを意味する。ドイツにとっては、それはもちろん、本国との原則的連結から常居所との原則的連結への体系の変更の影響を緩和するものである。その他の加盟国は、その居住者が、初めて、居所地法とは異なる(たとえそれが EU 加盟国以外の第三国の法であっても)本国法の適用を求めることができるということを甘受しなければならない。それに対して、相続規則は、その草案がすでにそうであったように、明らかに権利の濫用の防止のために、被相続人がその法選択時に常居所を有する国の法を選択することを許容して

¹¹⁸ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2395 ; vgl. Dörner(oben N.39) S.225 ; Kindler (oben N.39) S.45.

¹¹⁹ Dazu Dörner (oben N.39) S.226.

¹²⁰ Vgl. Pirrung (oben N.116) S.52f.

¹²¹ Dörner (oben N.22) S.510f.

¹²² Dörner (oben N.22) S.511.

いない。準拠法の変更及びそれから結果として生じる終意処分の無効の問題¹²³は、遺言準拠法の枠内での静的な連結¹²⁴が解決する¹²⁵。

その法選択は、死因処分の方式による意思表示において明示的になされるか、又はそのような処分の条項から明らかになるものでなければならない（第 22 条第 2 項）。これによって、例えば、（法的な助言を受けない場合にはしばしばそうであるが、）死因処分を作成する被相続人が、特別な法選択をすることなしに、本来は適用されないはずの特定の法秩序が適用されると誤信して、その（本来は適用されない）法に従って死因処分を作成するという、いわゆる「誤った法のもとでの行為(Handeln unter falschem Recht)」の問題は、これまで通り、黙示的な法選択として扱われ得ることが保証されるだろう¹²⁶。他方で、法選択の明示性の要求によって、法選択は、確かに、解釈問題をもたらすことになり、それは実務において繰り返し困難を生じさせることになるだろう。それにもかかわらず、法的な専門知識のない被相続人については、その法選択を、明示的な意思表示に制限することは、安定性をもたらし得るので、欧州の立法者の決定は適切である。被相続人が、その死因処分において、その本国法に固有の規定を援用していること（考慮事由第 39 項第 2 文）は、場合によっては法選択の徴候(Indiz)であるが、反証の余地のない推定(zwingenden Schluss)を許容するものではない。被相続人がその死亡時の本国法を選択する場合には、（法の文言は、この点については疑問を差し挟む余地のあるものではあるけれども）被相続人は、法的安定性の理由から、選択された法秩序を（明示的又は黙示的に）具体的に指定しなければならない¹²⁷。実体上の有効性（解釈、意思の瑕疵など）については、法選択は、その意思表示において相続準拠法として指定された法に服する（第 3 項参照）。法選択は、それが、第 27 条において死因処分について定められた方式のいずれか一つを遵守している場合には、方式上有効である（第 2 項）。法選択の変更又は撤回は、第 4 項によれば、第 27 条第 2 項及び第 1 項において言及された法秩序のいずれか一つの、死因処分の変更又は撤回に関する方式規定に適合していなければならない¹²⁸。

第 4 項 反致及び転致（第 34 条）

欧州委員会の提案は、例外のない実質法指定を定めていた¹²⁹。これに対して、相続規則以前の国際私法に関する規則とは対照的に、相続規則の牴触規定は、第三国¹³⁰の国際私法が、加盟国の法に反致する場合（第 a 号）¹³¹、又はその第三国とは異なる第三国の法に転致し、かつその第三国とは異なる第三国の法がその送致を承認する場合（第 b 号）には、第 34 条第 1 項に従って第三国の国際私法による反致又は転致が顧慮されるべきであるとい

¹²³ Vgl. Buschbaum / Kohler (oben N.39) S.112 ; Lorenz (oben N.4) S.44.

¹²⁴ 第 2 節第 1 項参照。

¹²⁵ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2395.

¹²⁶ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2395 ; vgl. Lorenz (oben N.4) S.45.

¹²⁷ Ebenso Ulrike Janzen ,Die EU-Erbrechtsverordnung ,DNotZ 2012,S.484,486.

¹²⁸ Dörner (oben N.22) S.511.

¹²⁹ 欧州委員会提案第 26 条に批判的なものとして、Kindler (oben N.39) S.49 ; MPI (oben N.51) S.659 ; Wagner (oben N.32) S.516.

¹³⁰ デンマーク、連合王国及びアイルランドも含む(vgl. Janzen (oben N.127) S.486.).

¹³¹ Vgl. Remde (oben N.39) S.75.

う限りにおいて、総括指定を表現している。確かに、この規定の実務上の意義は非常にわずかなものである。被相続人が法選択によって第三国の法を選択した場合(第22条第1項)、又は第21条第2項の回避条項が例外的に第三国の法に導く場合には、第34条第2項に従って反致は顧慮されないので、第34条は、被相続人の常居所が、その死亡時において、当該第三国にあった場合(第21条第1項)にのみ意味を有し得る。そのような事例においては、確かに、通例、加盟国の裁判所の国際裁判管轄は欠けている(第4条)。それゆえに、結局のところ、第34条は、被相続人の常居所が第三国にあった場合で、加盟国の裁判所が第10条第1項及び第2項の補充管轄、又は第11条の緊急管轄に依拠し得る場合であって、適用可能な常居所の法が(場合によっては、部分的に)加盟国の法に反致する場合にのみ適用され得るにすぎないのである¹³²。

第5項 公序の留保(第35条)

外国の相続法の適用は、そこに国内の公序違反が存在する場合にのみ、第35条に従って拒絶され得る。そのような事例においては、加盟国の裁判も承認されない(第40条第a号)。それに加えて、当事者は、相続規則の文言はそれについて沈黙しているにもかかわらず、欧州相続証明書の発行手続(第67条第1項)、又は法的救済の手続(第72条)において、そのような違反を援用し、場合によっては、証明書が発行され得ない、又は変更され若しくは撤回されなければならないという結果をもたらすことができる¹³³。

常居所地の管轄(第4条)と適用可能な常居所地法(第21条)との同期(Gleichlaufs)に鑑みると、外国法は、被相続人がその本国法を選択した場合(第22条)、第21条第2項の回避条項に基づいて常居所地法とは異なる法が適用される場合、又は第10条又は第11条に従って管轄権を有する裁判所が外国の常居所地法を適用する場合にのみ、なお適用されるにすぎないので、第35条が実務上大きな意味を有することはないだろう¹³⁴。

欧州委員会提案第28条第2項にはなお含まれていた「遺留分権についての異なる規定はいかなる公序違反をも基礎付けない」という命題は、相続規則の最終版においてはもはや見出されない。ドイツ連邦憲法裁判所の判例¹³⁵によれば、両親の遺産に対する子の剥奪し得ない最小限度の持分(unentziehbaren Mindestbeteiligung)は、基本権の保護を享受するので、この点において不利に扱われた子孫は、(もちろん非常に限定された要件¹³⁶のもとにおいてのみではあるが)今後も、国内の公序を援用することができるだろう¹³⁷。

第2節 死因処分の準拠法

相続規則は、欧州委員会の提案¹³⁸とは異なり、死因処分の有効性(Wirksamkeit)に適用可能な法についての一般的な規定を置いている。死因処分の実体上の有効性に適用可能な法と、死因処分の方式に適用可能な法とは区別されなければならない。

¹³² Dörner (oben N.22) S.511f.

¹³³ Dörner (oben N.22) S.512.

¹³⁴ Dörner (oben N.22) S.512.

¹³⁵ BVerfGE 112, S.332 = ZEV 2005, S.301 = NJW 2005, S.1561.

¹³⁶ Näher Dörner (oben N.39) S.227.

¹³⁷ Dörner (oben N.22) S.512.

¹³⁸ この規律の欠缺に対する批判については、Lorenz (oben N.4) S.47.

第 1 項 相続契約以外の死因処分の許容性及び実体上の有効性

死因処分の許容性及び実体上の有効性は、死因処分を作成した者がその時点において死亡したならば、その死亡による権利の承継に適用されるべき法（いわゆる作成準拠法（Errichtungsstatut））に従って判断される（第 24 条第 1 項）。この連結は、被相続人がその常居所地で適用されている法に従って作成した死因処分が、転居による事後の準拠法の変更によっては無効又は実行不能にならないことを保証するものである¹³⁹。

第 2 項 相続契約の許容性、実体上の有効性及び拘束力

被相続人との間での相続契約の許容性、実体上の有効性及び拘束力は、契約締結時の仮定的相続準拠法(dem hypothetischen Erbstatut)に従って判断される（第 25 条第 1 項）。それに対して、複数の遺産に関係する相続契約については、重疊的な検討を必要とする。すなわち、その相続契約に関係する各々の被相続人のすべての仮定的相続準拠法が、その相続契約を有効とする場合にのみ、その相続契約は全体として有効となる（第 25 条第 2 項第 1 文）。この場合において、実体上の有効性及び拘束力は、その相続契約が最も密接な関係を有する法に従って、統一的に判断される（第 25 条第 2 項第 2 文）。残念なことに、立法者は、この実務上中心となる連結についてより詳細な準則を定めることをしなかった。少なくとも、公正証書の作成を要する終意処分（ドイツにおいては相続契約（ドイツ民法第 2276 条第 1 項¹⁴⁰））については、その契約締結地は、しばしば、その相続契約とその地の法との最も密接な関係を基礎付けるだろう¹⁴¹。

第 3 項 共同遺言の実体上の有効性

第 25 条は相続契約にのみ適用され、その公の見出し及び第 3 条第 1 項第 d 号の定義によれば第 24 条に服する共同遺言には適用されない¹⁴²。しかしながら、この分類は、共同遺言が有効に作成されたか否かについての判断を何ら変更するものではない。すなわち、相続契約に適用される規律に従って、共同遺言が全体として有効であるためには、各々の配偶者又は登録生活パートナーに適用される（仮定的）相続準拠法によって、個別に、その共同遺言が実体上有効とされなければならない。各々の適用可能な相続準拠法は、確かに、国内の禁止規定による実体上の障害が問題となる場合にのみ、第 24 条第 1 項に従って共同遺言を無効にする¹⁴³。それに対して、その禁止が方式上の規定¹⁴⁴に帰せられ得る場合には、

¹³⁹ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2396.

¹⁴⁰ ドイツ民法第 2276 条（相続契約の方式）第 1 項「相続契約は、両当事者が同時に出頭して作成される公正証書によってのみ締結され得る。第 2231 条第 1 号、第 2232 条、第 2233 条の規定は適用されなければならない；これらの規定に従って被相続人に適用される事項は、契約締結者の各自についても適用される。」

¹⁴¹ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2396 ; vgl. Buschbaum / Kohler (oben N.39) S.113.

¹⁴² これについて批判的なものとして、Lorenz (oben N.4) S.46f ; MPI (oben N.51) S.614ff.

¹⁴³ 例えば、イタリアの実体相続法によれば、相続契約及び共同遺言は、イタリア民法第 458 条及び第 589 条によって禁止されているために無効である (Vgl. Maria Giovanna Cubeddu Wiedemann / Anton Wiedemann in : Süß (oben N.75) S.837 (Italien Rn 22))。

¹⁴⁴ 例えば、フランス法における共同遺言の禁止（フランス民法第 968 条）は、ドイツにおける

方式上の問題についての別個の連結は、その共同遺言が（共同遺言を禁止する法とは別個の）方式に関して基準となる法によって方式上有効とされる場合には、さらに、遺言の有効性を導き得る。しかしながら、相続規則の内部において、共同遺言の国内法上の禁止は、第 26 条第 1 項第 e 号によればそれが被相続人の「意思の瑕疵又は遺言意思に関するその他の問題」に属するという理由で常に実体上の禁止とみなされ得るのか否かは、不明確なままである¹⁴⁵。

例えば、（仮定的）相続準拠法を異にする二人による共同遺言の場合において、両方の（仮定的）相続準拠法が共同遺言を有効とする場合であっても、その拘束力も、実体上の内容も、統一的な（仮定的）相続準拠法に従って判断されるわけではない。というのも、相続契約の拘束力を統一的な（仮定的）相続準拠法によって規律する第 25 条第 2 項第 2 文に匹敵する規律が、共同遺言については欠けているからである。いずれにせよ、この規律の欠缺は、国境を越える関連を有する事実関係においては、相続契約を締結するように助言することを推奨しているのかもしれない¹⁴⁶。

第 4 項 方式準拠法——方式上の有効性（第 27 条及び第 28 条）

欧州の立法者が、相続規則において、死因処分的方式上の有効性の連結について規定し、もともと予定されていた¹⁴⁷ように、遺言の方式の準拠法に関する 1961 年のハーグ条約を指摘するだけにとどめなかったことは、強く歓迎されなければならない。遺言条約は、一方では、24 カ国の相続規則参加国のうちの 13 カ国¹⁴⁸によってしか批准されておらず、他方では、相続契約には適用されないので、死因処分的方式上の有効性についての統一的な規定がないというこの法的状況は、死因処分的方式上の有効性の判断について異なる結論をもたらす危険性を生じさせかねないものであり、それによって、すべての加盟国において同一の法的状況を写し取る(abbilden)という欧州相続証明書の「実効性(l'effet utile)」を、場合によっては後々まで損なうことになったのかもしれない¹⁴⁹。

現在では、遺言条約の連結規定は、第 27 条に引き継がれ、相続契約に拡大されている。もっとも、条約の適用範囲においては、遺言条約のこれらの規定は、遺言条約の締約国でもある加盟国においては引き続き適用される（第 75 条第 1 項第 2 文）。口述による遺言、又は録画・録音媒体(Bild- oder Tonträger)に記録された遺言を考慮すると、その法的状況は不統一なままであるが、現状から判断すると、それに由来する欧州相続証明書の統一的な発行についての大きな危険はおそらく存在しないだろう。相続規則は、そのような遺言を把握していない（第 1 条第 2 項第 f 号）が、遺言条約はすでに把握している。確かに、遺言条約第 10 条によれば、すべての締約国は、口述で、かつ緊急事態ではない場合に作成さ

支配的な見解によれば、方式上の禁止とみなされている(Vgl. Christoph Döbereiner in : Süß (oben N.75) S.625 (Frankreich,Rn 38)。

¹⁴⁵ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2369 ; vgl. Robert Magnus in : Hess / Jayme / Pfeiffer (oben N.80) S.28.

¹⁴⁶ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2369.

¹⁴⁷ Vgl. KOM (2009) 154 endg.,S.4.

¹⁴⁸ http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.status&cid=40(2013 年 2 月 11 日最終アクセス).

¹⁴⁹ Dörner (oben N.39) S.227.

れた自国民の遺言を認めない権利を留保することができる。しかし、ドイツはこの留保を行っていない¹⁵⁰。

その他の点において、第 27 条は、いまや、相続規則に独自の規律を含んでいる¹⁵¹。遺言の優遇(*favor testamenti*)の意味において、書面による死因処分の方式上の有効性は、その死因処分が作成された国の法（第 1 項第 a 号）、又は少なくとも処分者の一人が属していた国の法（第 b 号）、又はその住所（第 c 号）若しくは常居所（第 d 号）を有していた国の法のいずれかに従って判断される。その死因処分が不動産と関係する限りにおいて、その死因処分が不動産の存在する国の方式上の要件に適合している場合には、その死因処分は方式上も有効である（第 27 条第 1 項第 e 号）。

第 5 章 裁判の承認及び執行

加盟国の裁判所の裁判は、特別な手続を必要とすることなしに、他の加盟国において承認される（第 39 条第 1 項）。その承認は、民事及び商事事件における管轄並びに裁判の承認及び執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則（以下、「ブリュッセル I 規則」という。なお、この規則は「ヨーロッパ民事訴訟規則(EuGVVO)」とも称される。）¹⁵²の手続と一致して、実体法又は訴訟法に対する重大な違反の場合にのみ拒絶することが許されている（第 40 条）。すなわち、その承認が、承認を求められた加盟国の公の秩序(*ordre public*)と明らかに矛盾する場合（第 a 号）、被告に対して、時機を失することなく、かつ自らを防衛することができるような方法において、手続を開始する書類又はこれと同等の書類を送達されなかった場合（ただし、被告がその裁判に対して異議を申し立てることが可能であったにもかかわらず、これを行わなかった場合にはこの限りではない。）（第 b 号）である。その裁判が、その承認を求められた加盟国において同一の当事者間の手続において下された裁判と両立し得ない場合（第 c 号）、他の加盟国又は第三国において、同一の当事者間で、同一の請求に基づいて先に下された裁判と両立し得ない場合（ただし、先に下された裁判が、その承認が求められた加盟国においてその承認に必要な要件を満たしている場合に限る。）（第 d 号）についても同様である。

裁判の執行に適用される第 43 条から第 58 条の規定は、ブリュッセル I 規則第 38 条以下の文言に依拠したものである。それゆえに、わずかな違いが明らかになるだけである。第 46 条第 2 項によれば、ブリュッセル I 規則第 40 条第 2 項¹⁵³とは異なり、申立人には、いかなる国内の選定住所又は送達代理人の指定も要求され得ない。ブリュッセル I 規則第 38 条以下のダイナミックな参照に代わる相続規則内部での独自の手続規定の採用は、おそら

¹⁵⁰ Dörner (oben N.22) S.511.

¹⁵¹ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2369.

¹⁵² VO (EG) Nr.44/2001 des Rates vom 22. 12. 2000 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl-EG Nr.L 12 v. 16.1.2001, S.1.

¹⁵³ ブリュッセル I 規則第 40 条第 2 項「申立人は、申立てを受けた裁判所の管轄区域内に、選定住所(Wahldomizil)を定めなければならない。執行加盟国の法に選定住所が規定されていない場合には、申立人は、送達代理人を指定しなければならない。」

なお、本稿におけるブリュッセル I 規則の訳出に際しては、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則(EC)44/2001（ブリュッセル I 規則）上・下」国際商事法務第 30 巻第 3 号 311 頁、第 4 号 465 頁(2002 年)を参照した。

く、現在進行中のブリュッセル I 規則の修正過程に帰せられ得るだろう¹⁵⁴。

第 6 章 公文書の受領及び執行、並びに裁判上の和解の執行

第 1 節 公文書の受領及び執行

相続規則は、国境を越えた公文書の利用を促進するところの、公文書の形式的証拠力(die formelle Beweiskraft)についての第 59 条における規律によって、未知の領域に足を踏み入れた。相続規則は、ユニバンク(Unibank)事件における欧州司法裁判所の判決¹⁵⁵に従って、公文書を、ある加盟国(本源加盟国(Ursprungsmitgliedstaat)¹⁵⁶)において正式に作成又は登録され、その内容に関して、本源加盟国の官庁又は権限を与えられたその他の機関によって確定された一定の証拠力を備えた、相続事件における文書と定義している(第 3 条第 i 号)。

欧州委員会提案は、2 カ条から構成される、公文書に関する固有の第 5 章の規律を含んでいた。欧州委員会提案第 35 条は、ブリュッセル I 規則(第 57 条¹⁵⁷)以来、欧州においてよく知られている手法において公文書の国境を越える執行の要件を規定していたのに対して、欧州委員会提案第 34 条は、初めて、その執行の問題と独立した「公文書の承認(Urkundsanerkennung)」について規定していた。それによれば、ある加盟国において作成された公文書は、その本源加盟国においてそこで妥当している手続に従って異議を申し立てられていない限りにおいて、その公序の留保のもとで、他の加盟国において「承認(anerkannt)」される。

公文書の自由な流通をその狙いとする欧州委員会提案の第 5 章の規定によって、公文書の国境を越えた利用に際して予想される障害は取り除かれるはずであり、公文書が作成された加盟国外における公文書の国境を越えた利用が可能になるという意味において、公文書の自由な流通は歓迎されるべきものであった。

しかし、欧州委員会の提案に対しては、以下のような批判¹⁵⁸がなされた。すなわち、欧州においては、今日、すでに、公文書の自由な流通は、一定の制限のもとで、アポストイ

¹⁵⁴ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2396f; vgl. Stefan Huber in: Hess / Jayme / Pfeiffer (oben N.80) S.42.

¹⁵⁵ EuGH DNotZ 1999,S.919 mit Anmerkung Jens Fleischhauer = IPRax 2000,S.409,411.

¹⁵⁶ そこにおいて、裁判が下され、裁判上の和解が承認され若しくは締結され、公文書が作成され、又は欧州相続証明書が発行された加盟国を意味する(第 3 条第 1 項第 e 号)。

¹⁵⁷ ブリュッセル I 規則第 57 条第 1 項「加盟国において作成され、かつ執行可能である公文書は、他の加盟国において、申立てにより、第 38 条以下の手続において、執行可能であると宣言される。執行宣言は、第 43 条又は第 44 条による法的救済が申し立てられた裁判所によって、その公文書の執行が執行加盟国の公序に明らかに反する場合にのみ、拒絶され又は破棄され得る。」

第 2 項「行政機関において締結され又は認証を受けた扶養合意又は扶養義務は、第 1 項の意味における公文書とみなされる。」

第 3 項「提出された文書は、それが作成された加盟国において必要とされるその証拠力〔真正〕についての要件を満たさなければならない。」

第 4 項「第 3 章第 3 節の規定は準用される。公文書が作成された加盟国の管轄機関は、申立てにより、この規則の付属文書 VI の書式を用いて、その証明書を発行する。」

¹⁵⁸ Marius Kohler / Markus Buschbaum, Die „Anerkennung“ öffentlicher Urkunden? – Kritische Gedanken über einen zweifelhaften Ansatz in der EU - Kollisionsrechtsvereinheit-

ーユ(Apostille)¹⁵⁹による真正の証明の要求を顧慮したうえで保証されており、その限りにおいて、欧州委員会提案第 34 条のような規定を設ける必要性があるかは疑わしい。さらに、相続規則が、現在もなお存在している認証又はアポスティールによる証明の要件を免除する場合であっても、裁判の承認の領域において発展してきた周知の「承認」という概念を、裁判所による裁判とはその法的性質を異にする公文書に転用する必要がないだけでなく、それは、公文書に記載された行為（遺言、相続契約等）の有効性及び法的効力が、公文書の承認という枠組みの中において、国際私法上の決定及び基準となる相続準拠法によらずに規律されるのではないか、との深刻な誤解を生じさせる危険すらもたらしかねないものである、と。

この批判を受けて、欧州委員会提案の文言は、立法手続の過程において大きく修正されることになった。それによって、（公文書に記載された法律行為又は法律関係といった）「〔公〕文書の法的内容(negotium)」が、牴触法の回避のもとで「承認」の対象となるのか否かという不明確性は取り除かれた（第 59 条第 3 項第 2 文、考慮事由第 63 項及び第 64 項参照。）。ドイツの学説の理解によれば、第 59 条第 1 項は、国境を越えた公文書の受領は、専らその「形式的証拠力(die formelle Beweiskraft)¹⁶⁰」のみに関係するものであることを明確にしている（考慮事由第 61 項も参照。）。この意味において、ドイツで作成された公文書は、外国において、認証 (legalisation) 又はアポスティール (Apostille)を必要とすることなしに（第 74 条参照。）、その中において証明された事実の完全な証明を基礎付ける（ドイツ民事訴訟法第 418 条第 1 項¹⁶¹）。外国で作成された公文書は、ドイツにおいては、第 59 条第 1 項に従って、国内の文書の効力を超えるいかなる証拠力も認められ得ない。これは、目的加盟国(Zielmitgliedstaat)における証拠力の比較の基準(Vergleichsmaßstab)（本

lichung – ,IPRax 2010,S.313,313-316 ; vgl. auch Wolfgang Faber / Stefan Grünberger, Vor-schlag der EU-Kommission zu einer Erbrechts-Verordnung,ÖNZ 2011, S.97,110f.

¹⁵⁹ 現在、多くの国では、外国公文書が提出される場合には、その外国に駐在する自国の外交官又は領事官による「認証」を受けることが法律上又は慣行上要求されており、そのために、外国公文書の提出者は、複雑で煩雑な手続を行うことを要する。このため、ハーグ国際私法会議は、この問題を採り上げ、第 9 回会期において、外国公文書の認証を不要とするための条約案を採択した。この条約案をもとに作成されたのが「外国公文書の認証を不要とする条約(Convention Supprimant l'Exigence de la Légalisation des Actes Publics Étrangers(http://www.hcch.net/index_fr.php?act=conventions.text&cid=41(最終アクセス 2013 年 2 月 11 日)))」である（昭和 45 年条約第 8 号）。認証不要条約の締約国は、自国の領域において提出される文書でこの条約の適用を受けるものにつき、当該文書を発する国の権限ある当局による文書自体又は補箋に記載される（第 4 条）証明文（アポスティール）の付与手続を除き（第 3 条）、認証を免除する（第 2 条）。認証不要条約における認証とは、当該文書の提出されるべき国の外交官又は領事官が、署名の真正、文書の署名者の資格及び場合により文書に押されている印影の同一性を証明する手続のみをいうとされている（第 2 条）。

¹⁶⁰ 英語版及びフランス語版における第 59 条第 1 項の文言は、「同一の証拠力(the same evidentiary effects ; la même force probante)」とされている（考慮事由第 61 項についても同様である。）。

¹⁶¹ ドイツ民事訴訟法第 418 条（他の内容の公文書の証明力）第 1 項「公文書であって、第 415 条、第 417 条に掲げる内容とは異なる内容を有するものは、その中において証明されている事実について完全な証明力を有する。」

なお、本稿においては、ドイツ民事訴訟法の翻訳については、法務大臣官房司法法制部編『ドイツ民事訴訟法典—2011 年 12 月 22 日現在—』（法曹会、2012 年）に依った。

源加盟国におけるのと「同一の形式的証拠力(die gleiche formelle Beweiskraft)」又は「それと最も類似した効力(die damit am ehesten vergleichbare Wirkung)」から生じるものである。それゆえに、第 59 条第 1 項は、結果的に、本源加盟国の法と目的加盟国の法による、形式的証拠力の二重の制限を定めていることになる¹⁶²。

公文書の執行宣言については、従来の「アキ(Acquis)¹⁶³」と一致して¹⁶⁴、裁判の執行についての手続（第 45 条から第 58 条）に従って判断される（第 60 条第 1 項）。

第 2 節 裁判上の和解の執行

第 61 条は、裁判上の和解の執行について、ブリュッセル I 規則¹⁶⁵と同一の規律を定めている。すなわち、本源加盟国において執行可能である裁判上の和解（第 3 条第 1 項第 h 号参照）は、他の加盟国において、権利者の一人の申立てにより、第 45 条から第 58 条の手続に従って、執行可能であると宣言される（第 1 項）。第 46 条第 3 項第 b 号の目的のために、その和解を承認し又はその面前においてその和解が締結された裁判所は、権利者の一人の申立てにより、第 81 条第 2 項の協議手続に従って作成された書式を利用して証明書を発行する（第 2 項）。執行宣言は、第 50 条又は第 51 条に従って申し立てられた裁判所によって、裁判上の和解の執行が、執行加盟国の公序と矛盾することが明らかである場合のみ、拒絶又は破棄される（第 3 項）。

第 7 章 欧州相続証明書

欧州相続証明書の導入によって、欧州の立法者は、新たな道を歩み始めたと同時に、欧州の法の発展における一里塚を築いたものと評価されている¹⁶⁶。以下では、欧州相続証明書の発行手続、その内容及び法的効力、国内の相続証書との関係、先決問題の連結等を中心に紹介する¹⁶⁷。

第 1 節 欧州相続証明書の発行手続

第 1 項 申立権者

¹⁶² Vgl. Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2397.

¹⁶³ 「アキ(Acquis) (アキ・コミュニテール(acquis communautaire))」とは、EU 内ですべての加盟国を共に拘束する共通の権利及び義務の総体（庄司克宏『EU 法 基礎篇』（岩波書店、2003 年）99 頁参照。）をいい、基本条約と第二次立法（第二次法・派生法）等からなる法体系の総体（田中俊郎『EU の政治』（岩波書店、1998 年）134 頁参照。）である。「共同体既得事項（中西優美子・前掲(25)82 頁参照。）」、「共同体法の集大成（ディヴィッド・エドワード＝ロバート・レイン（庄司克宏訳）『EU 法の手引き』（国際書院、1998 年）68 頁参照。）」とも称される。

¹⁶⁴ ブリュッセル I 規則第 57 条第 1 項第 1 文参照。

¹⁶⁵ ブリュッセル I 規則第 58 条「手続中に裁判所において締結され、それが作成される加盟国において執行可能な和解は、執行加盟国において公文書と同一の要件のもとで執行される。裁判上の和解が締結された加盟国の管轄裁判所又は機関は、申立てにより、この規則の付属文書 V の書式を用いて証明書を発行する。」

¹⁶⁶ Dörner (oben N.22) S.512.

¹⁶⁷ 登記実務における欧州相続証明書の意義については、Wilsch (oben N.82) S.530 を参照。欧州委員会提案については、Knut Werner Lange, Das geplante Europäische Nachlasszeugnis, DNotZ 2012,S.168.も参照。

欧州相続証明書は、他の加盟国において、相続人若しくは物権遺贈の受遺者としてのその権利、又は遺言執行者若しくは遺産管理人としてのその権限を援用しようとする者の申立てにより発行される（第 65 条第 1 項及び第 63 条第 1 項）¹⁶⁸。相続規則は、遺産債権者の申立権について規定していない。これに伴って、ドイツ法においては、相続規則によって言及されていない強制執行権（ドイツ民事訴訟法第 792 条¹⁶⁹）が問題となる。それに応じて、（その文言は相続規則の国内施行法によって適合させられるべきであるが、）ドイツ民事訴訟法第 792 条及び第 896 条¹⁷⁰は、執行債権者は欧州相続証明書をも請求することができる、と解釈されなければならない¹⁷¹。

第 2 項 必要的記載事項

欧州相続証明書の交付の申立ては、その範囲がドイツの相続証書の手続（ドイツ民法第 2354 条¹⁷²及び第 2355 条¹⁷³）において知られている程度を（部分的には）はるかに越える、多数の記載を要件としている。すなわち、申立人は、一般的な記載（被相続人と申立人の個人情報、相続に至る事情、及び場合によっては係属中の争訟に関する情報）と並んで、申立人が欧州相続証明書の発行によって追求する目的に関する情報を提供しなければならない

¹⁶⁸ 欧州相続証明書の作成はそれぞれの加盟国によって定められた官庁の義務である（第 64 条）が、申請権者にとっては、欧州相続証明書の利用は義務的なものではない（第 62 条第 2 項）。考慮事由第 70 項は、発行当局が、ドイツにおける公証人の面前でのように（ドイツ民法第 2356 条第 2 項）、その面前で宣誓に代わる保証が与えられ得るその他の機関を、欧州相続証明書の発行手続に関与させ得るということを明確にしている。

¹⁶⁹ ドイツ民事訴訟法第 792 条（債権者への証書の付与）「債権者が強制執行のために、相続証書又は官庁、公務員若しくは公証人が申立てにより債務者に付与するその他の証書を必要とするときには、債権者は、債務者に代わってその付与を請求することができる。」

¹⁷⁰ ドイツ民事訴訟法第 896 条（債権者への証書の付与）「債務者の意思表示に代わる判決に基づいて公簿又は登記簿に登記がなされるべきときは、債権者は、登記を受けるために第 792 条に掲げる証書を必要とする限り、債務者に代わってこの証書の付与を求めることができる。」

¹⁷¹ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.525.

¹⁷² ドイツ民法第 2354 条（相続証書の交付の申立てにおける法定相続人の申告）第 1 項「法定相続人として相続証書の交付を申し立てる者は、次の各号に掲げられた事項を申告しなければならない。

第 1 号 被相続人の死亡の時点

第 2 号 その相続権が依拠する関係

第 3 号 その者によって申立人が相続から排除され、又はその相続分が減少させられるであろう者が存在し又は存在したか、存在するとしていかなる者が存在し又は存在したか

第 4 号 被相続人の死因処分が存在するか否か、及び「存在するとして」いかなる死因処分が存在するか

第 5 号 その相続権に関する争訟が係属しているか否か」

第 2 項「その者によって申立人が相続から排除され、又はその相続分が減少させられるであろう者が離脱した場合には、申立人は、その者がいかなる方法によって離脱したかを申告しなければならない。」

¹⁷³ ドイツ民法第 2355 条（相続証書の交付の申立てにおける任意相続人の申告）「死因処分に基いて相続証書の交付を申し立てる者は、その相続権が依拠する処分を表示し、被相続人のその他の死因処分が存在するか否か、及び「存在するとして」いかなる死因処分が存在するかを申告し、かつ第 2354 条第 1 号、第 5 号、第 2 項において規定されている申告を行わなければならない。」

ない（第 65 条第 3 項第 f 号）。許容される目的については、第 63 条が定めている。それらに共通しているのは、欧州相続証明書書を他の加盟国において利用することを前提にしているということである（考慮事由第 67 項）。つまり、純粹に国内的な事実関係については、欧州相続証明書は発行されてはならない¹⁷⁴。夫婦財産契約又は生活パートナーシップ契約についての情報は、必要的記載事項である（第 65 条第 3 項第 j 号、相続分の決定に際して被相続人の財産制の終了（例えば、ドイツ民法第 1371 条第 1 項）を顧慮すべきであるとした考慮事由第 12 項も参照）¹⁷⁵。

第 3 項 記載事項の審査

申立人の記載は、発行当局によって審査されなければならない。それについて、相続規則は、事実に関する立証がどのように行われなければならないか及び当局が職権で調査を行うことができるか否かという問題について、補完性の意味において、発行当局の国内法に広い裁量の余地を認めている（第 66 条第 1 項）。それによって、記載事項の審査についての手続は、国内の相続証書の発行に関する加盟国の手続に埋め込まれる。まず第一に、関連する文書の謄本が証明のために提供されなければならない（第 66 条第 2 項）。発行当局が必要と判断する証拠を要求する発行当局の権限に関連して、ドイツにおいては、その入手が不可能であるか又は過度に困難である場合を除いて、公文書であることが要件とされることになる（ドイツ民法第 2356 条第 1 項¹⁷⁶）。それに加えて、発行当局は、文書によっては証明され得ない記載について、宣誓に代わる保証を要求することができる（第 66 条第 3 項）。その点についても、ドイツ民法第 2356 条第 2 項¹⁷⁷が適用され得るだろう。国際的な私法交通において、宣誓に代わる保証は、手続上の障害と解釈されるべきではない。逆に、申立ての手続において詳述された事実関係のこの正式な保証は、EU 域内の外国における欧州相続証明書の受容(Akzeptanz)を高めることに寄与するものである¹⁷⁸。加盟国は、宣誓に代わる保証の受領についての公証人の独占的又は選択的な権限を承認することができる（考慮事由第 70 項）。

第 4 項 管轄

遺産全体に関する欧州相続証明書の発行については、まず第一に、被相続人がその最後の常居所を有していた加盟国の当局が国際的な管轄権を有する（第 64 条第 1 項第 1 文）。

¹⁷⁴ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2397.

¹⁷⁵ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.525.

¹⁷⁶ ドイツ民法第 2356 条（申告が正確であることの証明）第 1 項「申立人は、第 2354 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 2 項に従ってなされた申告が正確であることを公文書によって証明しなければならない、第 2355 条の場合においては、その相続権が依拠する文書を呈示しなければならない。これらの文書を入手することができないか、又は入手に過度の困難を伴う場合には、他の証拠方法で足りる。」

¹⁷⁷ ドイツ民法第 2356 条（申告が正確であることの証明）第 2 項「被相続人が剰余共同制による夫婦財産制に服していたこと、並びに第 2354 条及び第 2355 条に従って要求されるその他の申告に関しては、申立人は、裁判所又は公証人の面前において、その申告が正確であることを妨げるいかなる事実をも知らないことについて、宣誓に代わる保証を行わなければならない。遺産裁判所は、それを不必要と判断した場合には、その保証を免除することができる。」

¹⁷⁸ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.525f.

発行当局については、裁判所又はその他の当局が問題となり得る。裁判所の概念は、広く解釈されなければならない、中立性及び聴取に関する当事者の権利を保証するすべての法律専門職、特に、大多数の加盟国において（一部の加盟国においては独占的に）相続証書の発行についての権限を有する公証人¹⁷⁹を含むものである（第 3 条第 2 項）。管轄規定からは、欧州相続証明書は、ドイツの相続証書（ドイツ民法第 2369 条¹⁸⁰第 1 項）とは異なり、その発行加盟国に存在する目的物には限定され得ないということが読み取れる¹⁸¹。

被相続人の最後の常居所が加盟国に存在していなかった場合には、遺産全体については、その死亡時に被相続人がその国籍を有していた加盟国（第 10 条第 1 項第 a 号）、又はその常居所の変更が 5 年よりも以前のことでない場合に限って、被相続人がその直前の常居所を有していた加盟国（第 10 条第 1 項第 b 号）が、補充的に管轄権を有する。加盟国のいかなる裁判所も管轄権を有しない場合に限って、加盟国の裁判所は、その加盟国に存在する遺産に関して国際的な管轄権を有する（第 10 条第 2 項）。

第 5 項 認証謄本の交付

実務上重要となるのは、ドイツの相続証書についての手続¹⁸²とは異なり、申立人に対しても、欧州相続証明書の認証謄本のみが交付されるということである。それに対して、その原本は、発行当局が保管することになっている（第 70 条第 1 項）。さらに、第 70 条第 2 項は、発行当局が、すべての認証謄本の受領者に関する一覧表を作成し、保管することを要求している。取引保護の理由から、発行当局は、その経過によって認証謄本がその効力を失う（発行後 6 ヶ月という）「使用期限(Verfallsdatum)」による認証の備考を付さなければならない（第 70 条第 3 項第 1 文）。

発行当局による発行及び認証の独占と「使用期限」との組み合わせにより、誤った欧州相続証明書が長期間存続し、場合によってはさらに増加するという危険を回避することができる¹⁸³。

第 6 項 訂正、変更及び撤回

発行当局は、正当な利益を立証する者の請求又は職権により、書き損じを訂正することができる（第 71 条第 1 項）。欧州相続証明書の内容に誤りがあることが明らかになった場合には、発行当局は、正当な利益を立証する者の請求により、又は国内法が発行当局にこ

¹⁷⁹ 例えば、ハンガリー、チェコ、エストニア、フランス、オランダにおいては、公証人が相続証書の発行についての独占的な権限を有する。公証人が裁判所と並んで相続証書の発行権限を有するのは、例えば、ルクセンブルク、スペイン、イタリア、ポーランド、ポルトガルにおいてである(Buschbaum / Simon (oben N. 87) S.526 (Fn 7).)。

¹⁸⁰ ドイツ民法第 2369 条（目的物が限定された相続証書）第 1 項「外国に存在する目的物も相続財産に含まれる場合には、相続証書の申立ては、国内に存在する目的物に限定され得る。」第 2 項「それについて権利者の登載が定められた登記簿又は登録簿がドイツの当局によって管理されている目的物は、国内に存在するものとみなす。その訴えについてドイツの裁判所が管轄権を有する場合には、その請求権は国内に存在するものとみなす。」

¹⁸¹ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.526.

¹⁸² ドイツ家事非訟事件手続法(FamFG)第 357 条第 2 項第 1 文によれば、第三者も、正当な利益を立証した際には、謄本を請求することができる。

¹⁸³ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.526.

れについての権限を付与している場合にのみ職権により、その変更又は撤回を行うことができる（第 71 条第 2 項。ドイツの相続証書については、ドイツ民法第 2361 条¹⁸⁴第 1 項第 1 文）。

欧州相続証明書の原本は裁判所にとどまり、認証謄本のみが流通するので、相続規則は、回収及び失効宣言（ドイツ民法第 2361 条）というドイツの概念に依拠するのではなく、不正確な欧州相続証明書の変更及び撤回のみを規定している（第 71 条第 2 項）。すなわち、その回収に代わるのは、欧州相続証明書の認証謄本の交付を受けた者に対して行われる訂正、変更及び撤回に関する通知である（第 71 条第 32 項）。したがって、変更された欧州相続証明書の認証謄本の交付は、いまだに流通している不正確な認証謄本の返還に従属させられ得ない¹⁸⁵。それゆえに、相続規則は、それについては回収の手続が規定されていないところの、相互に矛盾する欧州相続証明書が流通することを甘受している。欧州相続証明書の謄本は、所持者の正当性を推定するので〔第 3 節第 1 項参照〕、この状況は真正相続人により大きなリスクを負わせるものである。真正相続人の介入に基づいて、内容的に正しい（第二の）欧州相続証明書が付与されると同時に、不正確な（第一の）欧州相続証明書の善意者保護の効力(Gutgläubenswirkung)は当然失われる〔第 3 節第 2 項参照〕¹⁸⁶。

第 7 項 法的救済

欧州相続証明書を発行する又は発行しないという発行当局による裁判に対しては、欧州相続証明書の発行を申し立てる権利を有するすべての者が、異議を申し立てることができる（第 72 条第 1 項）。それに対して、訂正、変更及び撤回（第 71 条第 1 項及び第 2 項）又は効力の停止（第 73 条第 1 項）の場合における異議申立ては、正当な利益の証明を要件としている。相続規則は、異議申立ての期間を定めていないが、それはドイツ家事事件及び非訟事件手続法(FamFG)導入以前の法状況に相当するものである¹⁸⁷。欧州相続証明書がすでに交付され、欧州相続証明書の撤回の申立てについて判断される場合には、撤回を拒絶する裁判は、再び異議申立てによって非難され得る（第 72 条第 1 項第 2 文）。同時に、申立人は、欧州相続証明書の効力の停止を申し立てることができる（第 73 条第 1 項第 b 号）。

¹⁸⁴ ドイツ民法第 2361 条（不正確な相続証書の回収及び失効）第 1 項「交付された相続証書が不正確であることが明らかな場合には、遺産裁判所は、これを回収しなければならない。回収とともに相続証書はその効力を失う。」

第 2 項「相続証書が直ちに回収され得ない場合には、遺産裁判所は、決定によって、その失効を宣言しなければならない。この決定は、召喚の公示送達に適用される民事訴訟法の規定に従って公告されなければならない。この決定が官報に最後に掲載された時から一ヶ月の経過によって失効宣言はその効力を生じる。」

第 3 項「遺産裁判所は、職権により、交付された相続証書が正確であるかに関して調査を行うことができる。」

¹⁸⁵ しかし、ドイツの法状況はそうである (vgl. Buschbaum / Simon (oben N.87) S.526.)。認証謄本の発行の禁止については、第 73 条第 2 項第 2 文が、欧州相続証明書の効力が一時的に停止されている場合について規定しているのみである。

¹⁸⁶ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.526f.

¹⁸⁷ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.527. ドイツ家事事件及び非訟事件手続法(FamFG)は、相続証明書の手続における期限の定めのない異議を廃止した(vgl. BT-Drucks 16/6308 (<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/16/063/1606308.pdf>(2013 年 2 月 11 日最終アクセス))S.205.)。

欧州相続証明書の発行に関する裁判に対する異議申立て自体は、欧州相続証明書の撤回をもたらしものではなく、一定の場合に発行当局に撤回を行うことを義務付けるものである（第 72 条第 2 項）。

第 2 節 証明書の内容

第 1 項 中心的な内容

第 68 条によれば、欧州相続証明書は、発行当局（第 a 号）、発行当局の管轄権を導き出す事実関係（第 c 号）、発行の日付（第 d 号）、被相続人（第 f 号）並びに相続人及び場合によってはその他の権利者個人（第 g 号）に関する情報を提供する。欧州相続証明書は、配偶者又は登録生活パートナーの遺産に対する持分についての財産制の重要性にもかかわらず、発行当局がその裁判に際して基礎に置いた財産制の準拠法¹⁸⁸ではなく、その財産制（第 68 条第 h 号）を証明する¹⁸⁹。さらに、相続準拠法に従って、場合によっては必要とされる相続の承認又は放棄（第 68 条第 k 号）、遺言執行者及び遺産管理人の権限及びその権限の制限（第 68 条第 o 号）についても記載されなければならない。欧州相続証明書の申立て及び交付において利用されるべき書式（第 65 条第 2 項及び第 67 条第 1 項第 2 文）は、欧州委員会に委譲された法的行為（法的文書）の採択のための協議手続に基づいて作成される（第 80 条及び第 81 条第 2 項）。

第 2 項 外国の法制度の記載

第 68 条は、外国の法制度を顧慮しなければならない記載をいくつか定めている。個別的にどのような記載が加えられなければならないかは、その妥当性についての事実的な根拠とともに詳しく述べられるべきであるところの、権利の承継に適用されるべき法（第 68 条第 i 号）が決定する¹⁹⁰。

支配的な見解が、外国法による相続を証明するために発行されるドイツの相続証書については、所在地法との衝突を防止するために、外国の法制度の適応を行うのに対して、欧州相続証明書においては、まず第一に、それぞれの相続準拠法による法的状況が忠実に反映される¹⁹¹。場合によっては生じ得る所在地法との衝突は、欧州相続証明書の利用の段階において初めて、所在地法によって解決される（第 1 条第 2 項第 k 号及び第 1 号）。ドイツの相続証書には未知の物権遺贈の受遺者についての記載も、このような背景において説明される。というのは、フランス法に服する相続事件においては、受遺者は第 63 条第 1 項の意味における「遺産に対する直接の権利(unmittelbare Berechtigung am Nachlass)」を取得するからである。それによれば、フランスの相続法の適用に際して、受遺者は、第 68 条第 g 号の意味における権利者である（考慮事由第 47 項）。相続準拠法が物権的な分割の指示を知っている場合¹⁹²には、被相続人によって行われた割り当ては、欧州相続証明書にお

¹⁸⁸ Vgl. Lange (oben N.167) S.173.

¹⁸⁹ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.527.

¹⁹⁰ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.527 ; vgl. Janzen (oben N.127) S.492.

¹⁹¹ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.527.

¹⁹² 例えば、フランス、イタリア及びオランダにおいてそうである。

いて同様に再現されなければならない（第 68 条第 1 号及び第 m 号）¹⁹³。少なからぬ数の加盟国においては、被相続人によるこのような指示に対して物権的な効力が与えられているために、欧州相続証明書は、そのような法秩序における登録手続については十分に意味がある。しかしながら、物権的な分割の指示と同様に、物権遺贈も、欧州相続証明書が利用される加盟国の物権法上の承認の留保（第 1 条第 2 項第 k 号及び第 1 号、公の登録簿に登録された遺産目的物については第 69 条第 5 項参照。）のもとにある〔第 4 節参照〕¹⁹⁴。

第 3 節 法的効力——正当性の推定と公信力

第 1 項 正当性の推定

第 69 条第 2 項によれば、欧州相続証明書において証明された事実関係は、事実合致するものと推定される。さらに、欧州相続証明書に記載された相続人、物権遺贈の受遺者、遺言執行者又は遺産管理人は、欧州相続証明書において言及された法的地位を有し、欧州相続証明書に記載された制限と異なる制限には服さないということが推定される。この正当性の推定は、ドイツ法の理解によれば、もちろん、相続証書の原本のみが享受するものであって、認証謄本が享受するものではない。しかし、その場合には、その原本が常に発行当局にとどまっている欧州相続証明書は、登録簿への登録のための有効な証拠書類としてのその機能（第 69 条第 5 項）を果たすことができないだろう。さらに、時間的に限定された有効性からも、認証謄本に対して、（ドイツの相続証書の原本と同様の）欧州相続証明書としての効力が与えられるべきであるということが肯定されるだろう¹⁹⁵。

第 2 項 表見相続人による処分に際しての第三者の保護

欧州相続証明書において言及された権利者によって、又はその権利者のために遺産目的物が処分された際に、第三者の保護を保証するのは、第 69 条第 3 項及び第 4 項である。第三者は、欧州相続証明書が不正確であることを知っているか、又は重大な過失によって知らなかった場合を除いて、欧州相続証明書において表示された相続人又は遺言執行者の処分権限を信頼してよい（第 69 条第 4 項）。欧州相続証明書の善意者保護の効力は、相続証書が不正確であることを現実知っているか、又は遺産裁判所が相続証書の返還を要求していることを知っている場合にのみその善意が考慮されないドイツの相続証書（ドイツ民法第 2366 条¹⁹⁶）と比較して、より弱い効力しか有していない。

欧州委員会提案の文言に対しては、欧州相続証明書の所持者からの相続財産の取得について規定していた欧州委員会提案第 42 条第 4 項によれば、欧州相続証明書が現実に呈示さ

¹⁹³ 欧州委員会の提案に対する批判については、Lorenz (oben N.4) S.42 ; MPI (oben N.51) S. 669ff ; Lange (oben N.167) S.173.

¹⁹⁴ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.527.

¹⁹⁵ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.527.

¹⁹⁶ ドイツ民法第 2366 条（相続証書の公信力）「ある者が、相続証書において相続人として表示されている者から、法律行為によって、相続財産の目的物、若しくはそのような目的物に対する権利を取得し、又は相続財産に属する権利の免除を受けた場合には、第 2365 条の推定の及ぶ限りにおいて、その者の利益のために、相続証書の内容は正確であるものとみなされる、ただし、その者が不正確であることを知り、又は相続証書が不正確であることを理由として遺産裁判所が相続証書の返還を要求していることを知っていた場合にはこの限りではない。」

れたことが欧州相続証明書に基づく善意の取得のための要件となるのではないかとの批判¹⁹⁷がなされた。この批判を受けて変更された第 69 条第 4 項の文言からは、善意者が保護されるためには、現実に認証謄本の呈示を受けたことは必要ではないということが読み取れる。もちろん、具体的な目的物の遺産への帰属についての善意自体は保護されない。というのも、第 69 条第 4 項は、遺産目的物に関する処分を構成要件としているからである¹⁹⁸。

相続規則は、相互に矛盾したままなおも流通している認証謄本がどのような効力を有するのかについて未決定のままにしている。この問題については、規則自律的な解釈がなされることが望ましい。欧州相続証明書が撤回されるまでに発行された欧州相続証明書の認証謄本の回収が規定されていないので、相続規則は、内容的に相違する認証謄本が流通することを甘受している。善意者の保護と結びつけられているのは、当該認証謄本の存在であってその呈示ではないので、内容的に相違する場合においては、ドイツの相続証書についての支配的な見解¹⁹⁹によるのと同様に、善意者の保護は完全に失われるということは避けられないように思われる。欧州相続証明書とドイツの相続証書が矛盾する場合においても同様であろう²⁰⁰。

第 3 項 職権における善意と遺言執行者の権限

被相続人が遺言執行者を指名していた場合には、欧州相続証明書は、遺言執行者とその権限に関する記載を含む（第 68 条第 o 号）。正確性の推定は、その記載された権限にも及ぶ（第 69 条第 2 項第 2 文）。ドイツ法が適用される場合には、遺産財産を処分する権限（ドイツ民法第 2205 条²⁰¹第 2 文）も必然的にこれに属する。それに従って、欧州相続証明書は、遺言執行者を、遺産財産に関する処分権を有する者として表示する（第 69 条第 4 項）。ここから推論されるのは、ドイツの遺産管理人の指名に関する証明書と比較して明らかに拡大された公信力である。すなわち、相続法規則には、ドイツ民法第 2368 条²⁰²第 3 項第 2 文に類似した規定が含まれていない。したがって、6 ヶ月の有効期間内でなお有効な認証謄本が、取引者の相手方を遺言執行者として証明する場合には、第三者は、常に、遺言執行者がその処分時に遺言執行者としてのその職権をなおも行使しているということを信頼してよい。ここでもまた、善意者保護の効力が生じるためには、欧州相続証明書の現実の呈

¹⁹⁷ Vgl. Lange (oben N.167) S.177 ; MPI (oben N.51) S.698 (Rn 320) ; Buschbaum / Kohler (oben N.39) S.168.

¹⁹⁸ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.528.

¹⁹⁹ BGHZ 33, S.314 = NJW 1961, S.605 ; BGHZ 58, S.105 = NJW 1972, S.582.

²⁰⁰ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.528.

²⁰¹ ドイツ民法第 2205 条（遺産の管理、処分権限）「遺言執行者は、遺産を管理しなければならない。遺言執行者は、特に、遺産を占有し、遺産目的物を処分する権限を有する。無償の処分については、徳義上の義務又は儀礼的な顧慮に適合する限度においてのみ権限を有する。」

²⁰² ドイツ民法第 2368 条（遺言執行者の指名に関する証明書）第 1 項「遺産裁判所は、申立てにより、遺言執行者に対して、その指名に関する証明書を交付しなければならない。遺言執行者がその遺産管理権を制限された場合、又は被相続人が、遺言執行者は遺産についての債務を無制限に負担すべき旨を定めた場合には、これらの事項は、その証明書において表示されなければならない。」

第 2 項（削除）

第 3 項「相続証書に関する規定は、この証明書に準用される；遺言執行者の職務の終了とともにこの証明書は効力を失う。」

示は、不必要である。それどころか、欧州相続証明書が、具体的に指定された遺言執行者の「権利及び権限(Rechte und Befugnisse)」を、個々の事例において不正確に再現した場合には、実際は存在しない処分権限に対する信頼でさえも保護されるだろう²⁰³。

第4節 国内の相続証書との関係

欧州相続証明書は、国内の相続証書を排除するものではない(第62条第3項)。むしろ、それは、相続事件の国境を越えた清算を容易にすることを目指したものである²⁰⁴。このような背景のもとで、相続人及び遺言執行者がその法的地位を他の加盟国において主張しようとする場合に、欧州相続証明書は、加盟国の相続証明書と並んで利用され得る(第63条第1項)。欧州相続証明書が交付された場合には、国内の相続証書はもちろん原則として不必要である(第62条第3項参照)²⁰⁵。

この競合関係は、欧州相続証明書と並んでドイツの相続証書が交付される場合にも継続する²⁰⁶。欧州相続証明書の発行後も、国内の相続証書の発行についての法的保護の必要性が欠けているというわけではない。例えば、個々の事例においてドイツの相続証書の方が欧州相続証明書よりも強い(例えば、第三者保護の)効力を有する場面に直面した第三者は、外国において利用されるために発行されるドイツの相続証書の呈示をあくまで要求することができる²⁰⁷。上述〔第3節第2項〕のように、表見相続人による処分が行われた場合には、取引の相手方である第三者は、ドイツの相続証書とは異なり、欧州相続証明書が不正確であることを重大な過失によって知らなかった場合には保護されない(第69条第4項)。ドイツ国内の銀行は、ドイツの相続証書と比べて制限されたこの善意者の保護を理由にして、今後も、ドイツの遺産裁判所が国際裁判管轄を有する事件においては、ドイツの相続証書の呈示に固執するかもしれない²⁰⁸。

欧州相続証明書は、国内の証明書の発行についての加盟国の権限を手つかずのままにしており、その結果として、確かに、国際的な事情についても、ドイツの遺産裁判所は、今後も、外国法による相続を証明する相続証書(Fremdrechtserbscheine)を作成することができる。しかし、そのことは、ある国の官庁が発行した国内の証明書が、今後、他の加盟国

²⁰³ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.528.

²⁰⁴ Lange (oben N.167) S.169 ; vgl. auch Wagner (oben N.32.) S.518.

²⁰⁵ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.528.

²⁰⁶ Lange (oben N.167) S.175.

²⁰⁷ 外国の欧州相続証明書を呈示された者及び当局は、欧州相続証明書の代わりに、裁判、公文書、又は裁判上の和解が呈示されることを要求することができないとしている考慮事由第69項は、単なるプログラム規定(Programmsatz)として問題になるだけである。まず、欧州相続証明書を、常に、私十分な証拠として受け入れなければならないという私人の義務については、それに関するEUの権限がないので、それを義務付けるいかなる余地もない。それに加えて、当局の手續においても、その申立てに際して、第66条第3項に従って、宣誓又は宣誓に代わる保証によって意思表示が確認された外国の欧州相続証明書のみを受け入れることについての正当な理由が存在し得る(Buschbaum / Simon (oben N.87) S.528 (Fn 26).)。

²⁰⁸ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2397. ドイツの銀行普通取引約款(AGB-Banken)第5条によれば、銀行は、相続証書等において相続人又は遺言執行者として表示された者を、処分権限を有するものとみなすことができるが、銀行が(例えば、遺言の無効によって)その者が権利者でないことを知っている場合、又はその者が過失によってこれを知らなかった場合にはこの限りではないとされている。

において、法律上当然に(*ipso iure*)承認され得るということを意味するわけではない²⁰⁹。確かに、国際的な私法交通においては、外国の相続証書であっても、加盟国において統一された抵触規定に鑑みて、国内の相続証書と同一の相続準拠法に従って、相続の当事者について証明している、ということを出発点にすることができる。それにもかかわらず、国内の受取人は、通例、発行する機関の管轄権を判断することができるわけでも、証明書の法的効力を予測することができるわけでもなく、ましてやいかなる法的地位がその国では知られていない法制度と結びついているかを見通すこともできないので、外国の相続証書は、国内の受取人に対して必要な保護を提供するわけではない。すなわち、例えば、剰余共同制に服している夫婦の一方の死亡に際して、ドイツ民法第 1931 条第 1 項及び第 1371 条第 1 項の相続法上及び夫婦財産法上の持分を統一的な相続分として証明するドイツの相続証書が、外国において呈示される場合には、ただ混乱を引き起こし得るだけである。したがって、外国において発行された（その外国の国内向けの）相続証書を信頼する者は、自分自身の責任で行動しているということになる。同じ理由から、国内の受取人は、その相続を証明する、他の加盟国において作成された、第 59 条第 1 項の意味における公文書（例えば、公正証書）で満足しなければならないのではなく、第 69 条の法的効力から身を守るためだけに、欧州相続証明書の呈示を要求することができる²¹⁰。

欧州相続証明書は、それが公文書として扱われる限りにおいて、土地登記簿における相続の証明（ドイツ土地登記法第 35 条²¹¹第 1 項第 1 文）をもたらし得る²¹²。欧州相続証明書は、それ自体としては公文書ではなく、登録簿への登録のための「有効な文書(*wirksames Schriftstück*)」であるだけである（第 69 条第 5 項）。それに対して、公文書は、欧州司法裁判所がユニバンク事件判決²¹³において初めて確定した最低限の要求を満たさなければならない。これには、特に、官庁又はこれについて権限を与えられた機関による文書の作成、並びに公文書の署名及び内容にもその証拠力が及ぶことが含まれる。したがって、それぞ

²⁰⁹ Dörner (oben N.22) S.512 ; vgl. auch BGH DNotZ 2012 , S.684 mit Anmerkung Christian Hertel ,S.688.

²¹⁰ Dörner (oben N.22) S.512.

²¹¹ ドイツ土地登記法第 35 条第 1 項「相続の証明は、相続証書によってのみ行われ得る。しかしながら、その相続が公文書による死因処分に基づく場合には、死因処分証書及びその開披に関する証明書の提出で足りる；土地登記所は、これらの証書によってはその相続が証明されないと認める場合には、相続証書の提出を要求することができる。」

第 2 項「継続的財産共同制の存在、及び遺産目的物の処分に関する遺言執行者の権限は、民法第 1507 条及び第 2368 条において規定されている証明書に基づく場合にのみ、証明されたものとみなされる；しかしながら、遺言執行者の権限の証明については、第 1 項第 2 文の規定が準用される。」

第 3 項「土地又は土地の共有持分の価格が 3,000 ユーロ未満であり、かつ相続証書又は民法第 1507 条の証明書の取得に過分の費用又は労力を要する場合には、土地登記所は、その土地の所有者又は共有者の登記については、第 1 項及び第 2 項において言及されている証明方法によらず、第 29 条の方式を必要としない他の証明方法で満足することができる。申立人は、宣誓に代わる保証を行うことも認められ得る。」

なお、本稿におけるドイツ土地登記法の訳出に際しては、石川清＝小西飛鳥『ドイツ土地登記法』（三省堂、2011 年）を参照した。

²¹² 商業登記簿における利用については、Buschbaum / Simon (oben N.87) S.529.

²¹³ EuGH (oben N.155).

れの加盟国において作成された欧州相続証明書が第3条第1項第i号の意味における公文書として扱われるか否かは、それぞれの加盟国における欧州相続証明書の作成手続が、どのように形成されるかに依存する。このような背景において、欧州相続証明書を、その法的性質が異なり得る「〔相続規則に〕独自の相続証明(Erbnachweis sui generis)²¹⁴」と評価することが正当化される²¹⁵。

直接的な土地登記簿の訂正についての独自の「権原(Rechtstitel)」は、欧州相続証明書についてはいずれにせよ問題とならない。むしろ、第1条第2項第1号における適用範囲の例外に基づいて、欧州相続証明書に基づく権利の変更の登録は、加盟国の登録に関する規定が完全に顧慮されることを前提としており、そのために、包括承継による相続人に対する土地登記簿の訂正についても、ドイツ土地登記法第35条第1項に従って、公文書として作成された欧州相続証明書を必要とする。相続規則において実務に適合するように定められた所在地の実体法の適用は、不動産の移転についての要件（考慮事由第18項）に関して、加盟国の登録に関する規定の顧慮を超えたものとなっている。それゆえに、土地登記簿の完全性の保護及び国際的な私法交通の保護²¹⁶の利益において、相続による権利の移転が、ドイツ法によれば、包括承継（ドイツ民法第1922条²¹⁷）によってすでに生じているのではなく、（相続法ではなく、第1条第2項第k号及び第1号（考慮事由第18項第2文参照）に従って所在地法に服する）生存者間の法律行為による個別の移転行為（遺贈の履行、相続財産分割）が必要不可欠である場合においては、土地登記所に対しては、欧州相続証明書の呈示と並んで、アウフラッシング(Auflassung)に関する意思表示（ドイツ土地登記法第19条²¹⁸及び第20条²¹⁹）が、土地登記簿への登記に適した方式において（ドイツ土地登記法第29条²²⁰）、常に証明されなければならない²²¹。

第5節 欧州相続証明書と先決問題の連結

欧州相続証明書は、すべての相続規則参加国が、具体的な事例における死亡による権利の承継の決定に際して、同一の結論に達する場合にのみ、その使命を果たすことができる。

²¹⁴ Lange (oben N.167) S.170.

²¹⁵ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.528f.

²¹⁶ Laukemann in : Hess / Jayme / Pfeiffer (oben N.80) S.34ff.

²¹⁷ ドイツ民法第1922条（包括的権利承継）第1項「人の死亡（相続の開始）とともに、その財産（相続財産）は、全体として、他の一人又は数人の者（相続人）に移転する。」第2項「共同相続人の持分（相続分）については、相続財産に関する規定が適用される。」

²¹⁸ ドイツ土地登記法第19条「登記は、その登記によって自己の権利が不利益を受ける者が登記を承諾したときに行われる。」

²¹⁹ ドイツ土地登記法第20条「土地の所有権譲渡に関する特別要式合意(Auflassung)の場合、及び地上権の設定、内容の変更又は譲渡の場合においては、登記は、権利者と相手方との必要な合意(Einigung)の意思表示がなされた場合にのみ行われる。」

²²⁰ ドイツ土地登記法第29条第1項「登記は、登記承諾、又はその他の登記に必要な意思表示が、公文書又は公証証書によって証明された場合にのみ行われる。登記のその他の要件は、土地登記所に知られていない限りにおいて、公文書による証明を必要とする。」

第2項（削除）

第3項「それに基づいて登記が行われるべき官公庁の意思表示又は嘱託書には、署名がなされ、封印(Siegel)又は公印(Stempel)が付されなければならない。」

²²¹ Buschbaum / Simon (oben N.87) S.529.

しかし、それは相続抵触法の統一によっても、なお完全に保証されるというわけではない。というのは、相続法上の実質規定の適用は、しばしば、非相続法上の先決問題、すなわち、それについて独自の抵触規定が存在するところの、先決的な法律関係²²²の回答に依存するからである。例えば、ある者が相続権者の範囲に含まれるか否かは、その者が被相続人の系統を引いているか否か、被相続人と結婚していたか否か、あるいは被相続人によって有効に認知されたか否かに依存し、ある財産権の遺産への帰属は、それが有効に発生し、かつ権利者の死亡によって消滅したか否かに依存する。この先決問題の回答について基準となる法は、その都度の法廷地法の見地から、すなわち、相続事件を担当する裁判所の所在地国において、関連する家族法上、債務法上又は物権法上の抵触規定の介入(Einschaltung)のもとで調査される場合(いわゆる「独立した(selbstständige)」先決問題の連結)には、これらの抵触規定が欧州レベルにおいてなおも統一されていない限りにおいて、先決問題の回答についての結論、及びその際にそこから引き出されるべき相続法上の結論も相互に異なり得る。例えば、ある加盟国の見地からは被相続人の婚姻は有効であるが、他の加盟国の見地からは無効である場合には、それらの国は、法定相続人の確定に際して、異なる結論に達せざるを得ない。

デルナーによれば、この結論は、先決問題も、統一的に、かつ相続法上の本問題について基準となる法秩序の見地から連結される場合(いわゆる準拠法による「独立していない(unselbstständige)」先決問題の連結)にのみ回避され得る²²³。欧州司法裁判所の判例²²⁴によれば、欧州の規定の適用に際しては、その「実効性(l'effet utile)」が顧慮されなければならない、したがって、それらの規定は、その有益かつ実効的な効力を発揮することができるように適用されなければならないのであって、少なくとも、当面の関連においては、欧州相続証明書の機能(Funktionsfähigkeit)を保証するためには、独立していない先決問題の連結が不可避であるように思われる。それゆえに、第 62 条から第 73 条の関連規定からは、少なくとも、相続規則の適用範囲においては、先決問題は、本問題から独立することなく連結されなければならないという、不文の欧州法上の規定が導き出され得る²²⁵。欧州相続証明書と国内の相続証書は、その国内において交換可能であるので(第 62 条第 3 項第 2 文)、この原則は、ドイツの相続証書の発行に際しても顧慮されなければならない。もちろん、その代償は、同一の先決問題が、他の関連においては、国内の抵触法において、支配的な見解によって、今後も、独立して連結され得るので、それによって国内の判決の調和が失われるということである²²⁶。

国際管轄と適用可能な常居所地法との同期(Gleichlaufs)に鑑みると、通例は、法廷地法と

²²² Vgl. Jan Kropholler, Internationales Privatrecht, 6. Aufl. (2006) S. 221ff.

²²³ Dörner (oben N. 22) S. 512f; vgl. Christian Heinze, Bausteine eines Allgemeinen Teils des europäischen Internationalen Privatrechts in: FS Jan Kropholler (2008) S. 105, 111ff; Hans Jürgen Sonnenberger, Randbemerkungen zum Allgemeinen Teil eines europäisierten IPR in: FS Jan Kropholler (2008) S. 227, 240; Carmen Christina Bernitt, Die Anknüpfung von Vorfragen im europäischen Kollisionsrecht (2010) S. 118ff; Susanne Lilian Gössl, Die Vorfrage im Internationalen Privatrecht der EU - Zum „Allgemeinen Teil“ des europäischen IPR, ZfRv 2011, S. 65.

²²⁴ Vgl. EuGH NJW 2009, S. 1865; EuGH NJW 2009, S. 3501.

²²⁵ Dörner (oben N. 22) S. 513.

²²⁶ Dörner (oben N. 22) S. 513.

準拠法とは一致しており、加盟国の裁判所が外国の相続法を適用しなければならない事例は限られているので、相続規則の枠組みにおける先決問題の実務上の意義は、確かに、限定されたものである²²⁷。

第 8 章 経過規定及び最終規定

第 84 条第 1 文に従って、相続規則は、欧州連合の官報における公表(2012 年 7 月 17 日)の 20 日後、すなわち 2012 年の 8 月 16 日に施行された。相続規則は、その主要な部分において²²⁸、第 84 条第 2 文に従って、3 年の経過期間の後に、2015 年 8 月 17 日から、規則に参加するすべての加盟国において、すべての部分において拘束力をもって、直接に適用される(第 84 条第 3 文)。

被相続人が 2015 年 8 月 17 日以降に死亡した場合には、相続規則が適用される。もっとも、相続規則は、ある種の事前的効力(*Vorwirkungen*)を認めている。第 83 条第 2 項及び第 3 項によれば、適用開始日よりも前に行われた法選択が実体上(及び方式上²²⁹)有効であり、又はそれ以前に作成された死因処分が許容され、方式上及び実体上も有効であるのは、それらが法選択又は死因処分の作成の時点で、被相続人の本国若しくはその常居所において適用されている国際私法規定、又は(相続規則の規定を先取りして)相続規則の第 3 章に含まれる抵触規定が指定する国の実質法²³⁰に従って有効である、すなわち、許容される方法で、かつ法的に非難の余地なく行われた場合である。この方法で、例えば、外国において生活している被相続人は、この可能性が現在のところ相続に潜在的に関与している法秩序の見地からは存在していない場合であっても、今日、すでに、その本国法の選択によって、確かな根拠に基づいて、法的に安定したエステート・プランニングを行うことができる。被相続人が、相続規則の適用開始前に、死因処分を、第 22 条に従って選択可能なその本国法に従って作成した場合には、第 83 条第 4 項は、被相続人が、その権利の承継をこの法に従属させたものと擬制する²³¹。したがって、ドイツ民法施行法第 25 条第 2 項による法選択は、処分者がドイツ国民でもなく、ドイツにその常居所を有してもいなかった場合には、第 83 条第 2 項及び第 3 項によつては把握されない。しかしながら、これは、被相続人の国籍国又は常居所地国である外国の抵触法に従って許容され得る部分的法選択が行われた際には顧慮されなければならない。第 83 条第 3 項及び第 4 項の規律は、これまでに作成された終意処分の存続の保護(*Bestandsschutz*)を保証する²³²。

²²⁷ Dörner (oben N.22) S.513.

²²⁸ 第 77 条及び第 78 条は 2014 年 1 月 16 日から、第 79 条から第 81 条は 2012 年 7 月 5 日から適用される(第 84 条第 2 文)。

²²⁹ 死因処分に関する第 83 条第 3 項とは対照的に、法選択行為に関する第 2 項においては、方式上の有効性の問題には言及されていない。しかし、欧州の立法者は、死因処分のみならず法選択行為についても、実体上のみならず方式上も有効に行われなければならない(第 22 条第 2 項参照)ということを出発点としている(Dörner (oben N.22) S.506 (Fn 8))。

²³⁰ ドイツ語版の表現は適切ではない。すなわち、法選択又は死因処分の実体上及び方式上の有効性は、「法選択時に有効な国際私法の規定に従って(*nach den zum Zeitpunkt der Rechtswahl geltenden Vorschriften des Internationalen Privatrechts*)」ではなく、この規定によって援用された実質法に従って判断される(Dörner (oben N.22) S.506 (Fn 9))。

²³¹ Dörner (oben N.22) S.506 ; vgl. dazu auch Janzen (oben N.127) S.489.

²³² Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2398.

相続の開始が 2015 年 8 月 17 日より前に生じる場合には、加盟国の国内の関連する抵触法が指定する相続準拠法が基準となるままである（第 83 条第 1 項第 e 号）。その場合には、今後も、この法が、相続規則の適用開始後に初めて生じる（例えば、遺産の清算、相続人の責任、遺言執行者の権限等に関する）法的問題についても適用される。その場合には、適用開始日よりも前に基準となる抵触法は、被相続人が、有効な法選択を行うことができるか否かについても決定する²³³。

第 9 章 むすびにかえて——今後の展望と残された課題

相続規則は、ローマ I 規則からローマ III 規則、ブリュッセル I 規則、ブリュッセル IIa 規則、扶養規則に次ぐ、欧州連合における国際民事手続法及び国際私法の統一のためのさらなる重要な一歩である。

相続規則は、その適用範囲において、現行のドイツ国際相続法及び国際民事手続法と交代することになる。今後、その基準となる連結点は、準拠法についても、国際管轄についても、被相続人の死亡時の常居所である。この準拠法と国際管轄との同期(Gleichlaufs)は、相続規則の狙いの一つでもある。相続規則は、相続統一主義を採用しつつも、国籍への連結（ドイツ民法施行法第 25 条第 1 項）を、被相続人の最後の常居所地への連結によって置き換えることになるので、ドイツ法にとってはパラダイムの転換をもたらすものとなるだろう。（ドイツ法にとってはこの体系の変更を緩和するものとなるが、）被相続人は、相続準拠法としてその本国法のみを選択することができる。ドイツの裁判所は、外国に住むドイツ人が関係する相続手続については、第 5 条以下に規定された限定された要件のもとにおいてのみ、なお管轄権を有することになる。

相続規則は、現在においてすでに、エステート・プランニングに際して顧慮されなければならない。相続規則の実施のためにはドイツ法の相続規則への適応が必要であり、それらは相続規則が適用されるまでの経過期間において準備されなければならない。相続規則は、EU 域内において、エステート・プランニングを容易にするであろうし、国際的な遺産の清算を簡略化するはずである。相続規則によって、国際的な要素を有する相続事件における裁判の承認及び執行、公文書及び裁判上の和解の執行が、すべての加盟国において促進されるだろう。さらに、相続規則が適用されるすべての加盟国において統一的に有効な欧州相続証明書は、相続規則に独自の法的証明として、国内の相続証書を排除することなく、国境を越える相続事件における遺産の清算をかなり簡略化するだろう。相続規則の実務については、欧州委員会によって今後作り上げられなければならない書式、特に、公文書の証拠力についての証明書の書式（第 59 条）、並びに欧州相続証明書の交付の申立ての書式（第 68 条）及び欧州相続証明書の書式（第 69 条）の質にかなりの程度依存することになるだろうとも予測されている²³⁴。

残された課題としては、相続準拠法と夫婦財産制及びその他類似の財産関係の準拠法との境界画定〔第 2 章第 2 節第 2 項〕、相続準拠法と物権準拠法（特に、不動産所在地法）との境界画定〔第 2 章第 2 節第 5 項〕、欧州司法裁判所の裁判例の蓄積による常居所概念の明

²³³ Dörner (oben N.22) S.506.

²³⁴ Janzen (oben N.127) S.493.

確化〔第4章第1節第2項〕、常居所の変更による遺留分の減少と各国の公序との関係〔第4章第1節第1項及び第5項〕等を挙げることができるだろう。

また、相続規則の採択によって、相続規則に参加している加盟国に常居所を有する日本人の相続については、相続規則参加国においては、当該日本人が相続準拠法として本国法である日本法を選択しない限り、常居所地法である当該相続規則参加国の法が適用される。これに対して、日本においては被相続人の本国法である日本法が適用されることになり、被相続人が両国に相続財産や相続債務を有している場合に問題が生じることも考えられるとの指摘²³⁵がなされている。相続規則は、被相続人の遺産が第三国に存在する財産的価値を含む場合に、その相続事件において訴えを提起された裁判所は、この財産的価値に関するその裁判の当該第三国における不承認又は執行不能が予測され得る場合には、当事者の一人の申立てにより、この財産的価値の一つ又は複数については判断しないことを決定することができるとする規定（第12条）を置いている。しかし、第三国における裁判の承認の予測が困難な場合も考えられることに加えて、一つ又は複数の第三国を含む二カ国以上にまたがって存在する相続財産の清算において、相続規則参加国と第三国に相続が分断された場合に、生前贈与等の無償の出捐の清算及び算入をいずれの法に基づいてどのように行うか、遺産の分割をどのように実行するか、遺言執行者又は遺産管理人の権限はどこまで及ぶかといった問題が依然として残されているように思われる。

相続規則の施行によって、多くの領域において、現在審議の対象となっている夫婦財産制及び登録パートナーシップの財産関係に関する抵触法の統一の計画に影響を及ぼすであろうアキが作り出されたと評価されている。その例としては、常居所への連結についての継続的な傾向と並んで、（特に、不動産についての所在地法の適用を留保するための相続規則の適用除外に関する規定に見られるような）所在地法の原則の維持が挙げられている²³⁶。この夫婦財産制及び登録パートナーシップの財産関係に関する規則の採択に向けた審議に加えて、相続規則がその国際民事手続法に関する規定において依拠しているブリュッセルⅠ規則の改正作業、相続規則に参加していないデンマーク、アイルランド、さらにはキャメロン首相がEUからの脱退の賛否を問う国民投票を2017年末までに実施すると表明した連合王国の動向²³⁷も含めて、引き続きEUにおける国際私法の統一の動きに注目していきたい。

²³⁵ 林・前掲（注31）64-65頁。

²³⁶ Simon / Buschbaum (oben N.36) S.2398.

²³⁷ 英国のキャメロン首相は2013年1月23日、ロンドンで演説し、2015年の次期総選挙で政権の継続が決まれば、EUからの脱退の賛否を問う国民投票を2017年末までに実施すると表明した。EUに委ねている行政権限の一部返還を迫る方針も示した（朝日新聞2013年1月24日）。

(資料)

1 相続事件における管轄、準拠法、裁判の承認及び執行、公文書の受領及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する 2012 年 7 月 4 日の欧州議会・理事会規則 (仮訳)

2 相続事件における管轄、準拠法、裁判及び公文書の承認及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する欧州議会・理事会規則のための提案 (仮訳・抄訳)

1 相続事件における管轄、準拠法、裁判の承認及び執行、公文書の受領及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する 2012 年 7 月 4 日の欧州議会・理事会規則 (仮訳)

相続事件における管轄、準拠法、裁判の承認及び執行、公文書の受領及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する 2012 年 7 月 4 日の欧州議会・理事会規則 (EU)650/2012

欧州議会(das Europäisches Parlament)及び理事会(der Rat der Europäischen Union)は、

欧州連合の機能に関する条約(der Vertrag über die Arbeitsweise der Europäischen Union)、特に第 81 条第 2 項に依拠し、

欧州委員会(der Europäische Kommission)の提案に依拠し、

欧州経済社会評議会(der Wirtschafts- und Sozialausschuss)の意見 [(1) 2011 年 2 月 11 日付官報 C シリーズ第 44 号 148 頁。なお、官報における脚注は頁毎に番号が振られているが、本資料においては通し番号とした。] に従い、

通常の立法手続 [(2) 2012 年 3 月 13 日の欧州議会の立場 (意見) (Standpunkt: Position) (官報未登載) 及び 2012 年 6 月 7 日の理事会の決定 (Beschluss: decision)。] に従って、

以下の事由を考慮して、以下の規則を採択した。

(1) 欧州連合(die Union)は、そこにおいて人の自由な移動が確保されるところの、自由、安全及び司法の領域を維持し、さらに発展させるという目的を定めている。そ

のような領域の漸進的な構築のために、欧州連合は、特に、域内市場が円滑に機能するために必要な場合には、国境を越える関連を有する民事事件における司法協力の分野における措置を採択しなければならない。

(2) 欧州連合の機能に関する条約第 81 条第 2 項第 c 号によれば、そのような措置は、特に、加盟国において適用されている抵触規定及び管轄の抵触を回避するための規定の調和可能性を確保することを意図する措置を含み得る。

(3) 1999 年 10 月 15 日及び 16 日にタンペレで行われたその会合において、欧州理事会(der Europäische Rat)は、民事事件における司法協力の基礎として、司法当局による判決及びその他の裁判の相互承認の原則を支持し、理事会及び欧州委員会に対して、この原則を実現する (Umsetzung) ための措置についての計画を採択することを要請した。

(4) 2000 年 11 月 30 日に、民事及び商事事件における裁判の相互承認の原則を実現するための措置についての欧州委員会及び理事会の共同計画 [(3) 2001 年 1 月 15 日付官報 C シリーズ第 12 号 1 頁。] が採択された。この計画においては、裁判上の決定の相互承認を促進するものとして、抵触規定の調和化に関する措置が挙げられている。さらに、遺言法及び相続法に関する法的文書 (法的行為) の採択 (die Ausarbeitung eines Rechtsinstruments ; the drawing-up of an instrument) も予定されていた。

(5) 2004 年 11 月 4 日及び 5 日にブリュッセルで行われたその会合において、欧州理事会は、「欧州連合における自由、安全及び司法の強化に関するハーグ計画」と題す

る新たな計画〔(4) 2005 年 3 月 3 日付官報 C シリーズ第 53 号 1 頁。〕を採択した。それにしたがって、相続事件における抵触法、管轄、裁判の相互承認及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関係する、相続事件に関する法的文書（法的行為）(ein Rechtsinstrument; an instrument)が採択されなければならない。

(6) 2009 年 12 月 10 日及び 11 日のブリュッセルで行われたその会合において、欧州理事会は、「ストックホルム計画—市民へのサービス及び保護における開かれた安全な欧州」と題する新たな複数年計画〔(5) 2010 年 5 月 4 日付官報 C シリーズ第 115 号第 1 頁。〕を採択した。その計画において、欧州理事会は、相互承認の原則は、まだ含まれていない(nicht abgedeckt sind)が市民の日常生活には不可欠な分野、例えば、相続法及び遺言法に拡大されるべきであり、その際には、公の秩序(ordre public)を含む加盟国の法体系及びこの領域における加盟国の国内の伝統が顧慮されなければならないことを確認した。

(7) 域内市場が円滑に機能することを促進する(erleichtern)ために、国際的な相続事件に関連して、現在、その権利の行使(Durchsetzung)がその者に対してなお困難をもたらすことになる人の自由な移動(Verkehr)に対する障害は除去されるべきである。欧州の司法の領域においては、市民は、その相続をあらかじめ規律することが可能であるべきである。相続人、受遺者、その他の被相続人の近親者(der anderen Personen, die dem Erblasser nahestehen)及び遺産債権者の権利は実質的に(effektiv)保証されなければならない。

(8) これらの目的を達成するために、管轄、準拠法、裁判、公文書及び裁判上の和解の承認（又は場合によっては受領(Annahme; acceptance)）、執行可能性及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する規定が統合される規則が必要である。

(9) この規則の適用範囲は、死亡による権利の承継のすべての民事法上の観点に及ぶべきであり、それが死因処分による任意相続であろうと法定相続であろうと、すべての方式の死亡による財産的価値、権利及び義務の移転

に及ぶべきである。

(10) この規則は、租税事件又は公法上の性質を有する行政法上の事件には適用されるべきではない。それゆえに、例えば、租税又はその他の公法上の性質を有する債務が、どのように算定され、支払われなければならないかは、それがその死亡時に被相続人によって負担されていた租税であれ、遺産から又は権利者によって支払われなければならない相続税であれ、国内法が決定すべきである。租税が支払われる場合にのみ、この規則による権利者への遺産財産の引渡し又は遺産財産の登録簿への登録が行われるか否かについても、国内法が決定すべきである。

(11) この規則は、死亡による権利の承継に関係しない民事法の領域には適用されるべきではない。明確性の理由から、相続事件と関連があるとみなされ得るかもしれない多数の問題は、この規則の適用範囲から、明示的に、除外されるべきである。

(12) したがって、いくつかの法秩序に見られる夫婦財産契約を含む夫婦財産制、及び婚姻類似の効力を発揮する関係に基づく財産制に関する問題には、これが相続法上の問題を規律しない限りにおいて、この規則は適用されるべきではない。もっとも、この規則に従って特定の相続事件を担当する(mit...befasst sind; dealing with)当局は、個々の事件の状況に応じて、遺産及び各々の権利者の持分の決定に際して、被相続人の夫婦財産制又はその他の類似の財産制の終了を顧慮すべきである。

(13) 信託の設定、管理(Funktionsweise; administration)及び解消も、この規則の適用範囲から除外されるべきである。これは、信託の一般的な除外として理解されるべきではない。信託が、遺言によって又は法定相続の枠組みにおいて法律に基づいて設定される場合には、財産的価値の移転及び権利者の決定に関しては、この規則に従って死亡による権利の承継に適用されるべき法が適用されるべきである。

(14) 例えば、無償の出捐によるような、死亡による権

利の承継とは異なる方法によって発生し又は移転する権利及び財産的価値も同様に、この規則の適用範囲から除外されるべきである。しかしながら、その死亡の前に物権的効力を有する無償の出捐贈与又はその他の生存者間の処分が、その権利者の持分の決定という目的のために、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従って清算され、又は算入されるべきか否かは、この規則に従って死亡による権利の承継に適用されるべき法に従って決定されるべきである。

(15) この規則は、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従った死亡による権利の承継による動産又は不動産に対する権利の設定又は移転を可能にするべきである。しかしながら、それは、いくつかの加盟国の国内法において知られている、物権の閉じた数(*die abschließende Anzahl(numerus clausus)*)〔法定主義〕に影響を及ぼすべきではない。加盟国は、その法がこの物権を知らない場合に、この加盟国に存在する物に対する物権を承認する義務を負うべきではない。

(16) しかしながら、権利者が、死亡による権利の承継によって設定され又はその者に移転された権利を、他の加盟国において行使することができるように、この規則は、知られていない物権の、この他の加盟国の法秩序において最も類似した物権への適応を規定すべきである。この適応に際しては、上記の物権によって追求された目的及び利益、並びにそれと結びつけられた効力が考慮されるべきである。国内において最も類似した物権の決定のために、その法が死亡による権利の承継に適用されるべきであった国の当局又は権限を有する者は、当該物権の性質及び効力についてのさらなる情報を入手するために、連絡され得る。この関連において、民事及び商事事件における司法協力の領域において存在しているネットワーク、並びに外国法の理解を促進するために利用可能なその他の手段が利用され得る。

(17) この規則において明示的に規定されている、知られていない物権の適応は、この規則の適用に関連して、その他の方式による適応を排除するべきではない。

(18) 動産又は不動産に対する権利の登録簿への登録の要件は、この規則の適用範囲から除外されるべきである。それゆえに、登録簿が管理されている加盟国の法（不動産については、物の所在地法(*lex rei sitae*)）が、いかなる法的要件のもとで、登録がどのように行われなければならないか、土地登記官又は公証人のようないかなる当局が、すべての登録要件が満たされていること、及び提出され又は作成された書類に不備がないこと又は必要な情報を含んでいることを調査する権限を有するか、を決定するべきである。特に、その当局は、登録のために提出された文書において言及されている遺産財産に対する被相続人の権利が、そのようなものとして登録簿に登録され、又は登録簿が管理されている加盟国の法に従ってその他の方法で証明された権利であるか否かを調査することができる。文書の二重作成を避けるために、登録を行う当局は、この規則に従ってその流通が定められている、他の加盟国において権限を有する当局によって作成された文書を受領するべきである。特に、この規則に従って発行された欧州相続証明書は、加盟国の登録簿への遺産財産の登録のための有効な文書(*ein gültiges Schriftstück*)であるべきである。このことは、登記に関与する当局が、登録を申請した者に対して、例えば、租税の支払いに関する情報又は文書のような、登録簿が管理されている加盟国の法に従って必要とされる追加の情報又は文書の提出を求めることを妨げるべきではない。権限を有する当局は、登録を申請した者に対して、不足している情報又は文書がどのように提出され得るかを指示することができる。

(19) 登録簿への権利の登録の効果も、この規則の適用範囲から除外されるべきである。それゆえに、登録簿が管理されている加盟国の法は、例えば、その登録が宣言的(*deklaratorische*)効力を有するののかそれとも設権的(*konstitutive*)効力を有するののかについての基準であるべきである。したがって、例えば、不動産に対する権利の取得が、登録簿が管理されている加盟国の法によれば、登録簿の対世的な(*erga omnes*)効力が保証されるため又は法律行為が保護されるために、登録簿への登録を必要とする場合には、その取得の時点は、この加盟国の法に服するべきである。

(20) この規則は、加盟国において用いられている、相続事件を規律するための異なる体系を顧慮すべきである。それゆえに、この規則の目的のために、「裁判所 (Gericht)」の概念は、広く解釈されなければならない、その結果として司法的機能を果たす本来の意味における裁判所のみならず、一定の相続事件において裁判所のような司法的機能を果たす、いくつかの加盟国における公証人又は登記所 (Registerbehörden)、並びにいくつかの加盟国において、一定の相続事件において、裁判所による権限の委譲に基づいて司法的機能を果たす、公証人及び法律専門職 (Angehörige von Rechtsberufen; legal professionals) も把握される。この規則の意味におけるすべての裁判所は、この規則において定められた管轄に関する規定によって拘束されるべきである。これに反して、「裁判所」の概念は、多くの加盟国における公証人のように、通例はそうであるのだが、彼らが司法的機能を果たさない場合には、国内法に従って相続事件を担当する権限を有する、加盟国の非司法当局を把握するべきではない。

(21) この規則は、加盟国において相続事件について管轄権を有するすべての公証人が、この管轄権を行使することを可能にするべきである。ある加盟国の公証人がこの規則の管轄に関する規定によって拘束されるか否かは、彼らがこの規則の意味における「裁判所」という概念規定によって把握されるか否かに依存するべきである。

(22) 加盟国における相続事件において公証人によって作成された文書は、この規則に従って流通する (verkehren; circulate) べきである。公証人が司法的機能を果たす場合には、彼らは管轄に関する規定によって拘束され、彼らによって下された裁判は、裁判の承認、執行可能性及び執行に関する規定に従って流通するべきである。公証人がいかなる司法的機能も果たさない場合には、彼らは管轄に関する規定によって拘束されず、彼らによって作成される公文書は、公文書に関する規定に従って流通するべきである。

(23) 市民の増大する可動性 (der zunehmenden

Mobilität) を顧慮して、規則は、欧州連合におけるよき司法行政 (einer ordnungsgemäßen Rechtspflege; the proper administration of justice)、及び遺産と相続事件が清算される加盟国との現実の関連を保証するために、管轄及び適用されるべき法の決定のための一般的な連結点として、死亡時における被相続人の常居所を規定するべきである。常居所の決定に際しては、相続事件を担当する当局は、その死亡前の数年間及びその死亡時における被相続人の生活状況の全体的な評価を行い、その際には、関連するすべての事実、特に当該国における被相続人の滞在 (Aufenthalts; presence) の期間及び通例性 (Regelmäßigkeit; regularity) 並びにそれと関連する事情及び理由を考慮すべきである。そのようにして決定された常居所は、この規則に特有の目的を顧慮して、当該国との特に密接かつ確固たる結びつき (Bindung) を示す (erkennen lassen; reveal) べきである。

(24) 若干の事例においては、被相続人がその常居所を有していた場所を決定することが困難 (komplex) であることが実証されるかもしれない。特に、被相続人が職業上又は経済上の理由から、(事情によっては、かなりの長期間にわたって) そこで働くために、外国に赴いたが、その出身国との密接かつ確固たる関係を維持していた場合に、そのような事例が生じるかもしれない。この事例においては、(それぞれの事情に応じて) 被相続人は、家庭的及び社会的な観点においてそこに生活の中心があった、その出身国に、引き続き常居所を有するということが出発点とされ得る。被相続人が、代わる代わる複数の国で生活していたか、ある国に長期間定住することなく国から国へと旅行していた場合には、さらなる困難な事例が生じ得る。被相続人がこれらの国々のうちの一つの国籍保持者であった場合、又は被相続人がこれらの国々のうちの一つにその主要な財産目的物のすべてを有していた場合には、その国籍又はこの財産目的物が存在している場所は、全ての事実上の状況の全体的な評価に際して、特別な要素たり得る。

(25) 死亡による権利の承継に適用されるべき法の決定に関して、相続事件を担当する当局は、(例えば、被相続人が、その死亡の直前にその常居所国に移転し、その状

況全体から、その者が他の国に明らかにより密接な関係を有していたことが明らかになる) 例外的な事例において、死亡による権利の承継は、被相続人の常居所の法ではなく、被相続人が明らかにより密接な関係を有していた国の法に服する、という結論に達し得る。しかしながら、その明らかに密接な関係は、その死亡時における被相続人の常居所地の確定が困難であると実証される場合に、補助的な連結点(subsidiärer Anknüpfungspunkt)として用いられるべきではない。

(26) この規則は、裁判所が、例えば、国際私法の領域における法律詐欺(fraude à la loi)のような、法律の回避に対抗するメカニズムを用いることを妨げるべきではない。

(27) この規則の規定は、相続事件を担当する当局が、大多数の状況において、その固有の法を適用するということが確保されるように構想されている。それゆえに、この規則は、被相続人が、その遺産の規律について、被相続人がその国籍保持者であった加盟国の法を選択した場合に作動する、一連のメカニズムを規定している。

(28) このメカニズムの一つは、関係する当事者が、その法が選択された加盟国の裁判所のための管轄合意を締結することができるということであるべきである。その合意がその遺産に関係する全ての当事者間で締結されなければならないか否か、及び当事者のうちの数人が、特定の問題に関するこの裁判所の裁判が他の当事者の遺産に対する権利に影響を及ぼさない限りにおいて、この特定の問題を、選択された裁判所に係属させることに同意することができるか否かは、特に、管轄合意の対象に依存して、事例ごとに決定されなければならない。

(29) いくつかの加盟国においてそうであるように、相続事件における手続が裁判所の職権によって開始される場合には、この裁判所は、当事者が、裁判外で、選択された法の加盟国において、その相続事件を協議に基づいて(einvernehmlich;à l'amiable)規律することに同意した場合には、その手続を終了させるべきである。相続事件における手続が裁判所の職権によっては開始されない場

合には、この規則は、当事者が、この加盟国の法に従って可能である場合には、相続事件を、彼らが選択した加盟国において、裁判外で、例えば公証人の面前において、協議に基づいて規律することを妨げるべきではない。死亡による権利の承継に適用されるべき法がこの加盟国の法ではない場合であっても、そうであるべきである。

(30) 全ての加盟国の裁判所が、その死亡時にその常居所を有する加盟国に有していなかった者の遺産に関するその管轄権を、同一の理由に基づいて行使することができるということを確保するために、この規則は、それに基づいてこの補充的な管轄権が行使され得る理由を、網羅的に(abschließend;exhaustively)、かつ強制的な序列において (in einer zwingenden Rangfolge;in a hierarchical order)挙げるべきである。

(31) 裁判拒絶(Rechtsverweigerung)の事例に対応し得るために、この規則においては、緊急管轄 (forum necessitatis)も規定されるべきであり、それにしたがって、加盟国の裁判所は、例外的な事例において、第三国と密接な関係を示す相続事件に関して決定することができる。そのような例外的な事例は、ある手続が、当該第三国においては、例えば内戦により、不可能であると証明される場合、又は権利者がこの国において手続を開始し若しくは進行することが、その権利者にとっては当然には期待され得ない場合に認められ得る。しかしながら、緊急管轄は、その相続事件が、訴えを提起された(angerufenen)裁判所の加盟国に対して十分な関連を示す場合にのみ行使されるべきである。

(32) 遺産が清算される又は清算されるべき加盟国とは異なる加盟国にその常居所を有する相続人及び受遺者の利益において、この規則は、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従ってその権利を有するすべての者が、相続、遺贈又は遺留分の承認又は放棄に関する意思表示、あるいは遺産債務についてのその責任の制限に関する意思表示を、その常居所の加盟国の裁判所において、この加盟国の法によって定められた方式において行うことを可能にするべきである。このことは、このような意思表示が、国内法によれば意思表示の受領の権限を有する、

加盟国のその他の当局において行われることを排除するべきではない。意思表示をその常居所の加盟国において行う可能性を利用したい者は、裁判所又は相続事件に従事し又は従事するだろう当局に、このような意思表示が行われたことについて、死亡による権利の承継に適用されるべき法において定められた期間内に、自ら知らせるべきである。

(33) 遺産債務についてのその責任を制限したい者は、死亡による権利の承継に適用されるべき法が、その者に対して、権限を有する裁判所において、特別な手続、例えば財産目録調製に関する手続を開始することを要求する場合には、その常居所の加盟国の裁判所又はその他の権限のある当局における単なる意思表示によってはこれを行うことができないべきである。それゆえに、このような状況のもとで、ある者によって、その常居所の加盟国において、この加盟国の法に規定された方式においてなされた意思表示は、この規則の目的のために、方式上有効であるべきではない。手続を開始する文書も、この規則の目的のために、意思表示とみなされるべきではない。

(34) よき司法行政(einer geordneten Rechtspflege)の利益において、異なる加盟国においては、相互に両立し得ない、いかなる裁判も下されるべきではない。このために、規則は、民事事件における司法協力の分野における欧州連合の他の法的文書の範例に従って、一般的な手続規定を定めるべきである。

(35) この手続規定の一つは、同一の相続事件が、異なる加盟国の異なる裁判所に提起される場合に用いられる、訴訟の係属(Rechtshängigkeit)についての規律である。この規律は、どの裁判所がさらに引き続きその相続事件を担当しなければならないかを決定する。

(36) いくつかの加盟国においては、相続事件は、この規則の管轄に関する規定に拘束されない、例えば公証人のような非司法当局によって規律され得るので、同一の相続事件において、裁判外の合意に基づく規律と裁判手続とが、あるいは同一の相続事件に関する裁判外の合意

に基づく二つの規律が、異なる加盟国において並行して開始されるということは排除され得ない。そのような事例においては、関係する当事者は、並行する手続を知った場合には直ちに今後の措置(das weitere Vorgehen)に関して合意することが義務付けられるべきである。彼らが合意することができない場合には、この規則に従って管轄権を有する裁判所は、その相続事件を担当し、それに関して決定しなければならない。

(37) 市民が、その法的安定性を損なうことなく、域内市場の利益を享受することができるよう、規則は、市民に対して、あらかじめその事件において適用可能な相続準拠法を明らかにするべきである。相互に矛盾する結論を回避するために、調和化された抵触規定(harmonisierte Kollisionsnormen)が導入されるべきである。一般的な(allgemeine/main)抵触規定は、相続が、それと密接に関係する、あらかじめ決定可能な相続法(Erbrecht)に服することを保証するべきである。法的安定性の理由から、そして遺産の分割を回避するために、遺産全体、すなわち遺産に帰属する財産全体は、その財産的価値の性質にかかわらず、かつこれが他の加盟国に存在するか第三国に存在するかにかかわらず、この法に服するべきである。

(38) この規則は、市民が、死亡による権利の承継に適用可能な法の選択によって、その相続をあらかじめ規律することを可能にするべきである。この法選択は、被相続人と選択された法との間の関連が存在することが確保されるように、そして、遺留分権利者の正当な期待を無に帰せしめる(vereiteln)ことを意図してある法が選択されるということが回避されるように、彼らが属している国の法に制限されるべきである。

(39) 法選択は、死因処分の方式における意思表示において明示的に行われるか、又はそのような処分の条項から明らかであるべきである。法選択は、例えば、被相続人が、その処分において、被相続人が属している国の法に特有の(spezifische)規定を引き合いに出していた(Bezug auf... genommen hat;had referred(...)to...)か、あるいはその他の方法でこの国の法に言及していた場合に

は、死因処分によって明らかにされたとみなされ得る。

(40) この規則による法選択は、選択された法が、相続事件におけるいかなる法選択も規定していない場合でも有効であるべきである。しかしながら、それによって法選択が行われた法的行為の実体上の有効性(Die materielle Wirksamkeit der Rechtshandlung)、すなわち、法選択をする者が、そのことが何を意味するかを理解してそれに同意したということが出発点とされ得るか否かは、選択された法に従って決定されるべきである。それによって法選択が変更され又は撤回される法的行為についても同じことが妥当するべきである。

(41) この規則の適用のために、ある者の国籍又は重国籍の決定は、あらかじめ解決されるべきである。ある者がある国の国籍保持者とみなされるか否かという問題は、この規則の適用範囲には含まれず、国内法、場合によっては国際条約に服し、その際には、欧州連合の一般的な原則が無条件に(uneingeschränkt)尊重されなければならない。

(42) 相続準拠法(Das zur Anwendung berufene Erbrecht:The law determined as the law applicable to the succession)は、死亡による権利の承継について、その相続の開始から、遺産に帰属する財産的価値に対する所有権の、この法に従って決定された権利者への移転に至るまで、適用されるべきである。それは、遺産の管理及び遺産債務についての責任に関する問題を含むべきである。遺産債務の弁済に際しては、特に、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従って、債権者の特殊な順位(eine spezifische Rangfolge)が顧慮され得る。

(43) この規則の管轄に関する規定は、いくつかの事例においては、相続事件の裁判について管轄権を有する裁判所がその固有の法を適用しないという状況をもたらし得る。この状況が、その法によれば遺産管理人の選任が義務付けられる加盟国において生じる場合には、この規則は、これらの加盟国の裁判所が、その裁判所に対して訴えが提起される場合に、各々の国内法に従って、一人又はそれ以上のそのような遺産管理人を選任することを

可能にするべきである。そのことは、死亡による権利の承継を、その加盟国の法によれば可能である他の加盟国において、裁判外で、協議によって(gütlich;à l'amiable)規律するという当事者の決定に対して影響を及ぼすべきではない(sollte... unberührt bleiben)。死亡による権利の承継に適用可能な法と〔遺産管理人を〕選任する裁判所(das bestellende Gericht)について適用される加盟国の法との円滑な協調(Abstimmung;coordination)を保証するために、その裁判所は、例えば、被相続人の遺言執行者、相続人自身、又は死亡による権利の承継に適用可能な法がそのように規定している場合には第三者の遺産管理人のような、死亡による権利の承継に適用可能な法に従って遺産を管理する権限を有する者を選任するべきである。しかしながら、裁判所は、その法〔法廷地法〕(ihr Recht)が、第三者を遺産管理人として選任すること(es)を要求する特別な事例においては、第三者を遺産管理人として選任することが(dies)死亡による権利の承継に適用されるべき法において規定されていない場合でも、第三者を遺産管理人として選任することができる。被相続人が遺産管理人を選任した場合には、この者は、その権限を剥奪され得ない、ただし、死亡による権利の承継に適用可能な法がその職権の失効(das Erlöschen seines Amtes;the termination of his mandate)を可能にする場合はこの限りではない。

(44) 訴えを提起された裁判所の加盟国において選任された遺産管理人によって行使される権限は、死亡による権利の承継に適用可能な法に従って行使することが許されている管理権限であるべきである。したがって、例えば、相続人が遺産管理人として選任された場合には、その者は、相続人がこの法〔死亡による権利の承継に適用可能な法〕に従って有するであろう遺産の管理についての権限を有するべきである。死亡による権利の承継に適用可能な法に従って行使することが許されている管理権限が、遺産財産を維持し、又は遺産債権者若しくは被相続人の債務を保証したその他の者の権利を保護するのに十分ではない場合には、訴えを提起された裁判所の加盟国において選任された遺産管理人は、これについて加盟国の法において定められている管理権限を、補充的に(ergänzend)行使することができる。例えば、遺産財産及

び遺産債務の目録を作成すること、遺産債権者に対して相続の開始について知らせること、彼らにその請求権を行使するように求めること、及び遺産財産の維持のために、保護措置を含む仮の措置を講じることは、この補充的な権限に属し得る。補充的な権限に基づいてある遺産管理人によって行われた行為は、その管理人の選任前に権利者が行った(eingingen;entered into)全ての法律行為を含む、遺産財産の所有権の移転、遺産債務についての責任、及び場合によっては相続の承認又は放棄の権利を含む権利者の権利に関して、死亡による権利の承継に適用可能な法と合致しているべきである(sollten im Einklang mit... stehen;should respect)。そのような行為は、死亡による権利の承継に適用可能な法に従って許容されるであろう場合にのみ、財産的価値の譲渡又は債務の弁済をもたらし得る(könnten...nach sich ziehen;could...entail)。死亡による権利の承継に適用可能な法による第三者の遺産管理人の選任が相続人の責任を変更する場合には、そのような責任の変更は尊重されるべきである。

(45) この規則は、遺産債権者が、その権利を保護するために、例えば、代理人によって、場合によっては国内法に従って利用可能な(zur Verfügung stehende;available)さらなる措置(Maßnahmen;steps)を、欧州連合の関連する法的行為(法的文書)(Rechtsinstrumenten)に従って(im Einklang mit;in accordance with)講じることを妨げるべきではない。

(46) この規則は、財産的価値が存在する、他の加盟国の潜在的な(potenzieller)遺産債権者に対して、相続の開始を知らせること(die Unterrichtung)を可能にするべきである。それゆえに、この規則の適用の枠組みにおいて、他の加盟国の潜在的な遺産債権者が、その権利を主張することができるように、関連する情報を利用すること(Zugang zu... erhalten)を可能にするために、場合によっては欧州電子司法ポータルサイト(Europäische Justizportal;Justice portal)に関するメカニズムを設ける可能性が検討されるべきである。

(47) ある相続事件において誰が権利者であるかは、そ

の都度、死亡による権利の承継に適用されるべき相続法に従って決定されるべきである。「権利者(Berechtigte;beneficiaries)」の概念は、大多数の法秩序においては、相続人、受遺者及び遺留分権利者を把握するだろう。もっとも、例えば、受遺者の法的地位は、全ての法秩序において同一であるというわけではない。いくつかの法秩序においては、受遺者は、遺産に対する直接の持分を取得することができるのに対して、別の法秩序においては、受遺者は、相続人に対する請求権を取得することができるだけである。

(48) その相続をあらかじめ規律したい者の法的安定性の利益において、この規則は、死因処分の許容性及び実体上の有効性に関する特有の(spezifische)抵触規定を定めるべきである。この規定の統一的な適用を保証するために、この規則は、実体上の有効性とみなされなければならない(zu rechnen sind)要素を一覧表にまとめる(auflisten;list)べきである。死因処分の実体上の有効性の検討は、この処分が法的には存在しない(rechtlich nicht besteht)という結論に導き得る。

(49) 相続契約は、死因処分的一种であり、その許容性及び承認が加盟国の間で異なっている。相続契約に基づいて取得された遺産に対する請求権(Nachlassansprüchen)の加盟国における承認を容易にするために、この規則は、いかなる法がそのような契約の許容性、その実体上の有効性、及びその解消(Auflösung)の要件を含むその拘束力を規律するべきかを定めるべきである。

(50) この規則に従って、死因処分の許容性及び実体上の有効性、並びに相続契約の拘束力が服する法は、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従って遺留分権を有する者の権利、又はその遺産が関係する者〔相続契約の当事者〕によっても剥奪され得ないその他の権利を有する者の権利に、影響を及ぼすべきではない。

(51) この規則において、死因処分を作成した者が、その処分が作成され、変更され、又は撤回された(widerrufen worden ist)日に死亡したならば、その者の

権利の承継に適用可能であったであろう法が参照される(Wird...auf...Bezug genommen)場合には、この参照(Bezugnahme;reference)は、この日におけるその者の常居所国の法の参照として、あるいはその者がこの規則に従って法選択を行っていた場合には、その者がこの日にその国籍を有していた国の法の参照として理解されるべきである。

(52) この規則は、すべての書面による死因処分的方式上の有効性を、終意処分的方式に適用されるべき法に関する1961年10月5日のハーグ条約の規定と一致する規定によって規律するべきである。この規則による死因処分的方式上の有効性の決定に際しては、管轄権を有する当局は、それによって方式に関する規定が回避されるはず(umgangen werden sollen)の、不正に作り出された(betrügerisch geschaffenes)国境を越える要素を顧慮すべきではない。

(53) この規則の目的のために、死因処分について許容された方式を、例えばその年齢のような、死因処分を作成した者の一定の人的な資格(persönliche Eigenschaften;personal qualifications)に関して制限する法の規定は、方式(Form)に属するものとみなされるべきである。このことは、この規則に従って死因処分的方式上の有効性に適用されるべき法は、未成年者が死因処分を作成する能力を有するか否かを決定するということの意味する、と解釈されるべきではない。この法は、ある者が、例えば未成年であることのような人的な資格に基づいて、一定の方式における死因処分の作成から除外されるべきか否かだけを決定するべきである。

(54) 一定の不動産、一定の事業、及びその他の特別な種類の財産的価値は、所在地国において、経済的、家族的又は社会的な考慮に基づいて、これらの財産的価値に関する死亡による権利の承継に関係し(betreffen)、又はそれに影響を及ぼす(Auswirkungen auf... haben)ところの制限を伴う(mit Beschränkungen)特別の規定に服する。この規則は、この特別な規定の適用を保証するべきである。しかしながら、死亡による権利の承継に適用されるべき法の適用に対するこの例外は、それがこの規則

の一般的な目的設定と矛盾しないように、狭く解釈されなければならない。それゆえに、不動産を、動産に適用されるべき法とは異なる法に従属させる牴触規定も、この規則によって死亡による権利の承継に適用されるべき法において規定されているよりも大きな(größeren)遺留分を定めている規定も、一定の財産的価値に関する死亡による権利の承継に関係し、又はそれに影響を及ぼす制限を伴うところの特別の規定と解釈されてはならない。

(55) その死亡による権利の承継が異なる法秩序に服するであろう二人又はそれ以上の者がいかなる順番で死亡したのが不確定な(ungewiss)事例における統一的な処理を確保するために、この規則は、それによれば死亡した者のうちのいずれの者も、他の者の遺産に対する請求権を有しないとする規定を定めるべきである。

(56) いくつかの事例においては、相続人不存在の遺産が存在し得る。これらの事例は、異なる法秩序においては、異なって規律されている。すなわち、いくつかの法秩序によれば、その国が、(その財産的価値がどこに存在するかにかかわらず)相続請求権(Erbanspruch)を行使することができる。他の法秩序によれば、その国は、その領土内に存在する財産的価値のみを先占することができる。それゆえに、この規則は、それによれば死亡による権利の承継に適用されるべき法の適用は、ある加盟国がその領土内に存在する遺産財産をその固有の法に従って取得する(sich... aneignet)ことを妨げるべきではないとする規定を含むべきである。しかしながら、この規定が遺産債権者にとって不利にはならないことを確保するために、それによれば遺産債権者はその所在地にかかわらず遺産財産全体からその債権の満足(Befriedigung ihrer Forderungen)を求める権利を有するべきであるとする規定が付け加えられるべきである。

(57) この規則において定められた牴触規定は、第三国の法が適用されるということをもたらし得る。このような事例においては、この国の国際私法規定が顧慮されるべきである。この規定が、ある加盟国の法、又はその相続事件にその固有の法を適用するであろう第三国の法への反致及び転致を定めている場合には、この反致及び転

致は、国際的な裁判の調和を確保するために、容認される(gefolgt werden;be accepted)べきである。しかしながら、反致及び転致は、被相続人が第三国の法のための法選択を行った事例においては排除されるべきである。

(58) 公益上の理由から、加盟国の裁判所及び相続事件を担当する権限を有するその他の当局には、例外的な場合において、その適用が一定の事件において当該加盟国の公の秩序(ordre public)と明らかに両立し得ないであろう場合において、外国法の規定を考慮しない可能性が認められるべきである。もっとも、裁判所又は権限を有するその他の当局は、欧州連合基本権憲章(die Charta der Grundrechte der Europäischen Union)、特に第 21 条の差別の禁止に違反するであろう場合には、公の秩序に基づいて、他の加盟国の法の適用を排除すること、又は他の加盟国の裁判、公文書、裁判上の和解の承認（場合によってはその受領）若しくはその執行を拒絶することが許されるべきではない。

(59) この規則は、相続事件においてその加盟国において下された裁判の相互承認というその一般的な目的設定に鑑みて、そのような裁判が下されたのが訴訟手続においてであるか非訟手続においてであるかにかかわらず、民事事件における司法協力の分野における欧州連合の他の法的行為（法的文書）(Rechtsinstrumente)の範例に従って、裁判の承認、執行可能性及び執行についての規定を定めるべきである。

(60) 加盟国における相続事件の規律についての異なる体系を顧慮するために、この規則は、相続事件における公文書の、全ての加盟国における受領及び執行可能性を保証すべきである。

(61) 公文書は、他の加盟国において、本源加盟国におけるのと同じ形式的証拠力(die gleiche formelle Beweiskraft;the same evidentiary effects)、又はそれと最も類似した効力を発揮するべきである。公文書の他の加盟国における形式的証拠力又はそれと最も類似した効力は、本源加盟国における公文書の形式的証拠力の性質及び範囲の参照(Bezugnahme)によって決定されるべき

である。それゆえに、公文書の他の加盟国における形式的証拠力は、本源加盟国の法に従って判断される。

(62) 公文書の「真正(Authentizität;authenticity)」は、自律的な概念であるべきであり、文書の真実性(die Echtheit;the genuineness)、文書の方式上の要件、その文書を作成する当局の権限、及びそれに従って文書が作成される手続のような観点を把握するべきである。さらに、その概念は、例えば、表示された(genannten;indicated)当事者が、表示された日に、この当局の面前に出頭し、表示された意思表示を行ったという事実のような、当該当局によって公文書に記録された事実上の要素(Vorgänge;the factual elements)を把握すべきである。ある公文書の真正に関して異議を申し立てたい当事者は、その公文書の本源加盟国の権限を有する裁判所において、この加盟国の法に従ってこれを行うべきである。

(63) 「公文書に記録された法律行為又は法律関係(die in einer öffentlichen Urkunde beurkundeten Rechtsgeschäfte oder Rechtsverhältnisse)」という表現は、公文書に記録された実体上の内容(den...materiellen Inhalt;the contents as to substance)の参照(Bezugnahme;referring)と解釈されるべきである。公文書に記録された法律行為については、例えば、遺産の分割に関する当事者間の合意、遺言若しくは相続契約、又はその他の意思表示が問題となり得る。法律関係については、例えば、死亡による権利の承継に適用されるべき法による相続人及びその他の権利者の決定、各々の持分及び遺留分権の存在(das Bestehen)、又は死亡による権利の承継に適用されるべき法に従って決定されたその他のあらゆる要素が問題となり得る。公文書に記録された法律行為又は法律関係に関する異議を申し立てたい当事者は、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従ってその異議について決定するべきであるところの、この規則によって管轄権を有する裁判所においてこれを行うべきである。

(64) 公文書に記録された法律行為又は法律関係に関する問題が、ある加盟国の裁判所の手続において、先決問

題(Vorfrage;an incidental question)として持ち出される(Wird... vorgebracht;is raised)場合には、この裁判所は、この先決問題に関する裁判について管轄権を有するべきである。

(65) それに対して異議(die Einwände)が申し立てられた公文書は、本源加盟国以外の加盟国においては、その異議(the challenge)が係属中である限り、いかなる形式的証拠力も発揮するべきではない。その異議が、公文書に記録された法律行為又は法律関係に関する特定の事項(einen spezifischen Umstand;a specific matter)のみに関係する場合には、その公文書は、本源加盟国以外の加盟国においては、その異議が係属中である限り、異議を申し立てられた事項に関しては、いかなる証拠力をも発揮するべきではない。ある異議に基づいて無効と宣言された公文書は、もはやいかなる証拠力をも発揮するべきではない。

(66) この規則の適用の枠内において、ある当局に対して、二つの相互に両立し得ない公文書が提出される場合には、いずれの文書に、もしあるとしたならば(wenn überhaupt;if any)、優先権が認められるべきかという問題については、その当局が(sie)、それぞれの事案の状況を考慮して判断すべきである。いずれの文書が、もしあるとしたならば、優先権を有するべきかが、この状況からは一義的には(eindeutig)判明しない場合には、この規則に従って管轄権を有する裁判所によって、又はその問題が手続の過程において(im Laufe eines Verfahrens;in the course of proceedings)先決問題として持ち出される場合には、この手続を担当する裁判所によって解決されるべきである。ある公文書とある裁判とが両立し得ない事例においては、この規則における裁判の不承認の理由が顧慮されるべきである。

(67) 欧州連合域内における国境を越える関連を有する相続事件の、迅速(zügige)かつ円滑で(unkomplizierte)、効率的な(effiziente)清算は、相続人、受遺者、遺言執行者又は遺産管理人が、その地位(Status)及び／又はその権利及び権限を、他の加盟国、例えばそこに遺産財産が存在する他の加盟国において、容易に証明することができ

るということを前提とする。この目的のために、この規則は、他の加盟国における利用のために発行される、統一的な証明書、すなわち欧州相続証明書(以下、「証明書(das Zeugnis)」という。)の導入を規定するべきである。証明書は、補完性の原則(Subsidiaritätsprinzip;subsidiarity)に従って、場合によっては加盟国において類似の目的のために用いられる国内の文書に取って代わるべきではない。

(68) 証明書を発行する当局は、登記簿が保管されている加盟国における不動産の登記のために定められている正式の手続(die Formalitäten;the formalities)を顧慮すべきである。このために、この規則は、この正式の手続に関する加盟国間の情報交換(einen Informationsaustausch;an exchange of information)を規定するべきである。

(69) 証明書の利用は、義務的なものであるべきではない。それは、証明書[の交付]を申し立てる(beantragen)資格を有する者は、これを行う義務を負うのではなく、この規則に従って利用することができる他の手段(裁判、公文書及び裁判上の和解)を自由に利用することができるべきであるということを意味する。しかしながら、他の加盟国において発行された証明書を呈示された者又は当局は、証明書の代わりに、裁判、公文書又は裁判上の和解が提出されることを要求する権限を有するべきではない。

(70) 証明書は、この規則に従ってその裁判所が管轄権を有する加盟国において発行されるべきである。その国内法の規定において、いずれの当局(この規則の意味における裁判所、又は、例えば公証人のような、相続事件について権限を有するその他の当局)がその証明書の発行について管轄権を有するかを決定することは、それぞれの加盟国の問題であるべきである。それに加えて、その国内法の規定において、発行当局が、権限を有する他の機関(Stellen)、例えば、その面前において宣誓に代わる保証が行われ得る機関(Stellen)を、その発行に関与させることができるか否かを確定することは、それぞれの加盟国の問題であるべきである。加盟国は、その発行当

局(Ausstellungsbehörden)に関連する情報を、この情報が公衆に利用される(zugänglich gemacht werden)ように、欧州委員会に通知するべきである。

(71) 証明書は、全ての加盟国において、同一の効力を発揮するべきである。それは、確かにそれ自体では執行可能な権原(Titel)であるべきではないが、証拠力を有するべきであり、それは、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従って、又は例えば死因処分の実体上の有効性のような特定の事情(spezifische Sachverhalte)に適用されるべきその他の法に従って確定された事情を的確に(zutreffend;accurately)証明すると推定されるべきである。証明書の証拠力は、例えば、身分(Status) (認知(affiliation)) の問題、又は特定の財産的価値が被相続人に帰属していたか否かという問題のような、この規則によつては規律されない要素に拡張されるべきではない。証明書において、相続人又は受遺者として、この弁済又は財産を受領する権限を有すると表示された者に対して弁済を行い、又は遺産財産を引き渡す者は、その者が証明書に含まれていた情報の正確性を信頼して(im Vertrauen auf die Richtigkeit)善意で(gutgläubig)行動した場合には、適切な保護(ein angemessener Schutz)を与えられるべきである。証明書に含まれていた情報の正確性を信頼して、証明書において、その財産を処分する権限を有すると表示された者から、遺産財産を取得し又は受け取る(erhält)者には、同一の保護を与えられるべきである。まだ有効な(noch gültige)認証謄本が呈示される場合には、その保護は保証されるべきである。第三者による財産の取得が有効である(wirksam)か否かは、この規則によつて規律されるべきではない。

(72) 管轄権を有する当局は、証明書を、申立てにより(auf Antrag)発行するべきである。発行当局は、証明書の原本(die Urschrift)を保管し、申立人及び正当な利益を証明するその他の者に対して、一通又は複数通の認証謄本(beglaubigte Abschriften)を発行するべきである。このことは、加盟国が、文書の公衆利用についての国内の規定に従って、証明書の謄本が公衆に開示されること(der Öffentlichkeit zugänglich gemacht werden;be disclosed to members of the public)を許容することを妨げるべき

ではない。この規則は、証明書の発行を拒絶する裁判を含む、発行当局の裁判に対する法的救済を定めるべきである。証明書が訂正、変更、又は撤回される場合には、発行当局は、この謄本の悪用(eine missbräuchliche Verwendung)を回避するために、その認証謄本が発行された者に対して通知するべきである。

(73) 加盟国が引き受けた(eingegangen sind)国際的な義務を遵守する(wahren)ために、この規則は、この規則の採択の時点で一つ又は複数の加盟国が属している国際条約の適用に影響を及ぼすべきではない。特に、終意処分の方式に適用されるべき法に関する 1961 年 10 月 5 日のハーグ条約の当事国である加盟国は、遺言及び共同遺言の方式上の有効性に関しては、この規則の規定の代わりに、今後も、かの条約の規定を適用することができるべきである。しかしながら、この規則の一般的な目的を遵守する(wahren)ために、加盟国間の関係においては、規則は、この規則において規律された領域に関係する限りにおいて、専ら二つ又はそれ以上の加盟国間でのみ締結された条約よりも優先されなければならない。

(74) この規則は、死亡による権利の承継、遺言及び遺産管理に関する国際私法規定についてのデンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン間の 1934 年 11 月 19 日の条約の締約国である加盟国が、今後も、条約加盟国の国家間合意による改正版の条約の特定の規定(spezifische Bestimmungen)を適用することができるということを妨げるべきではない。

(75) この規則の適用を促進するために、加盟国は、2001 年 5 月 28 日の理事会決定 2001/470/EG [(6) 2001 年 6 月 27 日付官報 L シリーズ第 174 号 25 頁。] によつて設立された民事及び商事事件についての欧州司法ネットワーク(Europäische Justizielle Netz für Zivil- und Handelssachen)に関して、その相続法上の規定及び手続に関する一定の報告を行う義務を負うべきである。この規則の実際の適用のために重要な全ての情報が、適時に(rechtzeitig)、欧州連合の官報(Amtsblatt der Europäischen Union)に公表され得るために、加盟国は、この規則の適用開始よりも前に、欧州委員会に対して、

この情報も通知するべきである。

(76) この規則の適用を促進するために、そして現代の通信技術の利用を可能にするために、裁判、公文書又は裁判上の和解の執行宣言の申立て、及び欧州相続証明書の発行の申立てに関連して提出されるべき証明書(die Bescheinigungen;the attestations)、並びに欧州相続証明書自体についての標準書式(Standardformblätter;standard forms)が定められるべきである。

(77) この規則において規定された期間及び期日の計算は、期間、日付及び期日についての規律の確定に関する(zur Festlegung der Regeln für die Fristen, Daten und Termine)1971年6月3日の理事会規則(EWG,Euratom)1182/71 [(7) 1971年6月8日付官報Lシリーズ第124号第1頁。]に従って行われるべきである。

(78) この規則の実施のための統一的な条件を確保するために、欧州委員会は、裁判、裁判上の和解及び公文書の執行宣言、並びに欧州相続証明書に関係する、証明書及び書式の作成及び事後の変更に關して、実施権限を委譲されるべきである。この権限は、それに従って加盟国が欧州委員会による実施権限の行使を監督する一般的な規定及び原則の確定に関する(zur Festlegung der allgemeinen Regeln und Grundsätze, nach denen die Mitgliedstaaten die Wahrnehmung der Durchführungsbefugnisse durch die Kommission kontrollieren)2011年2月16日の欧州議会・理事会規則(EU)182/2011 [(8) 2011年2月18日付官報Lシリーズ第55号第13頁。]に従って行使されるべきである。

(79) この規則において定められた証明書及び書式の作成及び事後の変更に關しての実施のための法的行為(法的文書)(Durchführungsrechtsakten;implementing acts)の採択(Erlass;adoption)のために、規則(EU)182/2011第4条による協議手続(Beratungsverfahren)が考慮されるべきである。

(80) 移動の自由、及び欧州連合の背景において(in

einem Unions-Kontext)欧州市民があらかじめその相続を規律する可能性の確保、並びに相続人、受遺者、被相続人の近親者、及び遺産債権者の権利の保護というこの規則の目的は、加盟国のレベルにおいては十分には実現され得ず、それゆえに、この規則の範囲及び効力によって、欧州連合のレベルにおいてより良く達成され得るので、欧州連合は、欧州連合条約第5条において定められた(niedergelegten;set out)補完性の原則(dem...Subsidiaritätsprinzip)に従って活動することができる。同条において定められた比例性の原則(dem...Grundsatz der Verhältnismäßigkeit)に従って、この規則は、この目的の達成のために必要な限度を超えるものではない。

(81) この規則は、基本権を尊重し、欧州連合基本権憲章において承認された原則を遵守する。この規則の適用に際しては、加盟国の裁判所及び権限を有するその他の当局は、これらの権利及び原則を尊重しなければならない。

(82) 欧州連合条約及び欧州連合の機能に関する条約に添付された、自由、安全及び司法の領域における連合王国及びアイルランドの地位に関する第21号議定書第1条及び第2条に従って、これらの加盟国は、この規則の採択に参加せず、この規則によって拘束されることもなく、この規則を適用する義務も負わない。しかしながら、このことは、連合王国及びアイルランドが、この規則の採択後に、上述の議定書の第4条に従って、この規則を受け入れる意思(dass sie die Verordnung anzunehmen wünschen;their intention of accepting this Regulation)を通知する可能性に影響を及ぼさない。

(83) 欧州連合条約及び欧州連合の機能に関する条約に添付された、デンマークの地位に関する第22号議定書第1条及び第2条に従って、デンマークはこの規則の採択には参加せず、この規則によって拘束されることもなく、それを適用する義務も負わない。

第1章 適用範囲及び概念規定

第1条（適用範囲）（1）この規則は、死亡による権利の承継に適用されなければならない。この規則は、租税事件及び関税事件、並びに行政法上の事件には適用されない。

（2）以下の各号に掲げられた事項は、この規則の適用範囲から除外される。

（a）自然人の身分関係、家族関係、及びこの関係に適用されるべき法に従って類似の効力を発揮する関係

（b）自然人の権利能力及び行為能力（die Rechts-, Geschäfts- und Handlungsfähigkeit）、ただし、第23条第2項第c号及び第26条の規定の適用を妨げない。

（c）自然人の失踪、不在、又は推定死亡に関する問題

（d）夫婦財産制及びこの関係に適用されるべき法に従って婚姻類似の効力を発揮する関係に基づく財産制の問題

（e）死亡によって発生するものを除く扶養義務

（f）口頭による死因処分の方式上の有効性

（g）無償の出捐、生存者の増加相続分取得権（追増）を伴う共有財産権（Miteigentum mit Anwachsungsrecht des Überlebenden）（合有不動産権（joint tenancy））、年金制度、保険契約及び類似の取り決め（ähnliche Vereinbarungen）のような、死亡による権利の承継とは異なる方法によって設定され（begründet...werden）又は移転された権利及び財産的価値、ただし、第23条第2項第i号の規定の適用を妨げない。

（h）死亡した社員又は構成員の持分の運命を規律する、会社、社団又は法人の設立行為又は定款における条項のような、会社法、社団法及び法人法上の問題

（i）会社、社団及び法人の、解散、消滅及び合併

（j）信託の設定、管理（Funktionsweise:administration）及び解消

（k）物権の種類

（l）そのような登録の法律上の要件、及びそのような権利の登録簿への登録又は未登録の効果を含む、動産又は不動産に対する権利の登録簿へのすべての登録

第2条（加盟国の国内における相続事件の管轄権）この規則は、相続事件における加盟国の当局の国内における管轄権には影響を及ぼさない。

第3条（概念規定）（1）この規則の目的のために、以下の各号に掲げられた文言は、それぞれ当該各号に掲げられた事項を意味する。

（a）「死亡による権利の承継」：死因処分による任意相続であろうと、法定相続であろうと、すべての方式の死亡による財産的価値、権利及び義務の移転

（b）「相続契約」：相互的遺言（gegenseitiger Testamente）に基づく取り決めを含む、この取り決めに關係する一人又はそれ以上の者の将来の遺産に対する権利を、反対給付（Gegenleistung）（約因（consideration））あり又はなしで設定し、変更し、又は剥奪する取り決め

（c）「共同遺言」：二人又はそれ以上の者によって、同一の文書において作成された遺言

（d）「死因処分」：遺言、共同遺言又は相続契約

（e）「本源加盟国（Ursprungsmitgliedstaat:Member State of origin）」：裁判が下され、裁判上の和解が承認され（gebilligt...worden ist）若しくは締結され、公文書が作成され、又は欧州相続証明書が発行された加盟国

（f）「執行加盟国（Vollstreckungsmitgliedstaat）」：裁判、裁判上の和解又は公文書の執行宣言又は執行が行われる〔求められる〕（betrieben wird:is sought）加盟国

（g）「裁判」：その名称にかかわらず、裁判所の職員による訴訟費用確定の決定を含む、相続事件において加盟国の裁判所によって下されたすべての裁判

（h）「裁判上の和解（gerichtlicher Vergleich）」：相続事件において、裁判所によって承認され又は手続の過程において（im Laufe eines Verfahrens）裁判所の面前で締結された和解

（i）「公文書」：相続事件において、ある加盟国において公文書として正式に（förmlich）作成され又は記録され、i）その署名及び公文書の内容に關係するその証拠力（dessen Beweiskraft）〔真正（the authenticity）〕が、ii）官庁又は本源加盟国によってそれについての権限を与えられた他の機関（Stelle）によって証明された（festgestellt worden ist:has been established）文書

（2）この規則の意味において、「裁判所」の概念は、司法的機能を果たし、又は裁判所によって委譲された権限に基づいて若しくは裁判所の監督のもとで行動するところの、相続事件において管轄権を有するすべての裁判所、その他のすべての当局及び法律専門職を意味する、ただ

し、そのような他の当局及び法律専門職が、その中立性(ihre Unparteilichkeit)及び聴取に対する当事者の権利(das Recht der Parteien auf rechtliches Gehör)を保証し、かつその裁判が、それらが活動する加盟国の法に従って、a)裁判所において異議が申し立てられ、又は裁判所によって再審理され得る場合であって、b)同一の事件における裁判所の裁判と類似の既判力(Rechtskraft)及び法的効力(Rechtswirkung)を有する場合に限る。

加盟国は、第 79 条第 1 項に従って、欧州委員会に対して、上記のその他の当局及び法律専門職を通知する。

第 2 章 管轄

第 4 条 (一般的管轄) 相続事件における裁判については、その領土内に被相続人がその死亡時にその常居所を有していた加盟国の裁判所が、遺産全体について管轄権を有する。

第 5 条 (管轄合意(Gerichtsstandsvereinbarung)) (1) 被相続人によって第 22 条に従って死亡による権利の承継に適用されるために選択された法がある加盟国の法である場合には、関係当事者は、相続事件における裁判については専らこの加盟国の一つ又は複数の裁判所のみが管轄権を有するべきであることを取り決めることができる。

(2) そのような管轄合意は、文書の方式によること(der Schriftform;in writing)を必要とし、日付が記載され、かつ関係当事者によって署名がなされなければならない。合意の永続的な記録(eine dauerhafte Aufzeichnung)を可能にする電送(Elektronische Übermittlungen)は、文書の方式によるのと同様に扱われる。

第 6 条 (法選択の場合における管轄権を有しない旨の宣言(Unzuständigerklärung bei Rechtswahl) [管轄の辞退(Declining of jurisdiction)]) 被相続人が第 22 条に従って死亡による権利の承継に適用するために選択した法が、ある加盟国の法である場合には、第 4 条又は第 10 条に従って訴えを提起された裁判所は、次の各号のいずれかのように行動する。

(a) 裁判所は、例えば、当事者の常居所及び財産的価値

が存在する場所のような、相続事件の具体的な状況を考慮して、選択された法の加盟国の裁判所がその相続事件をよりよく決定することができると判断する場合には、手続の当事者の一人の申立てにより、管轄権を有しないと宣言することができる。

(b) 裁判所は、手続の当事者が、第 5 条に従って、選択された法の加盟国の一つ又は複数の裁判所の管轄について合意した場合には、管轄権を有しないと宣言する。

第 7 条 (法選択の場合における管轄) 被相続人が第 22 条に従ってその法を選択した加盟国の裁判所は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相続事件における裁判について管轄権を有する。

(a) 先に訴えを提起された裁判所が、第 6 条に従って、同一の事件について管轄権を有しないと宣言した場合

(b) 手続の当事者が、第 5 条に従って、この加盟国の一つ又は複数の裁判所の管轄について合意した場合

(c) 手続の当事者が、訴えを提起された裁判所の管轄権を明示的に承認した(ausdrücklich anerkannt haben;have expressly accepted)場合

第 8 条 (法選択の場合における職権による手続の終了)

第 4 条又は第 10 条に従って、相続事件における手続を職権によって開始した裁判所は、手続の当事者が、その相続事件を、被相続人が第 22 条に従ってその法を選択した加盟国において、裁判外で、協議に基づいて(einvernehmlich;à l'amiable)規律することに合意した場合には、その手続を終了させる。

第 9 条 (応訴管轄(Zuständigkeit aufgrund rügeloser Einlassung)) (1) 第 7 条に従ってその管轄権を行使する加盟国の裁判所の手続において、この手続のすべて

の当事者が管轄合意の当事者であるわけではないことが判明した場合には、その合意の当事者ではない手続の当事者が、その裁判所の管轄権の瑕疵に対して質問権を行使することなく(ohne den Mangel der Zuständigkeit des Gerichts zu rügen;without contesting the jurisdiction of the court)、出廷する(auf das Verfahren einlassen;enter an appearance)場合には、その裁判所は引き続き管轄権を有する。

(2) 第1項において言及された裁判所の管轄権の瑕疵に対して、管轄合意の当事者ではない手続の当事者によって責問権が行使された場合には、その裁判所は、管轄権を有しないと宣言する。

この場合においては、第4条又は第10条に従って管轄権を有する裁判所が、相続事件における裁判について管轄権を有する。

第10条(補充管轄(Subsidiäre Zuständigkeit)) (1) 被相続人がその死亡時にその常居所を加盟国に有していなかった場合には、遺産財産が存在する加盟国の裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、相続事件における裁判について、その遺産全体について管轄権を有する。

(a) 被相続人がその死亡時にこの加盟国の国籍を有していた場合

(b) 被相続人が当該加盟国にかつての常居所を有していた場合、ただし、この常居所の変更が、訴えの提起の時点から5年以上前のものである場合にはこの限りではない。

(2) 第1項によれば加盟国のいかなる裁判所も管轄権を有しない場合であっても、遺産財産が存在する加盟国の裁判所は、この遺産財産に関する裁判については管轄権を有する。

第11条(緊急管轄(forum necessitatis)) この規則の他の規定に基づいて加盟国のいかなる裁判所も管轄権を有しない場合には、加盟国の裁判所は、例外的な事例において、その事件が密接な関係を示す第三国において、ある手続を開始し若しくは進行することが期待し得ない(nicht zumutbar)又は不可能である(unmöglich)と実証される場合には、相続事件について決定することができる。

その事件は、訴えを提起された裁判所の加盟国に対して、十分な関連(einen ausreichenden Bezug)を示すものでなければならない。

第12条(手続の限定(Beschränkung des Verfahrens))

(1) 被相続人の遺産が、第三国に存在する財産的価値を含む場合には、その相続事件において訴えを提起された

裁判所は、この財産的価値に関するその裁判が、当該第三国において承認されない又は場合によっては執行可能であると宣言されないことが予測され得る場合には、当事者の一人の申立てにより、この財産的価値の一つ又は複数については判断しないことを決定することができる。

(2) 第1項は、訴えを提起された裁判所の加盟国の法に従ってその手続の目的を限定する当事者の権利には影響を及ぼさない。

第13条(相続、遺贈又は遺留分の承認又は放棄) この規則に従って死亡による権利の承継について管轄権を有する裁判所に加えて、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従って、裁判所の面前において、相続、遺贈、遺留分の承認若しくは放棄に関する意思表示(eine Erklärung)、又は遺産債務についての当該者の責任の制限に関する意思表示を行うことができる者が常居所を有する加盟国の裁判所は、この意思表示がその加盟国の法によれば裁判所の面前において行われ得る場合には、そのような意思表示の受領(die Entgegennahme)について管轄権を有する。

第14条(裁判所への訴えの提起(Anrufung eines Gerichts; Seising of a court)) この章の目的のために、裁判所は、以下の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げられた時点において訴えを提起されたものとみなされる。

(a) 手続を開始する書類又は同価値の書類が裁判所に提出された時点、ただし、原告が、その後において、その書類を被告に送達するために原告に義務付けられる措置を講じることを怠らなかったことを条件とする。

(b) 書類を裁判所に提出する前に被告に対して送達がなされなければならない場合には、送達について責任を負う当局(Stelle)がその書類を受領した(erhalten hat)時点、ただし、原告が、その後において、その書類を裁判所に提出するために原告に義務付けられる措置を講じることを怠らなかったことを条件とする。

(c) 裁判所がその手続を職権によって開始する場合には、その手続の開始に関する決定(der Beschluss)が裁判所によって下された時点、そのような決定が必要とされない場合には、その事件が裁判所において登録された時点

第 15 条（管轄の審査(Prüfung)） この規則によれば管轄権を有しない相続事件において訴えを提起された加盟国の裁判所は、職権により、管轄権を有しないと宣言する。

第 16 条（許容性の審査(Prüfung der Zulässigkeit)） (1) 手続が開始された加盟国とは異なる国の領土にその常居所を有する被告が出廷しない(auf das Verfahren nicht ein;does not enter an appearance)場合には、管轄を有する裁判所は、被告が、時機を失することなく、かつ自己を防衛することができる方法で、手続を開始する書類又は同価値の書類を受領することができたこと、又はこれについて必要なすべての措置が講じられたことが確定されるまで手続を停止する。

(2) 民事又は商事事件における裁判上又は裁判外の文書の加盟国における送達に関する 2007 年 11 月 13 日の欧州議会・理事会規則(EG)1393/2007 [(9) 2007 年 12 月 10 日付官報 L シリーズ第 324 号 79 頁。] 第 19 条（文書の送達）は、手続を開始する書類又は同価値の書類が、その規則に従って、ある加盟国から他の加盟国に送達されなければならない場合、本条の第 1 項に代わって適用される。

(3) 2007 年 11 月 13 日の規則(EG)1393/2007 を適用することができない場合には、民事又は商事事件における裁判上又は裁判外の文書の外国への送達に関する 1965 年 11 月 15 日のハーグ条約第 15 条は、手続を開始する書類又は同価値の書類が、この条約に従って、海外に送達されなければならない場合に適用される。

第 17 条（訴訟の係属(Rechtshängigkeit;Lis pendens)）

(1) 異なる加盟国の裁判所において、同一の当事者間における同一の請求(Anspruchs)〔訴訟原因（訴因）(cause of action)〕に基づく手続が係属した場合には、後に訴えを提起された裁判所は、最初に訴えを提起された裁判所の管轄権が確定するまで、職権により、その手続を停止する。

(2) 最初に訴えを提起された裁判所の管轄権が確定し次第、後に訴えを提起された裁判所は、この裁判所のために、管轄権を有しないと宣言する。

第 18 条（関連する手続(Im Zusammenhang stehende Verfahren;Related actions)） (1) 関連する手続が異なる加盟国の裁判所において係属中である場合には、後に訴えを提起されたすべての裁判所はその手続を停止することができる。

(2) これらの手続が第一審に係属中である場合であって、最初に訴えを提起された裁判所が当該手続について管轄権を有し、かつその法によれば手続の併合(die Verbindung)が許容される場合には、当事者の一人の申立てにより、後に訴えを提起されたすべての裁判所は、管轄権を有しないと宣言することもできる。

(3) 分離された手続において矛盾した裁判が生じることが回避するために、共通の審理及び裁判が望ましいと思われるほどに密接に関係している場合には、本条の意味において手続が関連しているものとする。

第 19 条（保護措置(Sicherungsmaßnahmen)を含む仮の措置(Einstweilige Maßnahmen)） この規則に従って、他の加盟国の裁判所が、本案の裁判について管轄権を有する場合でも、ある加盟国の法において定められた保護措置を含む仮の措置は、この国の裁判所において申し立てられ得る。

第 3 章 準拠法

第 20 条（普遍的な適用） この規則によって指定された法は、それが加盟国の法でない場合でも、適用されなければならない。

第 21 条（一般的な抵触規定） (1) この規則において異なる定めがなされていない限りにおいて、全体としての死亡による権利の承継は、被相続人がその死亡時にその常居所を有していた国の法に服する。

(2) 例外的に、その状況全体から、被相続人が、その死亡時に、第 1 項によればその法が適用されるべきである国とは異なる国と、明らかにより密接な関係を有していたことが明らかになる場合には、死亡による権利の承継にはこの異なる国の法が適用されなければならない。

第 22 条 (法の選択) (1) 人は、その死亡による権利の承継について、その者がその法選択時又はその死亡時に属している国の法を選択することができる。

複数の国籍を有する者は、その者が、その法選択時又はその死亡時に属している国のうちの一つの国の法を選択することができる。

(2) その法選択は、死因処分の方式における意思表示 (Erklärung) において明示的に行われるか、又はそのような処分の条項 (den Bestimmungen; the terms) から明らかになるものでなければならない。

(3) それによってその法選択が行われるところの、法的行為の実体上の有効性 (Die materielle Wirksamkeit der Rechtshandlung) は、選択された法に服する。

(4) 法選択の変更又は撤回は、死因処分の変更又は撤回についての方式規定に適合していなければならない。

第 23 条 (準拠法の適用範囲) (1) 全体としての死亡による権利の承継は、第 21 条又は第 22 条によって指定された法に服する。

(2) 以下の各号に掲げられた事項は、特に、この法に服する。

(a) 相続開始の原因、その時点及び場所

(b) 権利者の指定 (die Berufung der Berechtigten)、それぞれの持分及び場合によっては被相続人によって彼らに課され得る義務の決定、並びに生存配偶者の相続権又は生存している生活パートナーの遺産に対する請求権 (der Nachlassansprüche des überlebenden... Lebenspartners) を含む、遺産に対するその他の権利の決定

(c) 相続能力

(d) 相続権剥奪及び相続の欠格

(e) 相続又は遺贈の承認又は放棄の要件及びその効果を含む、相続人及び場合によっては受遺者に対する遺産に属する財産的価値、権利及び義務の移転 (der Übergang)

(f) 特に、財産の譲渡及び債権者への弁済 (die Befriedigung der Gläubiger) に関する、相続人、遺言執行者及びその他の遺産管理人の権限、ただし、第 29 条第 2 項及び第 3 項による権限の行使を妨げない。

(g) 遺産債務についての責任

(h) 遺産の処分可能分 (der verfügbare Teil des

Nachlasses)、遺留分、及びその他の遺言の自由に対する制限、場合によっては遺産又は相続人に対する被相続人の近親者の請求権

(i) 個々の権利者の持分の決定に際しての、無償の出捐の清算及び算入

(j) 遺産の分割

第 24 条 (相続契約以外の死因処分) (1) 相続契約以外の死因処分の許容性 (Die Zulässigkeit) 及びその実体上の有効性 (die materielle Wirksamkeit) は、その処分を作成した者がその処分が作成された日に死亡したならばこの規則に従ってその者の死亡による権利の承継に適用されたであろう法に服する。

(2) 第 1 項の規定にかかわらず、人は、その死因処分の許容性及び実体上の有効性について、その者が、第 22 条に従って、そこで言及された条件のもとで選択することができたであろう法を選択することができる。

(3) 第 1 項の規定は、相続契約以外の死因処分の変更又は撤回について、準用される。第 2 項の規定に従って法選択がなされた場合には、その変更又は撤回は、選択された法に服する。

第 25 条 (相続契約) (1) 一人の者の遺産のみに関係する相続契約の許容性、その実体上の有効性、及びその解消 (Auflösung) の要件を含む当事者間の拘束力 (die Bindungswirkungen) は、その相続契約が締結された日にその者が死亡したならばこの規則に従ってその者の死亡による権利の承継に適用されたであろう法に服する。

(2) 複数の者の遺産に関係する相続契約は、その相続契約が締結された日に彼らが死亡したならばこの規則に従って個々の当事者の権利の承継に適用されたであろうすべての法に従って (nach jedem der Rechte; under all the laws) 許容される場合にのみ、許容される。

第 1 文に従って許容される相続契約の、実体上の有効性及び当事者間の拘束力は、その解消 (Auflösung) の要件も含めて、第 1 文において言及された法のうちでその相続契約が最も密接な関係を有する法に服する。

(3) 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当事者は、その相続契約の許容性、実体上の有効性、及びその解消 (Auflösung) の要件を含む当事者間の拘束力について、そ

の遺産が関係する者〔相続契約の当事者〕の一人又は複数の者が第 22 条に従ってそこで言及された条件のもとで選択することができたであろう法を選択することができる。

第 26 条（死因処分の実体上の有効性）（1）第 24 条及び第 25 条の意味における実体上の有効性には、以下の各号に掲げられた事項が含まれる。

(a) 死因処分を作成する者の遺言能力 (die Testierfähigkeit; the capacity...to make such a disposition)

(b) 死因処分を作成する者が特定の者に有利になるような処分をすることを禁止し、又はある者が死因処分を作成する者から遺産財産を受領することを禁止する特別の原因

(c) 死因処分の作成における代理の許容性

(d) その処分の解釈

(e) 詐欺、強迫、錯誤、及びその処分を作成する者の意思の瑕疵 (Willensmängel) 又は遺言意思に関するその他のすべての問題

(2) ある者が、第 24 条又は第 25 条に従って適用されるべき法によれば死因処分をなす能力を有していた場合には、適用されるべき法の事後の変更は、その処分の変更又は撤回に関するその能力に影響を及ぼさない。

第 27 条（書面による死因処分の方式上の有効性）（1）書面による死因処分は、その方式が以下の各号に掲げられたいずれかの法に適合している場合には、その方式に関して有効である。

(a) その処分が作成され、又はその相続契約が締結された国の法

(b) 被相続人又はその死亡による権利の承継が相続契約に関係している者〔相続契約の当事者〕のうちの少なくとも一人が、その処分の作成時、若しくはその相続契約の締結時、又はその死亡時において属していた国の法

(c) 被相続人又はその死亡による権利の承継が相続契約に関係している者のうちの少なくとも一人が、その処分の作成時、若しくはその相続契約の締結時、又はその死亡時においてその住所 (Wohnsitz; domicile) を有していた国の法

(d) 被相続人又はその死亡による権利の承継が相続契約に関係している者のうちの少なくとも一人が、その処分の作成時、若しくはその相続契約の締結時、又はその死亡時においてその常居所を有していた国の法

(e) 不動産が問題となる限りにおいて、不動産が存在する国の法

被相続人又はその死亡による権利の承継が相続契約に関係している者の一人が特定の国に住所を有していたか否かは、その国において妥当している法が規律する。

(2) 第 1 項の規定は、それによって以前の処分が変更又は撤回される死因処分にも適用される。その変更又は撤回は、その方式が、変更され又は撤回された死因処分がそれによれば第 1 項の規定に従って有効であった法秩序のいずれか一つの方式上の要件を満たしている場合にも、その方式に関して有効である。

(3) 本条の目的のために、被相続人又はその死亡による権利の承継が相続契約に関係している者の年齢、国籍又はその他の人的な身分に関連して、死因処分について許容された方式を制限する法の規定は、方式に属するものとみなされる。死因処分の有効性について必要とされる証人が有すべき資格についても同様である。

第 28 条（承認又は放棄の意思表示の方式上の有効性）相続、遺贈若しくは遺留分の承認若しくは放棄に関する意思表示、又は意思表示を行う者の責任の制限に関する意思表示は、次の各号のいずれかの法の方式上の要件を満たす場合には、その方式に関して有効である。

(a) 第 21 条又は第 22 条に従って死亡による権利の承継に適用されるべき法

(b) 意思表示を行う者がその常居所を有する国の法

第 29 条（特定の状況における遺産管理人の選任及びその権限に関する特別の規定）（1）この規則に従ってその裁判所が相続事件における裁判について管轄権を有する国の法によれば、管理人の選任が義務的である場合、又は申立てに基づいて (auf Antrag) 義務的である場合であって、死亡による権利の承継に適用されるべき法が外国法である場合には、この加盟国の裁判所は、訴えを提起された場合には、本条において定められた条件のもとで、その固有の法に従って、一人又は複数人の遺産管理人を

選任することができる。

本項に従って選任された管理人は、被相続人の遺言を執行し、かつ／又は死亡による権利の承継に適用されるべき法に従ってその遺産を管理する権限を有する。この法が、権利者ではない者による遺産の管理について規定していない場合には、管理者が選任されなければならない加盟国の裁判所は、その法がそのように規定している場合であって、権利者間において、又は権利者と遺産債権者若しくは被相続人の債務を保証したその他の者との間において、深刻な利害の対立(einen schwerwiegenden Interessenskonflikt)が存在する場合、遺産の管理に関する当事者間の不一致(Uneinigkeit)が存在する場合、あるいはその財産的価値の性質に基づいてその管理が困難である遺産が問題となる場合には、その固有の法に基づいて、第三者の管理人(einen Fremdverwalter)を選任することができる。

本項に従って選任された管理人は、第2項又は第3項において言及された権限を行使する資格を有する。

(2) 第1項に従って選任された者は、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従って行使することができる遺産の管理に関する権限を行使することができる。管理人を選任する裁判所は、その裁判において、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従って、この権限の行使について特別の条件を定めることができる。

死亡による権利の承継に適用されるべき法が、遺産財産を維持し、又は遺産債権者若しくは被相続人の債務を保証したその他の者の権利を保護するのに十分な権限を規定していない場合には、管理人を選任する裁判所は、その管理人が、このためにその固有の法において定められている権限を補充的に行使することを許可する決定をし、その裁判において、この法に従って、この権限の行使について特別の条件を定めることができる。

〔しかしながら、〕そのような補充的な権限の行使に際しては、その管理人は、遺産財産の所有権の移転、遺産債務についての責任、場合によっては相続を承認し又は放棄する権利を含む権利者の権利、及び場合によっては被相続人の遺言執行者の権限に関して、死亡による権利の承継に適用されるべき法を遵守する。

(3) 第2項の規定にかかわらず、第1項の規定に従って一人又は複数人の管理人を選任する裁判所は、死亡によ

る権利の承継に適用されるべき法が第三国の法である場合には、例外的に、管理人が選任される加盟国の法において定められたすべての管理権限をこれらの管理人に付与する決定をすることができる。

しかしながら、これらの権限の行使に際しては、遺産管理人は、特に、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従った、権利者の決定、及び遺留分請求権、又は遺産若しくは相続人に対するその請求権を含む、その遺産に対する請求権の決定を尊重する。

第30条(特定の財産的価値に関してその死亡による権利の承継を制限し、又はそれに影響を与える特別の規定) 特定の不動産、事業、及びその他の種類の財産的価値が存在する国の法において、経済的、家族的又は社会的な考慮に基づいて、それらの財産的価値に関して、その死亡による権利の承継を制限し又はそれに影響を与えるところの特別の規定は、それが、その国の法によれば、死亡による権利の承継に適用されるべき法とは関わりなく適用されなければならない場合に限り、その死亡による権利の承継に適用されなければならない。

第31条(物権の適応(Anpassung dinglicher Rechte)) ある者が死亡による権利の承継に適用されるべき法によればその者に帰属する物権を主張する場合であって、その権利が主張される加盟国の法が当該物権を知らない場合には、この権利は、必要でありかつ可能な限りにおいて、この加盟国の法秩序において最も類似した物権に適応させられなければならない、その際には、上記の物権によって追求された目的及び利益、並びにそれと結びつけられた効力(die mit ihm verbundenen Wirkungen)が顧慮されなければならない。

第32条(同時死亡(Kommorienten)) その死亡による権利の承継が異なる法に服する二人又はそれ以上の者が、その死亡の先後が不確定な状況において死亡した場合であって、これらの法が、この事情について異なって規定しているか、又は何も規定していない場合には、死亡した者のうちのいずれの者も、他の者の遺産に対する請求権を有しない。

第 33 条 (相続人不存在の遺産(Erbenloser Nachlass))
この規則に従って死亡による権利の承継に適用されるべき法によれば、その遺産目的物について死因処分によって指定された相続人又は受遺者も、法定相続人としての自然人も存在しない場合には、この法の適用は、加盟国又はこの加盟国によってこの目的のために指定された機関(Einrichtung;entity)が、〔その固有の法に従って〕この加盟国の領土内に存在する遺産財産を取得する(sich...aneignen;appropriate)権利を妨げない、ただし、債権者がその遺産全体からその債権の満足を求める権利を有することを条件とする。

第 34 条 (反致及び転致(Rück- und Weiterverweisung))
(1) この規則に従って適用されるべき第三国の法は、その国際私法の規定を含む、この国において妥当している法の規定と解釈されなければならない、ただし、その法が、次の各号のいずれかの法に反致又は転致する場合に限る。

- (a) ある加盟国の法
 - (b) その固有の法を適用するであろうところの、〔その第三国とは〕異なる第三国の法
- (2) 第 21 条第 2 項、第 22 条、第 27 条、第 28 条第 b 号及び第 30 条において言及された法秩序による反致及び転致は、顧慮されるべきではない。

第 35 条 (公の秩序(ordre public)) この規則に従って指定された国の法の規定の適用は、その適用が、訴えを提起された裁判所の国〔法廷地国〕の公の秩序(ordre public)と明らかに両立し得ない場合にのみ、拒絶され得る。

第 36 条 (一つよりも多い法体系を有する国〔地域的不統一 法 国 〕 — 準 国 際 私 法 (Interlokale Kollisionsvorschriften)) (1) この規則が、それぞれが死亡による権利の承継についての固有の法の規定を有するところの、複数の地域的構成単位を含む国の法を指定する場合には、この国の準国際私法の規定(die internen Kollisionsvorschriften)が、その法の規定が適用されるべき地域的構成単位を決定する。

- (2) そのような準国際私法の規定がない場合には、

(a) 第 1 項において言及された国の法の参照(jede Bezugnahme;any reference)は、被相続人の常居所に関連する規定に基づいて適用されるべき法が決定される場合には、被相続人がその死亡時にその常居所を有していた地域的構成単位の法の参照と解釈されなければならない。

(b) 第 1 項において言及された国の法の参照は、被相続人の国籍に関連する規定に基づいて適用されるべき法が決定される場合には、被相続人がその死亡時に最も密接な関係を有していた地域的構成単位の法の参照と解釈されなければならない。

(c) 第 1 項において言及された国の法の参照は、その他の連結点に関連するその他の規定に基づいて適用されるべき法が決定される場合には、関連する連結点が存在する地域的構成単位の法の参照と解釈されなければならない。

(3) 第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項において言及された国の法の参照は、第 27 条に従って適用されるべき法が決定される場合であって、その国に準国際私法がない場合には、被相続人又はその死亡による権利の承継がその相続契約に関係する者〔相続契約の当事者〕が最も密接な関係を有していた地域的構成単位の法の参照と解釈されなければならない。

第 37 条 (一つよりも多い法体系を有する国〔人的不統一 法 国 〕 — 人 際 私 法 (Interpersonale Kollisionsvorschriften)) ある国において、その死亡による権利の承継について、異なる人的集団(Personengruppen)に関する二つ又はそれ以上の法体系又は規定の集合(Regelwerke;the...set of rules)が妥当している場合には、この国の法の参照(Bezugnahme;reference)は、この国において妥当している規定によって決定された法体系又は規定の集合の参照と解釈されなければならない。そのような規定がない場合には、被相続人が最も密接な関係を有していた法体系又は規定の集合が適用されなければならない。

第 38 条 (国内における法の抵触に対するこの規則の不適用) それぞれが死亡による権利の承継についての固有の法の規定を有するところの、複数の地域的構成単位を

含む加盟国は、これらの地域的構成単位の法秩序の間の牴触については、この規則を適用する義務を負わない。

第 4 章 裁判の承認、執行可能性及び執行

第 39 条 (承認) (1) ある加盟国において下された裁判は、他の加盟国において、これについて特別な手続を必要とすることなく、承認される。

(2) ある裁判が承認され得るか否かという問題自体が係争の対象(den Gegenstand eines Streites)である場合には、その承認を主張するすべての当事者は、第 45 条から第 58 条の手続において、その裁判が承認され得ることの確認を申し立てることができる。

(3) その承認が、その裁判がその承認に依存する加盟国の裁判所における法律上の争訟において申し立てられる場合には、この裁判所はその承認に関して決定することができる。

第 40 条 (裁判の不承認の理由) 裁判は、以下の各号のいずれかに該当する場合には承認されない。

(a) その承認が、それが主張される加盟国の公の秩序(ordre public)と明らかに矛盾する場合

(b) 出廷しなかった(sich auf das Verfahren nicht eingelassen hat)被告に対して、時機を失することなく、かつ自己を防御することができる方法で、手続を開始する書類又は同価値の書類が送達されなかった場合、ただし、被告がその裁判に対して異議を申し立てることが可能であったにもかかわらず、これを行わなかった場合はこの限りではない。

(c) それが、その承認が主張される加盟国において、同一の当事者間の手続において下された裁判と両立し得ない場合

(d) それが、同一の当事者間において、同一の請求権に基づく手続において、他の加盟国又は第三国において先に下された裁判と両立し得ない場合、ただし、先に下された裁判が、その承認が主張される加盟国においてその承認に必要な不可欠な要件を満たしている場合に限り。

第 41 条 (実質的再審査の禁止 (Ausschluss einer Nachprüfung in der Sache)) 他の加盟国において下さ

れた裁判は、いかなる場合であっても、実質的に再審理されてはならない。

第 42 条 (承認手続の停止) 他の加盟国において下された裁判の承認が主張される加盟国の裁判所は、その裁判に対して通常の法的救済(ein ordentlicher Rechtsbehelf;un recours ordinaire)が申し立てられている場合には、その手続を停止することができる。

第 43 条 (執行可能性) ある加盟国において下され、かつこの国において執行可能な裁判は、それが、権利者の申立てにより、他の加盟国において(dort)、第 45 条から第 58 条の手続に従って執行可能であると宣言された場合には、他の加盟国において執行可能である。

第 44 条 (住所の決定 (Bestimmung des Wohnsitzes;Determination of domicile)) 第 45 条から第 58 条の手続の目的のために、ある当事者が執行加盟国の領土内に住所を有するか否かが決定されなければならない場合には、その手続を担当する裁判所は、その固有の法を適用する。

第 45 条 (地域的に管轄権を有する裁判所 (Örtlich zuständiges Gericht)) (1) 執行宣言の申立ては、裁判所又は、執行加盟国によって欧州委員会に対して第 78 条に従って通知されたところの、執行加盟国の管轄権を有する当局に対してなされなければならない。

(2) 地域的な管轄権は、その者に対してその執行が行われるべき当事者の住所地(den Ort des Wohnsitzes;the place of domicile)、又はその執行が行われるべき場所によって決定される。

第 46 条 (手続) (1) 申立ての手続(das Verfahren der Antragstellung)については、執行加盟国の法が基準である。

(2) 申立人(Antragsteller)は、執行加盟国において郵便住所(eine Postanschrift;a postal address)又は権限を与えられた代理人(einen bevollmächtigten Vertreter;an authorised representative)を有している(über... verfügt;have)ことを要求され得ない。

(3) 申立てには、以下の書類が添付されなければならない。

(a) その証拠力(Beweiskraft)〔真正(authenticity)〕について必要とされる要件を満たしている裁判の謄本

(b) 第 82 条第 2 項の協議手続(Beratungsverfahren;the advisory procedure)に従って作成された書式を利用して、本源加盟国の裁判所又は権限を有する当局によって発行された証明書(die Bescheinigung;the attestation)、ただし、第 47 条の規定の適用を妨げない。

第 47 条（証明書の不提出 (Nichtvorlage der Bescheinigung)） (1) 第 46 条第 3 項第 b 号の証明書が提出されない場合には、裁判所又は権限を与えられたその他の当局は、証明書が提出されなければならない期間を定め、若しくは同価値の文書を受領し(sich mit... begnügen;accept)、又は裁判所が十分な情報を有していると考ええる場合には証明書の提出を免除する(von... absehen;dispense with)ことができる。

(2) 裁判所又は権限を有する当局の要求により、その書類の翻訳が提出されなければならない。その翻訳は、加盟国の一つにおいて翻訳を作成する資格を有する者によって作成されなければならない。

第 48 条（執行宣言） 第 46 条において定められた正規の手続(die...Förmlichkeiten;the formalities)が履行され次第、その裁判は、第 40 条による審査が行われることなしに、遅滞なく(unverzüglich)、執行可能であると宣言される。その者に対して執行が行われるべき当事者は、その手続のこの段階においては(in diesem Abschnitt des Verfahrens)、執行宣言の申立てに関して意見を述べる(eine Erklärung abgeben;make any submissions on the application;présenter d'observations concernant la demande)いかなる機会も与えられない。

第 49 条（執行宣言の申立てに関する裁判の通知） (1) 執行宣言の申立てに関する裁判は、申立人に対して、執行加盟国の法が定める方式において遅滞なく(unverzüglich)通知される。

(2) 執行宣言、及びその送達(dies)まだ行われていない限りにおいてその裁判は、その者に対して執行が行われ

るべき当事者に対して送達される。

第 50 条（執行宣言の申立てに関する裁判に対する法的救済） (1) 執行宣言の申立てに関する裁判に対しては、

すべての当事者が法的救済を申し立てることができる。(2) その法的救済は、当該加盟国が第 78 条に従って欧州委員会に対して通知した裁判所において申し立てられる。

(3) その法的救済に関しては、当事者双方の聴取(beiderseitigem rechtlichem Gehör)を伴う手続について基準となる規定に従って決定される。

(4) その者に対して執行が行われるべき当事者が、申立人の法的救済を担当する裁判所に出廷しない(Lässt sich... auf das Verfahren... ein)場合には、第 16 条は、その者に対して執行が行われるべき当事者がその住所を加盟国の領土に有していない場合でも適用されなければならない。

(5) 執行宣言に対する法的救済は、その送達後 30 日以内に申し立てられなければならない。その者に対して執行が行われるべき当事者が、執行宣言が下されたのとは異なる加盟国の領土にその住所を有する場合には、法的救済のための期間は 60 日であり、その執行宣言が本人又はその住所に送達された日から開始する。遠距離を理由とする(wegen weiter Entfernung)この期間の延長は認められない。

第 51 条（法的救済に関する裁判に対する法的救済） その法的救済に関して下された裁判に対しては、当該加盟国が、第 78 条に従って、欧州委員会に対して通知した法的救済のみが申し立てられ得る。

第 52 条（執行宣言の拒絶又は破棄） 執行宣言は、第 50 条又は第 51 条に従って法的救済を担当する裁判所によって、第 40 条に列挙された理由によつてのみ、拒絶され又は破棄され得る。その裁判所は遅滞なく(unverzüglich)その裁判を行う。

第 53 条（手続の停止） 第 50 条又は第 51 条に従ってその法的救済を担当する裁判所は、その裁判が、法的救済の申立てにより、本源加盟国において、一時的に

(vorläufig)執行することができない場合には、債務者の申立てにより (auf Antrag des Schuldners; on the application of the party against whom enforcement is sought)、その手続を停止することができる。

第 54 条 (保護措置を含む仮の措置) (1) ある裁判がこの章に従って承認されなければならない場合には、申立人は、第 48 条による執行宣言を必要とすることなく、執行加盟国の法に従って保護措置を含む仮の措置を要求することを妨げられない。

(2) 執行宣言は、法に基づいて (von Rechts wegen; by operation of law) 保護のための措置を講じる権限を含む。

(3) 第 50 条第 5 項において定められた執行宣言に対する法的救済についての期間が進行中であって、かつその法的救済に関して決定がなされていない限りにおいて、債務者の財産に対する強制執行は、保護のための措置を越えてはならない。

第 55 条 (一部執行 (Teilvollstreckbarkeit)) (1) 複数の請求権に関する裁判が下され、その執行宣言がすべての請求権については付与され得ない場合には、裁判所又は権限を有する当局は、この請求権のうちの一つ又は複数について執行宣言を付与する。

(2) 申立人は、その裁判の目的の一部についてのみその執行宣言が付与されることを申し立てることができる。

第 56 条 (訴訟費用の扶助 (Prozesskostenhilfe)) 本源加盟国において、申立人に対して、全部又は一部の、訴訟費用の扶助、又は費用及び手数料の免除が認められる場合には、申立人は、執行宣言の手続において、訴訟費用の扶助、又は費用及び手数料の免除に関して、執行加盟国の法が定める最も有利な取り扱いを享受する。

第 57 条 (無保証又は無供託 (Keine Sicherheitsleistung oder Hinterlegung)) ある加盟国において、他の加盟国において下された裁判の承認、執行宣言又は執行を申し立てる当事者は、外国人としてのその資格に基づいて (wegen ihrer Eigenschaft als Ausländer)、又は執行加盟国の国内に住所若しくは居所がないことに基づいて (wegen Fehlens eines inländischen Wohnsitzes oder

Aufenthalts)、それがいかなる名称のもとであっても、保証又は供託を課されてはならない。

第 58 条 (無印紙税又は無手数料 (Keine Stempelabgaben oder Gebühren)) 執行加盟国においては、執行宣言の手続において、その訴訟物の価額に従って等級に分けられた (nach dem Streitwert abgestuft) いかなる印紙税又は手数料も徴収されてはならない。

第 5 章 公文書及び裁判上の和解

第 59 条 (公文書の受領 (Annahme; Acceptance)) (1) ある加盟国において作成された公文書は、他の加盟国において、本源加盟国におけるのと同じの形式的証拠力 (die gleiche formelle Beweiskraft; the same evidentiary effects)、又はそれと最も類似した効力 (die damit am ehesten vergleichbare Wirkung) を有する、ただし、これが当該加盟国の公の秩序 (ordre public) と矛盾することが明らかである場合にはこの限りではない。

ある公文書を他の加盟国において利用したい者は、本源加盟国においてその公文書を作成する当局に対して、第 81 条第 2 項の協議手続に従って作成された、本源加盟国における形式的証拠力を記載する書式に記入することを要請することができる (kann...ersuchen)。

(2) 公文書の真正 (die Authentizität; the authenticity) に関する異議は、本源加盟国の裁判所において申し立てられなければならない、この異議に関しては、この国の法に従って決定される。そのような異議が申し立てられた公文書は、その異議申立て (die Sache; the challenge) が管轄権を有する裁判所において係属している限りにおいて、他の加盟国においては、いかなる証拠力も発揮しない。

(3) 公文書に記録された (in...beurkundeten; recorded in) 法律行為又は法律関係に関する異議は、この規則に従って管轄権を有する裁判所において申し立てられなければならない、この異議に関しては、第 3 章に従って適用されるべき法に従って決定される。そのような異議が申し立てられた公文書は、その異議申立てが管轄権を有する裁判所において係属している限りにおいて、本源加盟国以外の加盟国においては、異議を申し立てられた事項

(des bestrittenen Umstands;the matter being challenged)に関しては、いかなる証拠力も(keine Beweiskraft;not...any evidentiary effect)発揮しない。

(4) ある加盟国の裁判所における裁判が、ある公文書に記録された、相続事件における法律行為又は法律関係に関する先決問題の解決(der Klärung einer Vorfrage;the determination of an incidental question)に依存する場合には、この裁判所は、この先決問題に関する裁判について管轄権を有する。

第 60 条 (公文書の執行可能性(Vollstreckbarkeit)) (1) 本源加盟国において執行可能である公文書は、他の加盟国において、権利者の一人の申立てにより(auf Antrag eines Berechtigten;on the application of any interested party)、第 45 条から第 58 条の手続に従って、執行可能であると宣言される。

(2) 第 46 条第 3 項第 b 号の目的のために、公文書を作成した当局は、権利者の一人の申立てにより(auf Antrag eines Berechtigten;on the application of any interested party)、第 81 条第 2 項の協議手続に従って作成された書式を利用して証明書を発行する。

(3) 執行宣言は、第 50 条又は第 51 条に従って法的救済を担当する裁判所によって、その公文書の執行が執行加盟国の公の秩序(ordre public)と矛盾することが明らかである場合にのみ、拒絶又は破棄される。

第 61 条 (裁判上の和解の執行可能性(Vollstreckbarkeit gerichtlicher Vergleiche)) (1) 本源加盟国において執行可能である裁判上の和解は、他の加盟国において、権利者の一人の申立てにより(auf Antrag eines Berechtigten;on the application of any interested party)、第 45 条から第 58 条の手続に従って、執行可能であると宣言される。

(2) 第 46 条第 3 項第 b 号の目的のために、その和解を承認し(gebilligt hat)又はその面前においてその和解が締結された裁判所は、権利者の一人の申立てにより(auf Antrag eines Berechtigten;on the application of any interested party)、第 81 条第 2 項の協議手続に従って作成された書式を利用して証明書(eine Bescheinigung)を発行する。

(3) 執行宣言は、第 50 条又は第 51 条に従って法的救済を担当する裁判所によって、裁判上の和解の執行が、執行加盟国の公の秩序(ordre public)と矛盾することが明らかである場合にのみ、拒絶又は破棄される。

第 6 章 欧州相続証明書

第 62 条 (欧州相続証明書の導入) (1) この規則によって、他の加盟国における利用のために発行され、第 69 条に列挙された効力を発揮するところの、欧州相続証明書(以下、「証明書(Zeugnis)」という。)が導入される。

(2) 証明書の利用は、義務的なものではない。

(3) 証明書は、加盟国において類似の目的のために利用されている国内の文書に取って代わるものではない。しかしながら、他の加盟国における利用のためのその発行後においては、証明書は、この章に従ってそれを発行した当局の加盟国においても、第 69 条において列挙された効力を発揮する。

第 63 条 (証明書の目的) (1) 証明書は、他の加盟国においてその法的地位を援用し、相続人若しくは受遺者としての権利、又は遺言執行者若しくは遺産管理人としての権限を行使しなければならない、相続人、遺産に対する直接の権利を有する受遺者、遺言執行者、又は遺産管理人による利用のために定められている。

(2) 証明書は、特に、以下の各号に掲げられた事項うちの一つ又は複数の事項を証明するために利用され得る。

(a) 法的地位、及び／又は証明書において言及されたそれぞれの相続人若しくは場合によっては受遺者の権利、及びその遺産に対するそれぞれの持分

(b) 証明書において、相続人又は場合によっては受遺者として言及された者に対する、特定の財産的価値、又は遺産を構成する特定の財産的価値の配分

(c) 証明書において言及された者の、遺言の執行又は遺産の管理に関する権限

第 64 条 (証明書の交付についての管轄) 証明書は、その裁判所が、第 4 条、第 7 条、第 10 条又は第 11 条に従って管轄権を有する加盟国において発行される。発行当局は、次の各号のいずれかである。

(a) 第3条第2項の意味における裁判所

(b) 国内法に従って相続事件について権限を有するその他の当局

第65条（証明書の発行の申立て）（1）証明書は、第63条第1項において言及された者のいずれか（以下、「申立人(Antragsteller)」という。）の申立てにより、発行される。

(2) 申立人は、申立てのために(Für die Vorlage eines Antrags)、第81条第2項の協議手続に従って作成された書式を利用することができる。

(3) 申立ては、それが申立人に知られており、かつ申立人がその証明を求める事項(des Sachverhalts;the elements)を記載するために発行当局によって必要とされる限りにおいて、以下の各号に列挙された情報(die...Angaben;the information)を含むものでなければならない、そして、その申立てには、関連するすべての文書が、原本又はその証拠力のために(ihre Beweiskraft;to establish their authenticity)必要とされる要件を満たす謄本の方式において添付されなければならない、ただし、第66条第2項の規定の適用を妨げない。

(a) 被相続人に関する情報：姓（場合によっては旧姓）、名、性別、生年月日、出生地、民事上の身分関係(Personenstand:civil status:état civil)、国籍、個人識別番号(Identifikationsnummer;identification number)（存在する場合に限る）、その死亡時の所番地(Anschrift;address)、死亡の日付及び場所

(b) 申立人に関する情報：姓(場合によっては旧姓)、名、性別、生年月日、出生地、民事上の身分関係、国籍、個人識別番号（存在する場合に限る）、所番地、場合によっては被相続人との血族関係又は姻族関係

(c) 場合によっては、申立人の代理人に関する情報：姓（場合によっては旧姓）、名、所番地及び代理権の証拠(Nachweis der Vertretungsmacht)

(d) 被相続人の配偶者又は〔生活〕パートナー、及び場合によってはかつての配偶者又は〔生活〕パートナーに関する情報：姓（場合によっては旧姓）、名、性別、生年月日、出生地、民事上の身分関係、国籍、個人識別番号（存在する場合に限る）及び所番地

(e) 場合によっては、死因処分による、及び／又は法定

相続に基づくその他の権利者に関する情報：姓名又は法人名、個人識別番号（存在する場合に限る）及び所番地

(f) 第63条に従って意図された(beabsichtigten:intended)証明書の目的

(g) 該当する限りにおいて、裁判所、又はそのようなものとして相続事件を担当し、又は担当していたところの、権限を有する当局の連絡先(Kontaktangaben;the contact details;les coordonnées)に関する情報

(h) 場合によっては、申立人が、申立人によって主張された遺産に対する権利、及び／又は被相続人の遺言の執行に関するその権限、及び／又はその遺産の管理に関するその権限をそれに基づかせる事情(den Sachverhalt;the elements)

(i) 被相続人が死因処分を作成したか否かに関する情報、原本も謄本も添付されない場合には、原本がどこに存在するかに関する情報

(j) 被相続人が、夫婦財産契約又は婚姻類似の効力を発揮する関係に関する契約を締結したか否かに関する情報、その契約の原本も謄本も添付されない場合には、原本がどこに存在するかに関する情報

(k) 権利者の一人が、相続の承認又は放棄に関する意思表示を行ったか否かに関する情報

(l) 申立人の知る限りにおいては証明されるべき事情に関するいかなる法律上の争訟(Rechtsstreit)も係属中ではないという内容の表明(eine Erklärung)

(m) 証明書の発行のために役立つと申立人によって判断されたその他の情報

第66条（申立ての審査）（1）申立ての到達後に、発行当局は、申立人によって送付された情報、意思表示、文書及びその他の証拠を審査する。発行当局は、その固有の法が、その調査を規定し、若しくは許容し、又は発行当局が必要と判断するさらなる証拠を提出することを申立人に要求する限りにおいて、この審査に必要な調査を職権によって行う。

(2) 申立人が、関連する文書の、その証拠力のために(ihre Beweiskraft;to establish their authenticity)必要とされる要件を満たすいかなる謄本をも提出することができなかった場合には、発行当局は、他の方式による証明を認める(akzeptiert;accept)ことを決定することができる

きる。

(3) 発行当局は、(その固有の法が規定している場合であって、かつそこで定められた条件のもとにおいてのみ、) 宣誓又は宣誓に代わる保証のもとで意思表示が行われることを要求することができる。

(4) 発行当局は、権利者に対して証明書の申立てについて通知するために必要とされるすべての措置を講じる。発行当局は、証明されるべき事情の確定(die Feststellung;the establishment)に必要である限りにおいて、すべての権利者、遺言執行者又は遺産管理人を聴取し、場合によっては、公示によってその他の権利者に対してその権利を行使する機会を与える。

(5) 本条の目的のために、ある加盟国の権限を有する当局は、他の加盟国の発行当局に対して、その要請に基づいて、特に、不動産登記簿、民事上の身分関係に関する登録簿、被相続人の死亡による権利の承継、夫婦財産制、又は類似の財産制に関連する(erheblich;relevance for;pertinents)文書又は事実が登録される登録簿に含まれている情報を提供する、ただし、その権限を有する当局が、国内法に従って、国内の他の当局の情報を提供する権限を有している場合に限る。

第 67 条 (証明書の発行) (1) 発行当局は、証明されるべき事情が、死亡による権利の承継に適用されるべき法、又は特有の事情(einen spezifischen Sachverhalt)に適用されるべきその他のあらゆる法に従って確定される場合には、この章において定められた手続に従って、遅滞なく、証明書を発行する。発行当局は、第 81 条第 2 項の協議手続に従って作成された書式を利用する。

発行当局は、特に、次の各号のいずれかに該当する場合には、証明書を発行しない。

(a) 証明されるべき事情に対する異議申立てが係属中である場合

(b) 証明書が、同一の事情に関する裁判と両立し得ないであろう場合

(2) 発行当局は、権利者に対して証明書の発行について通知するために必要とされるすべての措置を講じる。

第 68 条 (相続証明書の内容) 証明書は、証明書が発行される目的のためにその情報が必要である限りにおいて、

以下の各号に掲げられた情報を含む。

(a) 発行当局の名称及び所番地

(b) 書類整理記号(das Aktenzeichen)

(c) 発行当局が、証明書の発行についてのその管轄権を導き出す事情(die Umstände;the elements)

(d) 発行の日付

(e) 申立人に関する情報:姓(場合によっては旧姓)、名、性別、生年月日、出生地、民事上の身分関係、国籍、個人識別番号(存在する場合に限る)、所番地、及び被相続人との血族関係又は姻族関係

(f) 被相続人に関する情報: 姓(場合によっては旧姓)、名、性別、生年月日、出生地、民事上の身分関係、国籍、個人識別番号(存在する場合に限る)、その死亡時の所番地、死亡の日付及び場所

(g) 権利者に関する情報:姓(場合によっては旧姓)、名、及び個人識別番号(存在する場合に限る)

(h) 該当する限りにおいて、被相続人によって締結された夫婦財産契約に関する情報、又は被相続人によって締結されたところの、この関係に適用可能な法に従って婚姻類似の効力を発揮する関係に関する契約に関する情報、並びに夫婦財産制又は類似の財産制に関する情報

(i) 死亡による権利の承継に適用されるべき法、及びそれに基づいて適用されるべき法が決定された事情(die Umstände;the elements)

(j) 相続人、受遺者、遺言執行者又は遺産管理人の権利、及び／又は権限が導き出される事情に関する情報を含む、その死亡による権利の承継について任意相続によるのかそれとも法定相続によるのかに関する情報

(k) 該当する限りにおいて、それぞれの権利者に関する、相続の承認又は放棄の性質に関する情報

(l) それぞれの相続人の持分、及び場合によっては特定の相続人に帰属する権利、及び／又は財産的価値の一覧表(das Verzeichnis)

(m) 特定の受遺者に帰属する権利、及び／又は財産的価値の一覧表

(n) 相続人、及び場合によっては受遺者が、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従って、及び／又は死因処分によって服するところの、その権利の制限

(o) 遺言執行者、及び／又は遺産管理人の権限、並びに死亡による権利の承継に適用されるべき法による、及び

／又は死因処分によるこの権限の制限

第 69 条（証明書の効力）（1） 証明書は、すべての加盟国において、特別な手続を必要とすることなく、その効力を発揮する。

（2） 証明書は、死亡による権利の承継に適用されるべき法、又は特有の事情に適用されるべきその他の法に従って確定された事情(die Sachverhalte;elements)を、正確に 証 明 す る (zutreffend ausweist;accurately demonstrate)ことが推定される。証明書において相続人、受遺者、遺言執行者又は遺産管理人として言及された者は、証明書において言及された法的地位、及び／又は証明書に記載された権利又は権限を有すること、並びにこの権利又は権限は、証明書に記載された以外の条件、及び／又は制限には服さないことが推定される。

（3） 証明書に含まれた情報に基づいて、証明書においてその受領について(zur Entgegennahme)権限を有すると表示されている者に対して、支払いを行い(Zahlungen leistet)、又は財産的価値を引き渡す(übergibt)者は、その支払い又は財産的価値を受領する権限を有する者に対して行った者とみなされる、ただし、その者が、証明書が内容的に不正確である(inhaltlich unrichtig)ことを知っていた場合、又は重大な過失により(infolge grober Fahrlässigkeit)これを知らなかった場合はこの限りではない。

（4） 証明書において遺産財産を処分する権限を有すると表示されている者が、第三者のために遺産財産を処分する場合には、この第三者は、この者が、証明書に含まれた情報に基づいて行動する場合には、当該財産に関する処分権を有する者から取得した者とみなされる、ただし、その者が、証明書が内容的に不正確であることを知っていた場合、又は重大な過失によりこれを知らなかった場合はこの限りではない。

（5） 第 1 条第 2 項第 k 号及び第 1 号の規定にかかわらず、証明書は、加盟国の関連する登録簿に対する遺産財産の登録のための有効な文書(ein wirksames Schriftstück)である。

第 70 条（証明書の認証謄本(Beglaubigte Abschriften)）

（1） 発行当局は、証明書の原本を保管し、申立人及び正

当な利益を証明するその他のすべての者(jeder anderen Person, die ein berechtigtes Interesse nachweist)に対して、一通又は複数通の認証謄本を発行する。

（2） 発行当局は、第 71 条第 3 項及び第 73 条第 2 項の目的のために、第 1 項に従って認証謄本が発行された者の一覧表を保管する。

（3） 認証謄本は、その認証謄本においてその都度、満了日(ein Ablaufdatum)によって表示される 6 ヶ月の限定された期間において有効である。十分に正当化される例外的な事例においては(In ordnungsgemäß begründeten Ausnahmefällen)、それとは異なり、発行当局は、より長い有効期間を定めることができる。この期間の満了後には(Nach Ablauf dieses Zeitraums)、認証謄本を所持する者は、第 63 条において表示された目的において証明書を利用するために、発行当局において、認証謄本の有効期間の延長又は新たな認証謄本〔の発行〕を申し立てなければならない。

第 71 条（証明書の訂正(Berichtigung)、変更又は撤回(Widerruf)）（1） 発行当局は、誤記の事例において(im Falle eines Schreibfehlers)、正当な利益を証明する者のいずれかの請求又は職権により、証明書を訂正する。

（2） 発行当局は、証明書又は証明書の一部が内容的に不正確であることが確定している(feststeht)場合には、正当な利益を証明する者のいずれかの請求により、又は国内法によれば可能である場合に限りて職権により、証明書を変更又は撤回する。

（3） 発行当局は、第 70 条第 1 項に従って証明書の認証謄本が発行されたすべての者に対して、遅滞なく、証明書の訂正、変更又は撤回について通知する。

第 72 条（法的救済）（1） 発行当局が第 67 条に従って行った裁判は、証明書〔の発行〕を申し立てる権利を有する者によって異議を申し立てられ得る。

発行当局が第 71 条及び第 73 条第 1 項第 a 号に従って行った裁判は、正当な利益を証明する者によって異議を申し立てられ得る。

法的救済は、発行当局の加盟国の裁判所において、この国の法に従って申し立てられなければならない。

（2） 第 1 項による異議申立て(eine Anfechtungsklage;a

challenge)によって、発行された証明書が事実と合致していないことが確定される場合には、管轄権を有する司法当局は、証明書を訂正、変更又は撤回し、又は発行当局が証明書を訂正、変更又は撤回するように取り計らう(sorgt dafür:ensure)。

第 1 項による異議申し立てによって、発行の拒絶(die Versagung der Ausstellung)が正当化されないことが確定される場合には、管轄権を有する司法当局は、証明書を発行し、又は発行当局がその事件を新たに審査して新たな裁判を行うことを保証する(stellen sicher:ensure)。

第 73 条 (証明書の効力の停止) (1) 証明書の効力は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げられた機関によって、当該各号に掲げられた期間中、停止され得る。

(a) 正当な利益を証明する者による請求に基づいて、発行当局によって、第 71 条に従って証明書が訂正、変更又は撤回されるまで

(b) 第 72 条に従って発行当局によって行われた裁判に対して異議を申し立てる権利を有する者の申し立てにより、上訴裁判所〔司法当局〕によって(von dem Rechtsmittelgericht;by...the judicial authority)、法的救済が係属している間

(2) 発行当局、又は場合によっては、上訴裁判所〔司法当局〕は、第 70 条第 1 項に従って証明書の認証謄本が発行されたすべての者に対して、遅滞なく、証明書の効力の停止について通知する。

証明書の効力が停止している間は、さらなる認証謄本が発行されてはならない。

第 7 章 一般条項及び最終条項

第 74 条 (認証又は類似の正式な手続(Legalisation oder ähnliche Förmlichkeiten;Legalisation and other similar formalities)) この規則の枠組みにおいては、加盟国において発行される文書に関しては、認証も類似の正式な手続も必要とされない。

第 75 条 (既存の国際条約との関係(Verhältnis zu bestehenden internationalen Übereinkommen)) (1)

この規則は、この規則の採択時に一つ又はそれ以上の加盟国が当事国であり、かつこの規則において規律されている領域に關係する国際条約の適用に影響を及ぼさない。

特に、死因処分的方式に適用されるべき法に関する 1961 年 10 月 5 日のハーグ条約の当事国である加盟国は、遺言及び共同遺言の方式上の有効性に関しては、この規則の第 27 条の代わりに、今後も、この条約の規定が適用される。

(2) しかしながら、第 1 項の規定にかかわらず、この規則は、加盟国間においては、この規則において規律されている領域に關係する限りにおいて、専ら二つ又はそれ以上の加盟国間において締結された条約に優先する。

(3) この規則は、その条約の当事国である加盟国による 2012 年 6 月 1 日の国家間合意(der zwischenstaatlichen Vereinbarung)による改正版の、死亡による権利の承継、遺言及び遺産管理に関する国際私法規定についてのデンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン間の 1934 年 11 月 19 日の条約の適用とは矛盾しない、ただし、この条約が、次の各号に掲げられた事項について規定する場合に限られる。

(a) その条約に含まれる概念規定の意味における遺産管理の手続法上の観点、及び条約当事国の当局による遺産管理に関する援助に関する規定

(b) 相続事件における裁判の承認及び執行についての簡略化されかつ迅速化された手続

第 76 条 (理事会規則(EG)1346/2000 との関係) この規則は、破産手続に関する 2000 年 5 月 29 日の理事会規則(EG)1346/2000 [(10) 2000 年 6 月 30 日付官報 L シリーズ第 160 号 1 頁。] の適用に影響を及ぼさない。

第 77 条 (公衆のための情報) 加盟国は、当該情報が、民事及び商事事件における欧州司法ネットワークの枠組みにおいて公衆に自由に利用され得るように、相続事件について管轄権を有する種類の当局に関する情報、並びに相続、遺贈又は遺留分の承認又は放棄に関する意思表示を受領する権限を有する種類の当局に関する情報を含む、国内の相続法上の規定及び手続の短い要約(eine kurze Zusammenfassung)を欧州委員会に対して送付する。

加盟国は、その領土に存在する不動産の登記のために、通常の事例において(im Regelfall)必要とされるすべての文書、及び／又は情報が記載された説明書(Merkblätter)も提供する(stellen...bereit)。

加盟国はその情報を常に最新の状態に保つ。

第 78 条(連絡先及び手続に関する情報(Informationen zu Kontaktdaten und Verfahren;Information on contact details and procedures;Informations concernant les coordonnées et les procédures)) (1) 加盟国は、2014 年 1 月 16 日までに、欧州委員会に対して、以下の各号に掲げられた情報を通知する。

(a) 第 45 条第 1 項に従って執行宣言の申立てについて管轄権を有する裁判所又は当局、及び第 50 条第 2 項に従ってこのような申立てに関する裁判に対する法的救済について管轄権を有する裁判所又は当局の、名称及び連絡先

(b) 法的救済に関する裁判に対する、第 51 条において言及された法的救済

(c) 第 64 条に従って証明書の発行について管轄権を有する当局についての関連する情報

(d) 第 72 条において言及された法的救済

加盟国は、これらの情報の事後の変更に關して、欧州委員会に通知する。

(2) 欧州委員会は、第 1 項第 a 号において言及された裁判所及び当局の所管地及びその他の連絡先を除き、第 1 項に従って通知された情報を、欧州連合の官報において公表する。

(3) 欧州委員会は、第 1 項に従って通知されたすべての情報を、特に、民事及び商事事件における欧州司法ネットワークに関する、その他の適切な方法によって、公衆に利用可能な状態にする。

第 79 条(第 3 条第 2 項において定められた情報の一覧表(der Liste)の作成及び事後の変更) (1) 欧州委員会は、加盟国からの通知をもとにして、第 3 条第 2 項において言及されたその他の当局及び法律専門職の一覧表を作成する。

(2) 加盟国は、欧州委員会に対して、この一覧表に含まれている情報の事後の変更を通知する。欧州委員会はそ

れに従って一覧表を変更する。

(3) 欧州委員会は、その一覧表及び事後の変更を、欧州連合の官報において公表する。

(4) 欧州委員会は、第 1 項及び第 2 項に従って通知されたすべての情報を、特に、民事及び商事事件における欧州司法ネットワークに関する、その他の適切な方法によって、公衆に利用可能な状態にする。

第 80 条(第 46 条、第 59 条、第 60 条、第 61 条、第 65 条及び第 67 条による証明書(der Bescheinigungen)及び書式(der Formblätter)の作成及び事後の変更) 欧州委員会は、第 46 条、第 59 条、第 60 条、第 61 条、第 65 条及び第 67 条による証明書及び書式の作成及び事後の変更について、実施のための法的行為(法的文書)(Durchführungsrechtsakte;implementing acts)を採択する。この実施のための法的行為(法的文書)は、第 81 条第 2 項において言及された協議手続(Beratungsverfahren)に従って採択される。

第 81 条(委員会の手続(Ausschussverfahren)) (1) 欧州委員会は、委員会によって支援される。この委員会は、規則(EU)182/2011 の意味における委員会である。

(2) 本条項(diesen Absatz;this paragraph)に関連する場合は、規則(EU)182/2011 の第 4 条が適用される。

第 82 条(再検討) 欧州委員会は、欧州議会、理事会及び欧州経済社会評議会に対して、2025 年 8 月 18 日までに、異なる加盟国において並行して行われる相続に関する係争についての裁判外の和解〔仲裁〕(die...außergerichtliche Beilegung von Erbstreitigkeiten;out-of-court settlements)、又は他の加盟国における裁判上の和解(einem gerichtlichen Vergleich;a settlement before a court)と並行して行われる、ある加盟国における裁判外の和解〔仲裁〕との関連で生じる実務上の問題の評価を含む、この規則の適用に関する報告書(einen Bericht)を提出する。場合によっては、その報告書には、修正提案(Änderungsvorschläge)が添付される。

第 83 条(経過規定) (1) この規則は、2015 年 8 月 17

日又はその後に死亡した者の死亡による権利の承継に適用される。

(2) 被相続人が、2015年8月17日よりも前に、その死亡による権利の承継に適用されるべき法を選択した場合には、この法選択は、それが第3章の要件を満たす場合、又はそれが、被相続人がその常居所を有していた国若しくはその国籍を有していた国の、法選択の時点において妥当している国際私法の規定に従って〔指定された実質法に従って〕、有効である場合には、有効である。

(3) 2015年8月17日よりも前に作成された死因処分は、それが第3章の要件を満たす場合、又はそれが、被相続人がその常居所を有していた国若しくはその国籍を有していた国の、死因処分の作成の時点において妥当している国際私法の規定に従って〔指定された実質法に従って〕、許容され、かつ実体上及び方式上有効である場合には、許容され、かつ実体上及び方式上有効である。

(4) 2015年8月17日よりも前に、この規則によれば被相続人が選択し得たであろう法に従って死因処分が作成された場合には、この法は、死亡による権利の承継に適用されるべく選択された法とみなされる。

*訳出に際しては、主としてドイツ語版及び英語版を参照し、必要に応じてフランス語版も参照した。

第84条（施行） この規則は、欧州連合の官報における公表の20日後に施行される。

この規則は、2014年1月16日から適用される第77条及び第78条、並びに2012年7月5日から適用される第79条、第80条及び第81条を除いて、2015年8月17日から適用される。

この規則は、そのすべての部分において拘束力を有し、条約に従って、その加盟国において直接に適用される。

2002年7月4日に、ストラスブルクにおいて作成された。

欧州議會を代表して
表して

議長

マルティン・シュルツ

レアス・マヴロヤニス

(Martin

(Andreas D. MAVROYIANNIS)

理事会を代

議長

アンド

SCHULZ)

2 相続事件における管轄、準拠法、裁判及び公文書の承認及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する欧州議会・理事会規則のための提案（仮訳・抄訳）

相続事件における管轄、準拠法、裁判及び公文書の承認及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する欧州議会・理事会規則のための提案(KOM(2009) 154 endgültig)

理由書

1. 提案の文脈

1.1. 背景

欧州共同体の設立に関する条約（以下、「欧州共同体条約」という）第 61 条は、特に、民事事件における司法協力の分野における措置によって、自由、安全及び司法の領域を漸進的に構築することを予定している。第 65 条においては、この関連において、明示的に、「民事及び商事事件における裁判上及び裁判外の決定の承認及び執行の改革及び簡略化について」、並びに「加盟国において適用されている抵触規定及び管轄の抵触の回避についての規定の調和可能性の促進について」の措置が指示されている。相続法は、これに基づいてすでに採択された多数の法的行為（法的文書）（*der zahlreichen Rechtsakte; The numerous instruments*）、特に、〔理事会〕規則 (EG)44/2001 [(1) 2001 年 1 月 16 日付官報 L シリーズ第 12 号 1 頁。] の適用範囲からこれまで除外されてきた。

しかしながら、相続法についての EU の規律は、すでに 1998 年のウィーン行動計画 [(2) 1999 年 1 月 23 日付官報 C シリーズ第 19 号] において優先事項の一つとして予定されていた。ハーグ計画 [(3) 2004 年 11 月 4 日及び 5 日にブリュッセルで行われた欧州理事会、議長の結果論 (*die Schlussfolgerungen des Vorsitzes; the Presidency conclusions*)参照。] においては、準拠法、管轄、承認及び行政上の措置（相続証書の発行、遺言の登録 (*Registrierung von Testamenten*)) の問題を含む、相続法についての包括的な措置が要求されていた。影響評価の結論に従って、遺言の登録の問題は、将来の EU の発議権 (*Eine EU-Initiative; a future Community initiative*) の対象とされる。

1.2. 提案の理由及び目的

EU においては、この提案に添付された影響評価に関する報告書が明らかにするように、国境を越える相続事件が多数存在する。〔各国の〕実質法上の規定〔が様々であるの〕と同様に、国際管轄及び準拠法に関する規定が〔各国毎に〕様々であること、国際的な相続事件を委ねられ得る官庁が多数に及ぶこと、並びにそれらから生じ得る相続の分裂は、欧州連合における人の自由な移動を妨げるものである。そういうわけで、今日、外国との関連を有する相続事件に由来する権利を行使しようとする者は、相当な困難に直面している。さらに、それらの異なる規律は、欧州司法裁判所の不変の判例 [(4) EuGH, 28.4.1998, Rs. C-200/96, *Metronome Musik*, Slg. 1998, I-1953; EuGH, 12.7.2005, verb. Rs. C-154 und 155/04, *Alliance for Natural Health and others*, Slg. 2005, I-6451.] によれば裁判所がその尊重を保証しなければならない基本権に属するところの私有財産権の無制限の行使を妨げるものである。この提案の目的は、欧州連合に居住する者があらかじめその相続を規律することを可能にすること、そして相続人及び／又は受遺者、被相続人と結びつけられたその他の者、並びに遺産債権者の権利を実効的に保護することである。

2. 協議の結果—影響評価

この提案に先立って、加盟国、他の EU の機関及び公衆との広範囲に及ぶ協議が行われた。欧州委員会は「EU における国際相続法」と題する研究をドイツ公証人協会に委託し、それは 2002 年 11 月に公表された [(5) <http://www.successions.org>.]。2005 年 3 月 1 日に、欧州委員会は、相続法及び遺言法についてのグリーンペーパー [(6) KOM(2005) 65, <http://europa.eu/scadplus/leg/de/lvb/l16017.htm>.] を公表し、それに対して約 60 の回答 (*Beiträge*) が寄せられた。2006 年 11 月 30 日には公聴会が行われた [(7) http://ec.europa.eu/justice_home/news/consulting_public/successions/news_contributions_successions_en.htm.]。2006 年 3 月 1 日に、欧州委員会は、「欧州連合における婚姻及びその他の婚姻類似の生活パートナーシップの財産法上の効果、並びに相続法及び遺言法に関する専

門家グループ(PRM-III/IV)」を設置し〔(8)2006年3月1日付官報Cシリーズ第51号3頁。〕、2006年から2008年にかけて7回の会合が行われた。2008年6月30日に、欧州委員会は、国内の専門家との会合を行った。グリーンペーパーへの回答においては、この領域におけるEUの規律の必要性が確認され、特に、準拠法、管轄、裁判の承認及び執行、欧州相続証明書の導入に関する問題を規律する提案を採択することが支持された〔(9)http://ec.europa.eu/justice_home/news/consulting_public/successions/contributions/summary_contributions_successions_fr.pdf. Die Zusammenfassung der Beiträge liegt nur in französischer Sprache vor.〕。そのような規律は、欧州議会〔(10)2006年11月16日の決議(Entschließung)(P6_TA(2006)0496.)〕及び欧州経済社会評議会〔(11)2005年10月26日の意見(Stellungnahme)(2006年2月3日付官報Cシリーズ第28号1-5頁。)〕によっても支持された。欧州委員会は、この提案に添付された影響評価を行った。

3. 法的観点

3.1. 法的根拠

欧州共同体条約第67条第5項によれば、理事会は、「親族法上の側面」を除いて、欧州共同体条約第251条の共同決定手続において、第65条の措置を決定する。

北欧の国々を除く大多数の加盟国は、その財産法上の側面に基づいて、相続法を、親族とは区別された法分野とみなしている。実質法上も、二つの法領域の間には、少なからぬ差異が存在している。相続法の主たる目的は、相続財産の承継及びその実際の移転を規律することである。それに対して、親族法は、まず第一に、婚姻の締結、婚姻生活、親子関係(Abstammung)及び民事上の身分関係(Personenstand)と結びつけられた法的関係を規律する。その本質的な社会的機能は、親族の保護である。その法主体の意思が重要な役割を演じる相続法とは異なり、その法律関係の圧倒的多数が公序(ordre public)によって決定される家族法においては、個人の意思が役割を演じることとはほとんどない。

それゆえに、民事法のこの二つの部門は、相互に独立して規律され得るのに十分な程度に自律的である。そのうえ、第67条第5項の後段においては〔欧州共同体の権

限の〕例外が問題となるので、この規定は、その機能によって厳格に解釈され、かつ適切に適用されなければならない。それゆえに、この例外は、死亡による権利の承継に関するこの規則には適用されない。

共同体の機能は、ある措置が、域内市場が円滑にその機能を果たすために必要か否かに関する決定について一定の裁量の余地を有している。この提案は、国際的な相続事件についての加盟国の異なる規律から生じるところの、人の自由な移動に対するすべての障害を除去することを目的としている。

3.2. 補完性の原則(Subsidiaritätsprinzip)

この提案の目的は、市民の法的安定性及び予測可能性の利益において統一的でなければならない共通の規定によってのみ達成され得る。加盟国の一方的な行動は、非生産的であろう。確かに、1989年8月1日のハーグ相続準拠法条約〔(12) Haager Übereinkommen über das auf die Rechtsnachfolge von Todes wegen anzuwendende Recht vom 1.8.1989.〕は存在するが、この条約は発効していない。それに対して、終意処分の方式の準拠法に関する1961年10月5日のハーグ条約は、16の加盟国によって批准されている。その他の加盟国も共同体の利益においてこの条約を批准することが望ましい。

この提案によって除去されるべき問題の射程は、あらゆる協議及び研究において明らかにされている。

3.3. 均衡性の原則(Grundsatz der Verhältnismäßigkeit)及び手段の選択

提案は、その目的の達成のために必要な限度を超えるものではない。それは、加盟国の相続法の統一をもたらすものでもなく、加盟国の物権法の統一をもたらすものでもない。相続税法も手つかずのままである。それゆえに、国際的な相続事件においては、依然として、各国の課税体系間の抵触及びそれによる二重課税又は不平等な取り扱いが生じ得る。欧州委員会は2010年にこの問題についての報告を公表する予定である。

法的安定性及び予測可能性の要請が、明確かつ統一的な規定を要求する結果として、規則が必要である。この提案によって追求された目的は、その規定の適用につい

て、加盟国に裁量の余地が残される場合には、危険にさらされるだろう。

4. 各条項に対する注釈

4.1. 第1章：適用範囲及び概念規定

第1条

「死亡による権利の承継」という概念は、自律的に解釈されなければならない。それは、権利の承継に結びつけられたすべての観点、特に、遺産の承継、管理及び清算を含むものである。

死亡による権利の承継以外の方法によって発生し又は移転するすべての権利及び物は、除外される。これは、英米法において知られているすべての方式の「合有不動産権(joint tenancy)」(合有財産権者が相互に承継する一種の合有財産権)についてのみならず、すべての方式の民法上の無償の出捐についても妥当する。

信託について定められた例外は、この規則によって妥当する相続準拠法の適用を妨げるものではない。

第j号においては、その規則は、権利の承継の方法による物権の取得には適用されるが、この権利の内容には適用されない、ということが明確に規定されている。その規則は、加盟国の「物権法定主義」、物及び権利の性質決定、そのような権利の保有者の特権には影響を及ぼさない。したがって、相続法によって、物の所在地において知られていない物権を法的に有効に設定することは原則としてできない。相続準拠法は、所在地国において分裂をもたらすものであってはならないし、そこで知られていない所有権法上の変種を導入させるものであってはならない。すなわち、例えば、ある用益権をこの法制度を知らない国において設定することはできない。それに反して、この例外は、所在地の加盟国において知られている物権の、権利の承継の方法による移転については適用されない。

さらに、物権の公示、特に土地登記簿の機能及び登載又は不登載の効果は除外される。

第2条

裁判所：相続事件は、通例、裁判外において規律される。通常、相続は、裁判所の外で解決される。「裁判所」という概念は、この規則においては広く解釈され、裁判

所の管轄に属する権限を委譲されている限りにおいて、公証人や裁判所の書記官のようなその他の公職にある者をも含む。

4.2. 第2章：管轄

第4条

相続事件における裁判管轄に関する規定は、加盟国毎にかなり異なっている。このことから、複数の加盟国がその管轄権を表明する場合には積極的な管轄の抵触が生じ、いかなる裁判所も自らに管轄権があるとは考えない場合には消極的な管轄の抵触が生じる。この種の困難を回避するためには、統一的な管轄に関する規律が必要とされる。連結として加盟国において最も広く普及しているのは被相続人の最後の常居所地であり、それはしばしば遺産目的物の所在地と一致する。それゆえ、所在地国の裁判所は、(訴訟事件の手続と同様に非訟事件の手続においても)遺産全体及びそれと結びつけられたすべての観点に関して決定すべきである。

第5条

被相続人が他の加盟国の一つの法を選択した場合には、この加盟国の裁判所への移送が自動的に行われるべきではない。管轄権を有する裁判所は、特に、被相続人、相続人、受遺者及び債権者の利益、並びにその常居所を顧慮すべきである。この方法によって、特に、被相続人はその本国である加盟国とは異なる加盟国に短期間居住していたが、その家族は依然としてその本国である加盟国に居住しているという事例において、調和のとれた解決が見出され得る。

第6条

被相続人がその住所を第三国に有していた事例については、その相続事件が、遺産目的物の所在に基づいて、ある加盟国との密接な関係を示す場合には、この規定によって、共同体に属する相続人及び債権者に対する法的保護が保証される。

第9条

相続準拠法と物権準拠法(Realstatut)との密接な関連は、所在地である加盟国の法がその裁判所の介入を要求

する場合には、遺産目的物の所在地の特別な裁判籍を要求する。しかしながら、この裁判籍は、目的物の移転の物権法上の観点に厳密に制限される。

4.3. 第3章：準拠法

第16条

相続統一主義

動産遺産と不動産遺産とを区別し、動産遺産は被相続人の住所地国の法に従属させ、不動産は所在地法に従属させる相続準拠法の不都合が協議において明らかになった。この相続分割主義の結果として、相続人及びその持分、遺産の分割及び清算の決定について異なって規律する、異なる法がそれぞれについて基準となる複数の相続財団が生じる。この不都合は、相続統一主義に基づく規律によってのみ回避され、それにしたがって遺産全体は唯一の相続準拠法に従属させられる。そのうえ、そのような規律は、財産の所在地にかかわらず、被相続人がその財産をその相続人の間で適切に分割することを可能にする。

連結の基準としての被相続人の最後の常居所

規則においては、被相続人の常居所が被相続人の生活利益の中心と一致し、しばしばその財産の大部分が存在する地と一致するために、連結の基準としては、被相続人の国籍ではなく、その最後の常居所が顧慮されている。この連結は、常居所である加盟国における統合を促進し、その国籍を有することなくこの国に居住する者に対するあらゆる差別的待遇を排除するものである。それゆえ、複数の加盟国の抵触法、及びハーグ相続法条約のようなすべての現代の法的手段は、連結基準として、その常居所を顧慮している。

第17条

EUにおけるすべての法体系は、特に、遺留分請求権の方式において、被相続人の近親者の生計を保護する規定を定めている。被相続人が、生存者間の贈与が取消不能である加盟国に属している場合には、被相続人は相続準拠法としてその本国の法を選択することによって、この贈与の有効性を追認することができる。規則の中心的な関心事は、この保証が存続するよう配慮することであ

る。被相続人に法選択の可能性を認める決定に際しては、一方では、法的安定性及び単純なエステート・プランニングのようなそのような法選択の利点と、他方では、被相続人の親族、特に生存配偶者及び子の正当な利益の保護との調整が見いださなければならない。そういうわけで、規則は、被相続人に対して、原則的な準拠法(Regelstatut)としての〔常〕居所国の法と並んで、その本国法の選択のみを許容している。この決定は、EUにおける移動の自由を利用したが同時にその本国との密接な関係も重要である被相続人が、その相続の規律に関する文化的な関係を維持することを可能にする。この解決は、欧州議会によっても支持された。

他の法選択の可能性の排除：夫婦財産制における、より柔軟な法選択の取り扱いゆえに、適用されるべき相続法の多数の選択可能性を開くことになるであろうという理由で、相続準拠法として、被相続人の夫婦財産準拠法を選択する可能性は、この規則においては排除されている。しかしながら、これは、規則の目的設定と矛盾しているかもしれない。

第18条

多数の加盟国において利用されている相続契約及び共同遺言については、例えば、事業の譲渡を規律するため、及び生存配偶者に対して共有財産の受益(Nutzung)を可能にするために、それらに適用されるべき法に関する規定が確定されなければならない。

第21条

本条は、英米法（特に英国）の法体系の特殊性を顧慮しており、そこでは、相続人が被相続人の権利を直接に承継するのではなく、その遺産は、裁判所によって選任されかつ裁判所の監督に服する管理人によって清算される。

第22条

一定の不動産、事業又はその他の種類の財産的価値は、それが所在する加盟国において、その経済的、家族的又は社会的な規定に基づいて、尊重される必要がある、特別の相続規定に服している。そのような特別の規律は、

例えば、家族経営の農場 (landwirtschaftliche Familienbetriebe)について定められている。この例外は、規則の一般的な目的設定と矛盾することのないように、厳格に解釈されなければならない。それは、例えば、相続分割主義又は遺留分請求権には妥当しない。

第 27 条

公序に訴えること (Der Rückgriff auf den ordre public)は例外のままであるべきである。被相続人の親族の正当な利益の保護に関する規律の差異は、公序の適用には十分ではないし、遺産全体に一つの相続準拠法のみが適用されることを保証するというその目的と両立しないだろう。

4.4. 第 4 章：承認及び執行

この章は、規則(EG)44/2001 の関連する規定に対応している。相互信頼の原理に基づく相互承認の原則を相続事件において実現する(verschaffen)ために、すべての裁判上の決定及び和解は承認される。それゆえに、不承認の理由は必要最小限に限定された。

4.5. 第 5 章：公文書

相続法実務における公文書の重要性に鑑みて、EU におけるその自由な流通を可能にするために、この文書の承認がこの規則において確定されるべきである。その承認は、この公文書が、その内容及びそこに記録された事実関係に関して、国内の公文書又は本源国 (Ursprungsstaat) におけるのと同じ証拠力 (Beweiskraft)を与えられるということ、及びそれについては、同一の真正の推定(Echtheitsvermutung)が妥当し、この規則において定められた範囲内において執行可能であるということを意味する。

4.6. 第 6 章：欧州相続証明書

外国との関連を有する相続事件の迅速な清算のために、この規則によって、欧州相続証明書が導入される。そのような証明書の欧州連合における流通を容易にするために、統一的なひな型が定められ、相続証明書の交付についての国際管轄を委譲される官庁が決定されるべきである。本案についての管轄権を規律する規定との一致を保

証するために、相続証明書は、相続事件自体について管轄権を有する裁判所によって発行されなければならない。

欧州相続証明書は、若干の加盟国において存在する証明書に取って代わるものではない。その加盟国においては、権限を有する官庁は、相続人、遺言執行者又は遺産管理人としての地位を、国内法に従って証明する。

相続事件における管轄、準拠法、裁判及び公文書の承認及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する欧州議会・理事会規則のための提案 (2009/0157(COD))

欧州議会及び理事会は、
欧州共同体の設立に関する条約、特に第 61 条第 c 号及び第 67 条第 5 項後段に依拠し、
欧州委員会の提案 [(13)[...]付官報 C シリーズ第 [...]号 [...]頁。] に依拠し、
欧州経済社会評議会の意見 [(14)[...]付官報 C シリーズ第 [...]号 [...]頁。] に従い、
欧州共同体条約第 251 条の手続に従って、
以下の事由を考慮して、以下の規則を採択した。

(1) 欧州共同体は、自由、安全及び司法の領域を維持し、さらに発展させるという目的を定めている。共同体は、この領域の漸進的な構築のために、域内市場が円滑に機能するために必要な限りにおいて、国境を越える関連を有する民事事件における司法協力の分野における措置を採択する。

(2) 欧州共同体条約第 65 条第 b 号よれば、そのような措置は、特に、加盟国において適用されている抵触規定及び管轄の抵触の回避のための規定の調和可能性の促進に関係する。

(3) 1999 年 10 月 15 日及び 16 日にタンペレで行われたその会合において、欧州理事会は、民事事件における司法協力の基礎として、司法当局による判決及びその他の裁判の相互承認の原則を支持し、理事会及び欧州委員会に対して、この原則を実現する(Umsetzung)ための措置についての計画を採択することを要請した。

(4) それに基づいて、理事会は、2000年11月30日に、民事及び商事事件における裁判上の決定の相互承認の原則を実現するための措置についての計画を採択した〔(15)2001年1月15日付官報Cシリーズ第12号1頁。〕。この計画においては、裁判上の決定の相互承認を促進するものとして、抵触規定の調和化に関する措置が挙げられている。相続法及び遺言法に関する法的行為（法的文書）(Rechtsinstrument)の作成(Ausarbeitung)もこの措置の一部とみなされている。この法領域は、民事及び商事事件における裁判管轄、裁判の承認及び執行に関する2000年12月22日の理事会規則(EG)44/2001〔(16)2001年1月16日付官報Lシリーズ第12号1頁。〕から除外されている。

(5) 2004年11月4日及び5日にブリュッセルで行われたその会合において、欧州理事会は、「欧州連合における自由、安全及び司法の強化に関するハーグ計画」〔(17)2005年3月3日付官報Cシリーズ第53号1頁。〕と題する新たな計画を決議した。それにしたがって、2011年までに、抵触法、裁判管轄、相続法上の裁判の相互承認及び執行の規律、並びに欧州相続証書及びそれによって欧州連合に居住する者が遺言又はその他の死因処分を残したか否かが明確に確定され得る手続の導入を定める、相続法についての法的行為（法的文書）が採択されなければならない。

(6) 域内市場が円滑に機能することを促進する(erleichtern)ために、国際的な相続事件に関連して、現在、その権利の行使(Durchsetzung)がその者に対してな困難をもたらすことになる人の自由な移動(Verkehr)に対する障害は除去されるべきである。欧州の司法の領域においては、市民は、その相続をあらかじめ規律することが可能であるべきである。相続人、受遺者、被相続人と結びつけられたその他の者及び遺産債権者の権利は保証されなければならない。

(7) これらの目的を達成するために、相続事件における裁判管轄、準拠法、裁判及び公文書の承認及び執行、並びに欧州相続証明書に関する規定が統合された規則が必

要である。

(8) この規則の適用範囲は、死亡による権利の承継に関連するすべての民事法上の問題に及ぶべきであり、それが遺言又は相続契約による任意相続であろうと法定相続であろうと、すべての方式の死亡による所有権の移転に及ぶべきである。

(9) 無償の出捐の有効性及び効力は、契約債務の準拠法に関する2008年6月17日の欧州議会・理事会規則(EG)593/2008(Rome I)〔(18)2008年7月4日付官報Lシリーズ第177号6頁。〕に従って決定される。それゆえに、それらは、死亡による権利の承継とは異なる方法によって発生し又は移転する権利及び物と同様に、この規則の適用範囲から除外されるべきである。直ちに物権的効力を生じるこの無償の出捐又はその他の生存者間の処分が、相続人又は受遺者の持分の決定に際して、清算又は算入の義務を基礎付けるか否かは、この規則に従って決定される相続準拠法に従って決定される。

(10) この規則は、適用されるべき相続準拠法に従って有体又は無体の目的物に対する物権の取得の種類及び方法を規定すべきであるのに対して、原則として所在地法に従って決定されるところの、加盟国の国内法に従って許容される物権の法定主義(Numerus Clausus)は、各国の国内の抵触規定に服するべきである。これらの権利の公示、特に土地登記簿の機能、又は同様に所在地法に服する登記簿への登載若しくは不登載の効果も、規則〔の適用範囲から〕から除外されるべきである。

(11) 加盟国における相続事件の清算に際しての異なる方法を顧慮するために、この規則における「裁判所」の概念は広く解釈されなければならない、その結果として、この規則は、特に、権限の委譲によって裁判所の職務を果たす、裁判所以外の官庁の権限についても規律する。

(12) 欧州市民の増加する可動性に鑑みて、規則は、欧州連合におけるよき司法行政(einer geordneten Rechtspflege)、及びその遺産とその清算について管轄権を有する加盟国との具体的な連結の利益において、遺産

全体について、被相続人がその最後の常居所を有していた加盟国の裁判所の管轄権を規定すべきである。同一の理由によって、この規則は、被相続人の本国の裁判所がその事件をより良く判断することができる場合には、一定の要件のもとで、管轄を有する裁判所が、被相続人の本国の裁判所にその事件を移送することを許容すべきである。

(13) 相互の承認を促進する(erleichtern)ために、今後は、各国の国内法の管轄規定の参照は排除されるべきである。それゆえに、この規則においては、いかなる事件において加盟国の裁判所が補充的な管轄権(eine Auffangzuständigkeit)を行使することができるかが確定されなければならない。

(14) その裁判所が遺産の清算について管轄権を有する加盟国とは異なる加盟国に住む相続人又は受遺者の利益において、この規則は、相続若しくは遺贈の承認、又は相続若しくは遺贈の放棄に関する意思表示を、場合によってはその常居所の裁判所の面前において、この国の法によって規定されている方式において行う可能性を認めるべきである。

(15) 相続準拠法と物権準拠法との密接な関係の結果として、規則は、所在地である加盟国の法が、所有権の移転及び土地登記簿への登記に係る物権法上の措置を指示する(anordnen)ために、その裁判所の介入を規定している場合における、遺産目的物の所在地の特別裁判籍(einen außerordentlichen Gerichtsstand)を規定すべきである。

(16) よき司法行政の利益において、二つの加盟国において相互に両立し得ない裁判が下されるということは回避されなければならない。これについて、規則は、規則(EG)44/2001 の範例に従って、一般的な手続規定を定めるべきである。

(17) 市民が、その法的安定性を損なうことなく、域内市場の利益を享受することができるように、規則は、市民に対して、あらかじめその事件において適用可能な相

続準拠法を明らかにするべきである。加盟国において相互に矛盾する裁判が下されるということを回避するために、調和化された抵触規定(harmonisierte Kollisionsnormen)が導入されるべきである。一般的な(allgemeine)抵触規定は、相続が、それと密接に関連する、あらかじめ決定可能な相続準拠法に服することを保証するべきである。法的安定性の利益において、相続準拠法は、遺産の分裂から生じる困難を回避するために、その性質又は所在地にかかわらず、すべての遺産目的物について適用されなければならない。

(18) 規則は、市民に対して、準拠法の選択によって、その相続をあらかじめ規律するより多くの可能性を提供するべきである。この法選択は、相続人及び受遺者の正当な期待を保護する(gewahrt bleiben)ために、厳格な要件(Anforderungen)に服するべきである。

(19) 死因処分の方式上の有効性(Formgültigkeit)は、この規則においては規律されない。これに関しては、終意処分の方式の準拠法に関する1961年10月5日のハーグ条約が、この条約を批准した加盟国については、基準となる。

(20) ある加盟国において取得された遺産に対する請求権(Nachlassansprüche)の承認を促進する(erleichtern)ために、抵触規定は、代替的な連結基準の承認(Anerkennung alternativer Anknüpfungskriterien)によって、相続契約の有効性を優遇する(begünstigen)べきである。その際に、第三者の正当な期待は保護されるべきである。

(21) この規則の一般的な目的設定と両立し得る限りにおいて、規則は、相続法上取得された物権の移転を促進する(erleichtern)ために、一定の、網羅的に(erschöpfend)列挙された所在地法上の強行規定の適用を妨げるべきではない。

(22) 一定の不動産、事業又はその他の種類の財産的価値は、それが所在する加盟国において、その経済的、親族的又は社会的な規定に基づいて、この規則によって保

護されるべき特別の相続規定に服している。この相続準拠法の適用の例外は、この規則の一般的な目的設定と矛盾することのないように、厳格に解釈されなければならない。それは、特に、不動産を動産とは異なる法に従属させる抵触規定にも、遺留分請求権にも妥当しない。

(23) 国家による相続人不存在の遺産に対する要求(die Beanspruchung)に関する加盟国毎に異なる解決、及び一人又は複数の者の死亡の時間的な順序が知られていない事件における異なる対処方法(Vorgehensweise)は、矛盾する結論をもたらし、あるいはむしろ空白状態(ein Vakuum)を生じさせ得る。この規則は、加盟国の実質法と調和する、首尾一貫した結論をもたらすべきである。

(24) 公益上の理由から、加盟国の裁判所は、例外的な場合において、外国法の適用が訴えを提起された裁判所の属する国の公の秩序(ordre public)と両立し得ないであろう一定の事件において、その適用を拒絶することを認められるべきである。もっとも、裁判所は、欧州連合基本権憲章(die Charta der Grundrechte der Europäischen Union)、特に第 21 条の差別の禁止に違反するであろう場合には、この公の秩序の留保に基づいて他の加盟国の法の適用、他の加盟国の裁判、公文書、裁判上の和解又は欧州相続証明書の承認又は執行を拒絶することが許されるべきではない。

(25) この規則は、加盟国において下された相続法上の裁判の相互承認というその一般的な目的設定に鑑みて、規則(EG)44/2001 の範例に従って、裁判の承認及び執行についての規定を定めるべきであり、それは、場合によってはここで扱われている法領域の特別な要求に適応させられなければならない。

(26) 加盟国における相続法上の問題を規律するための異なる手続を顧慮するために、この規則は、公文書の承認及び執行を保証すべきである。もっとも、これに関して、公文書は、裁判上の決定と全く同様には扱われ得ない。公文書の承認は、公文書がその内容に関して、本源国(Ursprungsstaat)におけるのと同じの証拠力及び同一の効力を有することを意味し、それについては法律上の

有効性(Rechtsgültigkeit)の(反証可能な(widerlegbare))推定も妥当する。それゆえに、その法律上の有効性は、本源加盟国(Ursprungsmitgliedstaat)の裁判所において、この国において妥当している手続規定に従って常に異議を申し立てられ得る。

(27) 国際的な相続事件は、相続人、受遺者、遺言執行者又は遺産管理人が、遺産目的物が存在する加盟国において、その地位(Status)を、容易に、かつ訴訟の提起を必要とすることなしに(ohne ein Verfahren anstrengen zu müssen)証明することができる場合に、欧州連合において、より迅速に、より費用がかからず、より効率的に清算され得る。そのような証明書の欧州連合における自由な流通を促進する(erleichtern)ために、この規則において、欧州相続證書の統一的なひな型(Muster)が確定され、この証明書の発行についての権限を有する当局が決定されるべきである。欧州相続証明書は、補完性の原則に従って、加盟国の国内の手続に取って代わるものではない。この規則においては、欧州相続証明書と国内の手続がどのように相互に関連し合うかが明らかにされなければならない。

(28) 加盟国が引き受けた国際的な義務を遵守する(wahren)ために、規則は、この規則の採択の時点で一つ又は複数の加盟国が属している国際条約に影響を及ぼしてはならない。しかしながら、この規則の一般的な目的を維持する(wahren)ために、加盟国間の関係においては、規則は、条約よりも優先されなければならない。

(29) この規則の適用を促進する(erleichtern)ために、加盟国は、2001 年 5 月 28 日の理事会決定 2001/470/EG [(19)2001 年 6 月 27 日付官報 L シリーズ第 174 号 25 頁。]によって設立された民事及び商事事件についての欧州司法ネットワークに関して、その相続法について一定の報告を行う義務を負うべきである。

(30) この規則の実施のために必要な措置は、欧州委員会に委譲された実施権限の行使の方式の確定に関する 1999 年 6 月 28 日の理事会決定 1999/468/EG [(20)1999 年 7 月 17 日付官報 L シリーズ第 184 号 23 頁。]に従っ

て、決定されるべきである。

(31) 欧州委員会は、特に、決定 1999/468/EG 第 3 条の手続に従って、この規則において定められた書式 (Formblätter) の変更を決定する権限を委譲されるべきである。

(32) 適用されるべき法が国籍によって決定される場合には、その法体系が英米法に基づく一定の国家は、同等の価値を有する相続法上の連結基準として、国籍ではなく「ドミサイル(domicile)」を考慮しているという事情が顧慮されなければならない。

(33) 移動の自由、及び欧州市民が国際的な背景を有する相続をあらかじめ規律する可能性の保証、並びに相続人、受遺者、被相続人と結びつけられたその他の者及び遺産債権者の権利の保護というこの規則の目的は、加盟国のレベルにおいては十分には実現され得ず、この規則の範囲及び効力によって、共同体のレベルにおいてよりよく達成され得るので、共同体は、欧州共同体条約第 5 条において定められた(niedergelegten)補完性の原則に従って活動することが許される。同条において定められた比例性(Grundsatz der Verhältnismäßigkeit)の原則に従って、この規則は、この目的の達成に必要な限度を超えるものではない。

(34) この規則は、基本権を尊重し、欧州連合基本権憲章、つまり、それによれば、特に、性別、人種、肌の色、民族的又は社会的出身、遺伝的特徴、言語、宗教又は世界観(信条)、政治的な又はその他の意見、国内の少数派に属していること、財産、出自、障害、年齢又は性的志向による差別が禁止される、第 21 条において承認された原則を尊重する。この規則の適用に際しては、加盟国の裁判所は、これらの権利及び原則を尊重しなければならない。

(35) 欧州連合条約及び欧州共同体の設立に関する条約に付属する連合王国及びアイルランドの地位に関する議定書第 1 条及び第 2 条に従って、[連合王国及びアイルランドは、この規則の採択及び適用に参加することを通知

した。] / [議定書第 4 条に反することなく、連合王国及びアイルランドは、この規則の採択に参加せず、それゆえに、連合王国及びアイルランドについては、この規則によって拘束されることもなく、適用されることもない。]

(36) 欧州連合条約及び欧州共同体の設立に関する条約に添付されたデンマークの地位に関する議定書第 1 条及び第 2 条に従って、デンマークは、この規則の採択に参加せず、それゆえに、デンマークは、この規則によって拘束されることもなく、デンマークにおいて適用されることもない。

第 1 章 適用範囲及び概念規定

第 1 条 (適用範囲) (1) この規則は、死亡による権利の承継に適用される。この規則は、租税事件及び関税事件、並びに行政法上の事件には適用されない。

(2) この規則において、「加盟国(Mitgliedstaat)」とは、デンマーク [、連合王国及びアイルランド] を除くすべての加盟国を意味する。

(3) 以下の各号に掲げられた事項は、この規則の適用範囲から除外される。

(a) 自然人の身分関係、家族関係及び類似の効力を発揮する関係の問題

(b) 第 19 条第 2 項第 c 号及び第 d 号の留保のもとに、自然人の権利能力及び行為能力

(c) 自然人の失踪、不在及び推定死亡

(d) 夫婦財産制及び婚姻類似の効力を発揮する関係に適用可能な財産制の問題

(e) 扶養債務

(f) 第 19 条第 2 項第 j 号の留保のもとに、無償の出捐、生存者の増加相続分取得権を伴う共有財産権 (gemeinschaftliches Eigentum mit Anwartschaft des Übergangs auf den Überlebenden)、年金制度、保険契約及び類似の取り決め(ähnliche Vereinbarungen)のような、死亡による権利の承継とは異なる方法により発生し又は移転する権利及び財産的価値

(g) 死亡した社員又は構成員の持分の運命を規律する、会社、組合又は法人の設立行為又は定款における条項の

ような、会社法の問題

- (h) 会社、組合及び法人の、解散、消滅及び合併
- (i) 信託の設定、管理(Funktionsweise)及び解消
- (j) ある目的物に対する物権の種類及びこれらの権利の公示

第 2 条 (定義) この規則の意味において、以下の各号に掲げられた文言は、それぞれ当該各号に掲げられた事項を意味する。

- (a) 「死亡による権利の承継」: 遺言又は相続契約による任意相続であろうと、法定相続であろうと、すべての方式の死亡による所有権の移転
- (b) 「裁判所」: 相続事件において裁判上の職務を引き受ける(wahrnimmt)、加盟国のすべての司法当局又は権限を有するその他の当局。この規則に従って裁判所の権限に属するところの、国家の主権に基づく職務(die hoheitliche Aufgaben)を引き受ける機関(Stellen)は、裁判所と同様に扱われる。
- (c) 「相続契約」: それによってこの取り決めに關係する一人又はそれ以上の者の将来の遺産に対する権利が、反対給付(Gegenleistung)〔約因(consideration)〕あり又はなしで設定され、変更され、又は剥奪される取り決め
- (d) 「共同遺言」: その中でそれらの者が相互に相続人として指定され、及び／又は第三者が相続人として指定されるところの、二人又はそれ以上の者によって同一の文書において作成された遺言
- (e) 「本源加盟国(Ursprungsmitgliedstaat)」: 事件に応じて、裁判が下され、裁判上の和解が承認され若しくは締結され、又は公文書が作成された(aufgenommen worden ist)加盟国
- (f) 「要請された加盟国(ersuchter Mitgliedstaat)」: 裁判、裁判上の和解又は公文書の、承認及び／又は執行が申し立てられる(beantragt wird)加盟国
- (g) 「裁判」: 裁判所の職員による訴訟費用確定の決定を含む、判決、決定及び執行命令のようなその名称にかかわらず、相続事件において、加盟国の裁判所によって下されたすべての裁判
- (h) 「公文書」: 公文書として正式に作成され又は登録され、
一 公文書の署名及び内容に關係するその証拠力(dessen

Beweiskraft)〔真正(authenticity)〕が、

一 官庁又は本源加盟国によってこれについての権限が与えられたその他の機関(Stelle)によって確定された文書

- (i) 「欧州相続証書」: 第 6 章に従って管轄権を有する裁判所によって交付された証明書

第 2 章 管轄

第 3 条 (裁判所) この章の規定は、加盟国のすべての裁判所に適用されるが、非司法当局(außergerichtliche Stellen)には必要な場合にのみ適用される。

第 4 条 (一般の管轄) この規則の規定の留保のもとに、相続法上の裁判については、その領土内に被相続人がその死亡時にその常居所を有していた加盟国の裁判所が、管轄権を有する。

第 5 条 (事件の判断により適切な裁判所への移送) (1) 被相続人が、第 17 条に従って、ある加盟国の法を相続準拠法として選択した場合には、第 4 条に従って訴えを提起された裁判所は、当事者の一人の申立てにより、かつその裁判所の(seinem)判断によれば、被相続人がその法を選択した加盟国の裁判所がその相続事件をよりよく判断することができる場合には、その手続を停止し、当事者に対して当該加盟国に訴えを提起する(anrufen)ように促すことができる。

(2) 第 4 条に従って管轄権を有する裁判所は、その期限内に被相続人がその法を選択した加盟国の裁判所に対して第 1 項に従って訴えを提起しなければならない期限を定めなければならない。その裁判所に対してこの期限内に訴えが提起されない場合には、訴えを提起された裁判所は管轄権を有するままである。

(3) 被相続人がその法を選択した加盟国の裁判所は、第 2 項に従って訴えを提起された日から遅くとも 8 週間以内に管轄権を有すると宣言する。それに基づいて、最初に訴えを提起された裁判所は、遅滞なく、管轄権を有しないと宣言する。さもなければ、最初に訴えを提起された裁判所は管轄権を有するままである。

第 6 条 (残余の管轄(Restzuständigkeit)) 被相続人が、

その死亡時に、その常居所を加盟国に有していなかった場合であっても、加盟国の裁判所は、この加盟国に遺産目的物が存在する場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、管轄権を有する。

- (a) 被相続人が当該加盟国にかつての常居所を有していた場合、ただし、この常居所が訴えの提起より 5 年以上前のものである場合はこの限りではない。
- (b) 被相続人がその死亡時にこの加盟国の国籍を有していた場合
- (c) 相続人又は受遺者がこの加盟国にその常居所を有している場合
- (d) その申立てが、専らこの目的物にのみ関係する場合

第 7 条（反訴） 第 4 条、第 5 条又は第 6 条に従って手続が係属している裁判所は、この規則の適用範囲に属する限りにおいて、反訴の審理(*die Prüfung*)についても管轄権を有する。

第 8 条（相続又は遺贈の承認又は放棄についての管轄） 相続人又は受遺者がその常居所を有する加盟国の裁判所は、そのような意思表示が裁判所の面前においてなされなければならない場合には、相続又は遺贈の承認又は放棄に関する意思表示(*Erklärungen*)の受領(*die Entgegennahme*)、及び相続人又は受遺者の責任の制限に関する意思表示について管轄権を有する。

第 9 条（所在地の裁判所の管轄） 遺産目的物が存在する加盟国の法が、この目的物の移転、公的な登録簿への登載又はその書き換えに関係する物権法上の措置をとるために、その裁判所の関与(*ein Tätigwerden*)を定めている場合には、この加盟国の裁判所はそのような措置について管轄権を有する。

第 10 条（裁判所への訴えの提起） この章の目的のために、裁判所は、次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げられた時点において訴えを提起されたものとみなされる。

- (a) 手続を開始する書類又は同価値の書類が裁判所に提出された時点、ただし、原告が、その後において、その書類を被告に送達するために原告に義務付けられる措置

を講じることを怠らなかったことを条件とする。

- (b) 書類を裁判所に提出する前に被告に対して送達がなされなければならない場合には、送達について責任を負う当局(*Stelle*)がその書類を受領した(*erhalten hat*)時点、ただし、原告が、その後において、その書類を裁判所に提出するために原告に義務付けられる措置を講じることを怠らなかったことを条件とする。

第 11 条（管轄の審査(*die Prüfung*)） この規則によれば管轄権を有しない事件において訴えを提起された加盟国の裁判所は、職権により、管轄権を有しないと宣言する。

第 12 条（許容性(*Zulässigkeit*)の審査） (1) 手続が開始された加盟国とは異なる国の領土にその常居所を有する被告が出廷しない(*Lässt sich...auf das Verfahren nicht ein*)場合には、管轄権を有する裁判所は、被告が、時機を失することなく、かつ自己を防御することができる方法で、手続を開始する書類又は同価値の書類を受領することができたこと、又はこれについて必要なすべての措置が講じられたことが確定されるまで手続を停止する。

(2) 民事又は商事事件における裁判上又は裁判外の文書の加盟国における送達に関する 2007 年 11 月 13 日の欧州議会・理事会規則(EG)1393/2007 [(21) 2007 年 12 月 10 日付官報 L シリーズ第 324 号 79 頁。] 第 19 条は、手続を開始する書類又は同価値の書類が、その規則に従って、ある加盟国から他の加盟国に送達されなければならない場合には、第 1 項に代わって適用される。

(3) 規則(EG)1393/2007 の規定を適用することができない場合には、民事又は商事事件における裁判上又は裁判外の文書の外国における送達に関する 1965 年 11 月 15 日のハーグ条約第 15 条は、手続を開始する書類又は同価値の書類が、その条約に従って、外国において送達されなければならない場合に応用される。

第 13 条（訴訟の係属(*Lis pendens*)）

- (1) 原告が、異なる加盟国の裁判所において、同一の当事者間における同一の請求(*Anspruch*)〔訴訟原因(*訴因*) (*cause of action*)〕に基づいて訴訟を提起した場合には、後に訴えを提起された裁判所は、最初に訴えを提起され

た裁判所の管轄権が確定するまで、職権により、その手続を停止する。

(2) 最初に訴えを提起された裁判所の管轄権が確定し次第、後に訴えを提起された裁判所は、この裁判所のために、管轄権を有しないと宣言する。

第 14 条（事件との関連による (wegen Sachzusammenhang) 停止） (1) 関連する手続が異なる加盟国の裁判所において係属中である場合には、後に訴えを提起された裁判所はその手続を停止することができる。

(2) これらの手続が第一審に係属中である場合であって、最初に訴えを提起された裁判所が当該手続について管轄権を有し、かつその法によれば手続の併合が許容される場合には、当事者の一人の申し立てにより、後に訴えを提起されたすべての裁判所は、管轄権を有しないと宣言することもできる。

(3) 分離された手続において、場合によっては矛盾した裁判が生じ得ることを回避するために、共通の審理及び裁判が望ましいと思われるほどに密接に関係している場合には、本条の意味において手続が関連しているものとする。

第 15 条（保護措置(Sicherungsmaßnahmen)を含む仮の措置(Einstweilige Maßnahmen)） この規則に従って、他の加盟国の裁判所が、本案の裁判について管轄権を有する場合でも、ある加盟国の法において定められた、保護に向けられた措置を含む仮の措置は、この国の裁判所において申し立てられ得る。

第 3 章 準拠法

第 16 条（一般的な牴牾規定） この規則が異なるものを定めない限りにおいて、全体としての死亡による権利の承継は、被相続人がその死亡時にその常居所を有していた国の法に服する。

第 17 条（自由な法選択） (1) 人は、その遺産全体における権利の承継を、その者がその国籍を有する国の法に従属させることができる。

(2) 権利の承継に適用されるべき法の選択は、死因処分的方式上の要件に適合する意思表示(Erklärung)によって明示的に行われなければならない。

(3) 法選択の成立(Zustandekommen)及び実体上の有効性(Wirksamkeit)は、選択された法に服する。

(4) 法選択者による(durch ihren Urheber)そのような法選択の変更又は撤回は、死因処分の変更又は撤回についての方式規定に適合していなければならない。

第 18 条（相続契約） (1) 一人の者の遺産のみに関係する相続契約は、その者が、相続契約が作成された日に死亡したならば、この者の権利の承継に適用可能であったであろう法に服する。その相続契約がこの法によれば有効ではない場合であっても、その死亡時にこの規則に従って権利の承継に適用されるべき法によれば有効である場合には、有効であるものとみなされる。その場合には、その相続契約は、この法に服する。

(2) 複数の者の遺産に関係する相続契約は、相続契約が作成された日に死亡したならば、第 16 条に従って当事者の一人の権利の承継に適用可能であったであろう法に従って有効とみなされる場合にのみ、実体上有効である。その相続契約が、当事者の一人の死亡による権利の承継に適用されるべき法によってのみ有効である場合には、この法が適用される。相続契約が当事者の複数の者の死亡による権利の承継に適用されるべき法によって有効である場合には、相続契約は、その相続契約が最も密接な関係を示す法に服する。

(3) 当事者は、その相続契約を、その遺産が関係する者〔相続契約の当事者〕が第 17 条に従って選択することができるのであったであろう法に従属させることができる。

(4) 本条において規定されている法の適用は、相続契約の当事者でなく、かつ第 16 条又は第 17 条によって指定された法によれば、遺留分請求権又はその遺産が関係する者〔相続契約の当事者〕によっては剥奪され得ないその他の請求権が帰属する者の請求権を妨げない。

第 19 条（準拠法の規律範囲） (1) 相続の開始から権利者に対する遺産の最終的な移転に至るまでの全体としての死亡による権利の承継は、第 3 章によって指定された法に服する。

(2) 以下の各号に掲げられた事項は、特に、この法に服する。

- (a) 相続開始の原因、その時点及び場所
- (b) 生存配偶者の相続権を含む、相続人及び受遺者の指定(die Berufung)、これらの者の遺産に対する持分(Nachlassquoten)の決定、被相続人によって彼らに課された義務、並びに死亡によって生じた遺産に対するその他の権利
- (c) 相続能力
- (d) 特別な相続の欠格理由
- (e) 相続権剥奪及び相続の欠格
- (f) 相続及び遺贈の承認及び放棄の要件及びその効果を含む、相続人及び受遺者に対する遺産財産の移転
- (g) 特に、財産の譲渡及び債権者への弁済(die Befriedigung der Gläubiger)に関する、相続人、遺言執行者及びその他の遺産管理人の権限
- (h) 遺産債務についての責任
- (i) 被相続人の近親者のための裁判所又はその他の当局による遺産の分配を含む、遺産の自由処分可能分(der frei verfügbare Teil des Nachlasses)、遺留分、その他の遺言の自由に対する制限
- (j) 相続人及び受遺者の持分の決定に際しての、無償の出捐の清算及び算入
- (k) その方式上の有効性を除く、死因処分の有効性、解釈、変更及び撤回
- (l) 遺産の分割

第 20 条 (相続又は遺贈の承認又は放棄の方式上の有効性)

第 19 条にかかわらず、相続若しくは遺贈の承認若しくは放棄、又は相続人若しくは受遺者の責任の制限に関する意思表示(eine Erklärung)は、相続人又は受遺者がその常居所を有する国の法律上の要件が遵守された場合には有効である。

第 21 条 (所在地法の適用) (1) 死亡による権利の承継に適用されるべき法は、遺産財産が存在する加盟国の法の適用を妨げない、ただし、この法が、相続又は遺贈の承認又は放棄について、死亡による権利の承継に適用されるべき法が定める方式規定に依拠して履行されなければならないところの方式規定を定めている場合に限る。

(2) 死亡による権利の承継に適用されるべき法は、遺産財産が存在する加盟国の法の適用を妨げない、ただし、この法が、

- (a) 遺産の管理及び清算を、この加盟国の当局による遺産管理人又は遺言執行者の選任に依存させる場合（この場合には、権利の承継に適用されるべき法は、相続人、受遺者、遺言執行者又は遺産管理人のような、遺産の管理及び清算を委託され得る者を決定する。）又は、
- (b) 権利者に対する遺産の最終的な移転を相続税(Erbenschaftsteuern)の事前の支払いに依存させる場合に限る。

第 22 条 (死亡による権利の承継に関する特別の規定)

一定の不動産、事業又はその他の種類の財産的価値が、それらが存在する加盟国の法の経済的、家族的又は社会的な規定に基づいて服するところの、死亡による権利の承継に関する特別の規定が、この法によれば、相続準拠法とは関わりなく適用される場合には、この規則に従って適用されるべき法は、この規定の適用に影響を及ぼさない。

第 23 条 (同時死亡(Kommorienten)) その死亡による権利の承継が異なる法に服する二人又はそれ以上の者が、その死亡の先後の決定を許さない状況において死亡した場合であって、それらの法が、この事情について規律していないか、又は相互に両立しない規定によって規律している場合には、これらの者のうちのいずれの者も、他の者の遺産に対する請求権を有しない。

第 24 条 (相続人不存在の遺産(Erbenloser Nachlass))

この規則に従って適用されるべき法によれば、死因処分によって指定された相続人又は受遺者も、法定相続人としての自然人も存在しない場合には、この法の適用は、ある加盟国又は当該加盟国の法に従って指定された機関(eine von ihm bestimmte Einrichtung; a body appointed in accordance with the law of the Member State; une institution désignée par la loi du dit État membre)が、この国の領土に存在する遺産を取得する(sich...aneignen; seize)ことを妨げない。

第 25 条（普遍的な適用） この規則によって指定された法は、それが加盟国の法でない場合でも、適用されなければならない。

第 26 条（反致及び転致） この規則に従って適用されるべき加盟国の法とは、国際私法のそれを除く、この国において妥当している法規範と解釈されなければならない。

第 27 条（公の秩序(ordre public)） (1) この規則によって指定された法の規定の適用は、その適用が、訴えを提起された裁判所の国〔法廷地国〕の公の秩序(ordre public)と両立しない場合にのみ、拒絶され得る。

(2) この規則によって指定された法の規定の適用は、それが、遺留分請求権を、訴えを提起された裁判所の所在地〔法廷地〕の法(das Recht am Ort des angerufenen Gerichts)と異なって規律しているということのみを理由としては、訴えを提起された裁判所の国〔法廷地国〕の公の秩序と両立しないとはみなされ得ない。

第 28 条（不統一法国 (Staaten ohne einheitliche Rechtsordnung)） (1) ある国が、それぞれが死亡による権利の承継についての固有の法規範を有するところの、複数の地域的構成単位(Gebietseinheiten)を含む場合には、この規則に従って適用されるべき法の決定については、それぞれの地域的構成単位は国とみなされる。

(2) 異なる地域的構成単位が、死亡による権利の承継についての固有の法規範を有する加盟国は、これらの地域的構成単位にのみ関係する規範の抵触については、この規則を適用する義務を負わない。

第 4 章 承認及び執行

第 29 条（裁判の承認） ある加盟国において、この規則を適用して下された裁判は、他の加盟国において、これについて特別な手続を必要とすることなく、承認される。

ある裁判が承認され得るか否かという問題自体が係争の対象(den Gegenstand eines Streites)である場合には、その承認を主張するすべての当事者は、規則(EG)44/2001 第 38 条から第 56 条の手続において、その裁判が承認され得ることの確認を申し立てることができる。

その承認が、その裁判がその承認に依存する加盟国の裁判所における法律上の争訟において申し立てられる場合には、この裁判所はその承認に関しても決定することができる。

第 30 条（裁判の不承認の理由） 裁判は、以下の各号のいずれかに該当する場合には承認されない。

(a) その承認が、承認を求められた加盟国の公の秩序と明らかに矛盾する場合、その際には、管轄に関する規定は、公の秩序には属さない。

(b) 出廷しなかった(sich auf das Verfahren nicht eingelassen hat)被告に対して、時機を失することなく、かつ自己を防御することができる方法で、手続を開始する書類又は同価値の書類が送達されなかった場合、ただし、被告が裁判に対する法的救済を申し立てることが可能であったにもかかわらず、これを行わなかった場合はこの限りではない。

(c) それが、承認を求められた加盟国において、同一の当事者間において下された裁判と両立し得ない場合

(d) それが、同一の当事者間における、同一の請求権に基づく同一の法律上の争訟において、他の加盟国又は第三国において先に下された裁判と両立し得ない場合、ただし、先に下された裁判が、承認を求められた加盟国においてその承認に必要な不可欠な要件を満たしている場合に限る。

第 31 条（実質的再審査の禁止） 外国の裁判は、いかなる場合であっても、実質的に再審査されてはならない。

第 32 条（手続の停止） 他の加盟国において下された裁判の承認が申し立てられた加盟国の裁判所は、その裁判に対して通常の法的救済(ein ordentlicher Rechtsbehelf;an ordinary appeal;un recours ordinaire)が申し立てられている場合には、その手続を停止することができる。

第 33 条（執行可能性） ある加盟国において下され、そこで執行可能な裁判、及びある加盟国において締結され、そこで執行可能な裁判上の和解は、他の加盟国において、規則(EG)44/2001 第 38 条から第 56 条及び第 58 条に従

って、執行される。

第 5 章 公文書

第 34 条（公文書の承認） ある加盟国において作成された (aufgenommenen) 公文書は、その有効性 (ihre Gültigkeit) に対して、本源加盟国において、そこで妥当する手続に従って異議が申し立てられていない限りにおいて、この承認が承認を求められた加盟国の公の秩序 (ordre public) と矛盾しないことを留保して、他の加盟国において承認される。

第 35 条（公文書の執行可能性） ある加盟国において作成され (aufgenommenen)、かつ執行可能である公文書は、他の加盟国において、規則 (EG) 44/2001 第 38 条から第 57 条に規定された手続に従った申立てにより、執行可能であると宣言される。その執行宣言は、この規則の第 43 条及び第 44 条に従って法的救済を申し立てられた裁判所によって、公文書に基づく強制執行が、執行を求められた加盟国の公の秩序 (ordre public) と明らかに矛盾する場合、又はその文書の有効性 (die Gültigkeit) に対して本源加盟国の裁判所において異議が申し立てられている場合にのみ、拒絶又は破棄され得る。

第 6 章 欧州相続証明書

第 36 条（欧州相続証明書の導入） (1) この規則によって、相続人又は受遺者としての地位、及び遺言執行者又は第三者の遺産管理人 (Fremdverwalter; third-party administrators) としての権限の証明として通用する欧州相続証書が導入される。欧州相続証明書は、この章に従って管轄権を有する当局によって、この規則の第 3 章によって適用されるべき相続準拠法に従って、交付される。(2) 欧州相続証明書の利用は、義務的なものではない。欧州相続証明書は、国内の手続に取って代わるものではない。しかしながら、欧州相続証明書の効力は、その当局がこの章に従ってその証明書を交付した加盟国においても承認される。

第 37 条（欧州相続証明書の交付についての管轄） (1)

欧州相続証明書は、相続人又は受遺者としての地位及び遺言執行者又は第三者の遺産管理人としての権限を証明する義務を負うすべての者の申立てにより交付される。

(2) 欧州相続証明書は、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に従ってその裁判所が管轄権を有する加盟国の権限を有する裁判所によって発行される。

第 38 条（申立ての内容） (1) 相続証書の交付を申し立てる者は、附属文書 I の書式に基づいて、その者が知る限りにおいて、以下の各号に掲げられた情報を提供する (teilt...mit)。

(a) 被相続人に関する情報 (Angaben) : 姓、名、性別、民事上の身分関係 (Personenstand; civil status; état civil)、国籍、個人識別コード (Personenkennziffer; identification code) (存在する場合に限る)、最後の常居所の所番地 (Anschrift)、死亡の場所及び時点

(b) 申立人に関する情報 : 姓、名、性別、国籍、個人識別コード (存在する場合に限る)、所番地、被相続人との血族関係又は姻族関係

(c) 相続権、及び／又は遺産の管理及び／又は遺言の執行に関する権限を基礎付ける事実上又は法律上の要素 (Umstände; the elements)。申立人が死因処分を知っている場合には、この処分の写しがその申立てに添付されなければならない。

(d) 申立人が、他の相続人又は受遺者に取って代わるか否か。もしそれが事実であるならば、それらの者の死亡、又はそれらの者が権利を承継することを妨げた事情の証明

(e) 被相続人が夫婦財産契約を締結していたか否か。もしそれが事実であるならば、夫婦財産契約の写しとその申立てに添付されなければならない。

(f) 申立人が、相続に対する異議申立て (Erbschaftsanfechtung) を知っているか否か

(2) 申立人は、その情報が正確であること (die Richtigkeit; the accuracy) を、公文書 (Urkunden; authentic instruments; documents authentiques) によって証明しなければならない。その文書が提出され得ない場合、又は提出に過度の費用 (unverhältnismäßigem Aufwand; disproportionate

difficulties)を要する場合には、他の証拠方法が許容される。

(3) 管轄権を有する裁判所は、行われた意思表示が真実であること(der Richtigkeit;the veracity)を確認するために(um sich von...zu überzeugen)適切な措置を講じる。裁判所は、その国内法に従って許容される場合には、この意思表示が宣誓のもとで行われることを要求する。

第 39 条 (一部証明書(Teilzeugnis)) 一部証明書は、以下の各号に掲げられた事項を証明するために、申し立てられ、交付され得る。

- (a) 各々の相続人又は受遺者の権利、及びその遺産に対する持分
- (b) 権利の承継に適用されるべき法に従って許容される場合には、特定の目的物の移転に対する請求権(den Anspruch auf die Übertragung eines bestimmten Gegenstands)
- (c) 遺産の管理に関する権限

第 40 条 (相続証明書の交付) (1) 欧州相続証書は、管轄を有する裁判所が、申立ての理由として示された事実(die zur Begründung des Antrags angeführten Angaben; the facts which are presented as the grounds for the application)が証明されたと考える場合にのみ交付される。欧州相続証明書は、管轄権を有する裁判所によって、遅滞なく交付される。

(2) 管轄権を有する裁判所は、職権により、申立人の意思表示(Erklärungen;declarations)、申立人によって提出された文書及びその他の証拠方法に応じて、事実を立証するために必要な調査(die zur Überprüfung der Angaben notwendigen Untersuchungen;the enquiries necessary to verify the facts)を行い、必要である(zweckmäßig;necessary)と思われる証拠を補充的に(nachträglich)収集する。

(3) この章の目的のために、加盟国は、他の加盟国の管轄権を有する裁判所に対して、特に、民事上の身分関係に関する登録簿、被相続人の家族の権利の承継又は夫婦財産制に関する文書又は情報(Urkunden oder Angaben;acts and facts)が公開されている(offen gelegt werden;recording)登記簿、及び土地登記簿の利用を認め

る(gewähren...Zugang)。

(4) 発行する裁判所は、その権利者、場合によっては遺産管理人若しくは遺言執行者を召喚し、又は場合によっては公示によってその他の遺産権利者(andere Nachlassberechtigte)に対してその権利を行使するよう促すことができる。

第 41 条 (欧州相続証明書の内容) (1) 欧州相続証明書は、附属文書 II の書式を利用して交付される。

(2) 欧州相続証明書は、以下の各号に掲げられた情報(Angaben)を含む。

- (a) 発行する裁判所、その裁判所が証明書の交付についてのその管轄をそれから導き出した事実上及び法律上の理由、発行の日付
- (b) 被相続人に関する情報：姓、名、性別、民事上の身分関係、国籍、個人識別コード（存在する場合に限る）、最後の常居所の所番地、死亡の場所及び時点
- (c) 場合によっては、被相続人によって締結された夫婦財産契約
- (d) この規則に従って死亡による権利の承継に適用されるべき法、及びそれに基づいて適用されるべき法が決定された事実上及び法律上の事情
- (e) 相続人、受遺者、遺言執行者又は第三者の遺産管理人の請求権及び／又は権限がそれから導き出された事実上及び法律上の事情：法定相続及び／又は遺言相続及び／又は相続契約による相続
- (f) 申立人に関する情報：姓、名、性別、国籍、個人識別コード（存在する場合に限る）、所番地、被相続人との血族関係又は姻族関係
- (g) 場合によっては、各々の相続人についての、相続の承認の性質に関する情報
- (h) 複数の相続人がいる場合には、各々の相続人の相続分、及び、場合によっては、特定の相続人に帰属する遺産財産の一覧表
- (i) 権利の承継に適用されるべき法に従って受遺者に帰属する遺産財産の一覧表
- (j) 第 3 章に従って死亡による権利の承継に適用されるべき法及び／又は遺言又は相続契約に含まれる条項による、相続人の権利に対する相続法上の制限
- (k) 相続人、受遺者、遺言執行者及び／又は遺産管理人

が、死亡による権利の承継に適用されるべき法に従って、遺産財産に対して行うことができる行為の一覧表

第 42 条 (欧州相続証明書の効力) (1) 欧州相続証明書は、相続人及び受遺者の地位、並びに遺言執行者又は第三者の遺産管理人の権限の証明として、すべての加盟国において、当然に(von Rechts wegen;de plein droit)承認される。

(2) すべての加盟国において、その有効期間を通じて、相続証明書の内容的な正確性(die inhaltliche Richtigkeit)が推定される。相続証明書において相続人、受遺者、遺言執行者若しくは遺産管理人として表示された者は、その証明書において表示された相続権若しくは受遺者としての権利を有し、又はその証明書において表示された管理権を有し、その証明書において表示された以外の条件又は制限は存在しないものと推定される。

(3) 相続証明書の所持者に対して支払いを行い(Zahlungen... leistet)、又は目的物を引き渡した(übergibt)すべての者は、相続証明書の所持者が(letzterer)相続証明書に基づいてそのような行為を行う権限を有していた場合には、その義務から解放される、ただし、支払いを行い又は目的物を引き渡した者が(die Person)、相続証明書が内容的に事実に適合していないことを知っていた場合にはこの限りではない。

(4) 相続証明書に添付された一覧表に基づいて、その譲渡についての権限を与えられた相続証明書の所持者から遺産財産を取得したすべての者について、その財産は、処分権を有する者から取得されたものと推定される、ただし、取得者が、相続証明書が内容的に事実に適合していないことを知っていた場合にはこの限りではない。

(5) 相続証明書は、遺産財産が存在する加盟国の公の登録簿に対する、死亡による取得に基づく書き換え(die Umschreibung)又は登録(die Eintragung)のための有効な権原(einen gültigen Titel;a valid document)である。その書き換えは、当該登録簿が管理されている加盟国の法に従って行われ、この法によって定められた効力を発揮する。

第 43 条 (欧州相続証明書の訂正(Berichtigung)、停止又は破棄(Einziehung;cancellation)) (1) 欧州相続証明

書を交付した裁判所は、欧州相続証明書の原本を保管し、申立人又は正当な利益を主張するすべての者に対して、一通又は複数通の謄本を発行する。

(2) その謄本は、3 ヶ月の限定された期間において、第 42 条において定められた効力を発揮する。この期間の経過後は、その相続証明書の所持者又はその他の権利者は、その権利を主張するために、発行する裁判所に対して、新たな謄本〔の交付〕を申し立てなければならない。

(3) 相続証明書は、以下の各号に該当する場合には、権利者の申立て又は発行する裁判所の職権により、当該裁判所によって、当該各号に定める取り扱いがなされる。

(a) 実体上の誤りがある場合には(im Falle eines materiellen Fehlers;in the case of material error)、訂正される。

(b) 相続証明書が事実に適合していることに対して異議が申し立てられている場合には、欄外の余白に、結果としてその効力の停止を伴う注が付される。

(c) 相続証明書が事実に適合していないことが明白である場合には、破棄される(wird...eingezogen;be cancelled)。

(4) 相続証明書の訂正、その効力の停止、又はその破棄(seine Einziehung;its cancellation)は、発行する裁判所によって原本の欄外の余白に注記され、申立人に通知される。

第 44 条 (法的救済) 各加盟国は、欧州相続証明書の交付又は不交付、訂正、停止又は回収に関する裁判に対する法的救済を規定する。

第 7 章 一般条項及び最終条項

第 45 条 (既存の国際条約との関係) (1) この規則は、欧州共同体条約第 307 条の規定による加盟国の義務を害することなく、この規則の採択時に一つ又はそれ以上の加盟国が当事国であり、かつこの規則において規律される領域に關係する二国間又は多国間条約の適用に影響を及ぼさない。

(2) 第 1 項にかかわらず、この規則は、加盟国間においては、加盟国が当事国であり、かつこの規則において規律される領域に關係する条約に優先する。

第 46 条（公衆のための情報） 加盟国は、民事及び商事事件における欧州司法ネットワークに関して、公衆のために、国内の相続法に関する規定及び手続の説明(eine Beschreibung; a description)、並びに関連する規定の本文(den Wortlaut;the relevant texts)を提供する。加盟国はこれらの規定のすべての事後の変更を通知する。

第 47 条（書式の変更） 第 38 条から第 41 条において定められた書式のすべての変更は、第 48 条第 2 項による協議手続(dem Beratungsverfahren; the consultative procedure)に従って決定される。

第 48 条（委員会(Ausschuss)の手続） (1) 欧州委員会は、規則(EG)44/2001 第 75 条によって設置された委員会によって支援される(wird... unterstützt)。

(2) 本条項(diesen Absatz;this paragraph)に関連する場合には、決定 1999/468/EG 第 3 条及び第 7 条の規定が、その第 8 条の顧慮のもとで適用される。

第 49 条（再検討条項） 欧州委員会は、遅くとも [...] までに、欧州議会、理事会及び欧州経済社会評議会に対して、この規則の適用に関する報告書を提出する。この報告書には、場合によっては適切な修正提案(entsprechende Anpassungsvorschläge;proposed amendments;propositions d'adaptation)が添付される。

第 50 条（経過規定） (1) この規則は、その適用開始後に死亡した者の権利の承継に適用される。

(2) 被相続人が、この規則の適用開始よりも前に、その相続に適用されるべき相続準拠法を選択した場合には、この法選択は、それが第 17 条の要件を満たす場合に限り、

有効であるとみなされる。

(3) 相続契約の当事者が、この規則の適用開始よりも前に、この相続契約に適用されるべき相続準拠法を選択した場合には、この法選択は、それが第 18 条の要件を満たす場合に限り、有効であるとみなされる。

第 51 条（施行） この規則は、欧州連合の官報における公表の 20 日後に施行される。

その適用は〔施行の 1 年後〕から開始する。

この規則は、欧州共同体の設立に関する条約に従って、そのすべての部分において拘束力を有し、その加盟国において直接に適用される。

[...] 年 [...] 月 [...] 日に、ブリュッセルにおいて作成された。

欧州議会を代表して	理事会を代表して
議長	議長
[...]	[...]

付属文書 I：規則第 38 条の申立て〔の書式〕（略）

付属文書 II：第 41 条の欧州相続証明書〔の書式〕（略）

* 訳出に際しては、主としてドイツ語版及び英語版を参照し、必要に応じてフランス語版も参照した。